

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
国交03	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
国交04	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設
国交05	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交06	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
国交07	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
国交08	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長
国交09	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
国交10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
国交11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設
国交12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設
国交13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設
国交14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
国交15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
国交18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設
国交19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
国交20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）
国交22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長
国交23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設
国交24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設
国交25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
国交26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）

番号	制度名
国交27	J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
国交30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充
国交31	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
国交32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
国交33	L N G船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
国交34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設
国交35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設
国交36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
国交37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
国交39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
国交40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
国交41	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交42	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交43	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交44	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交45	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交46	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例
国交47	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交48	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交49	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交50	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交51	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交52	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交53	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

番号	制度名
国交54	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交55	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交57	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交58	中部国際空港整備準備金
国交59	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交60	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交61	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交62	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交63	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7④「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することによりアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【国交01】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

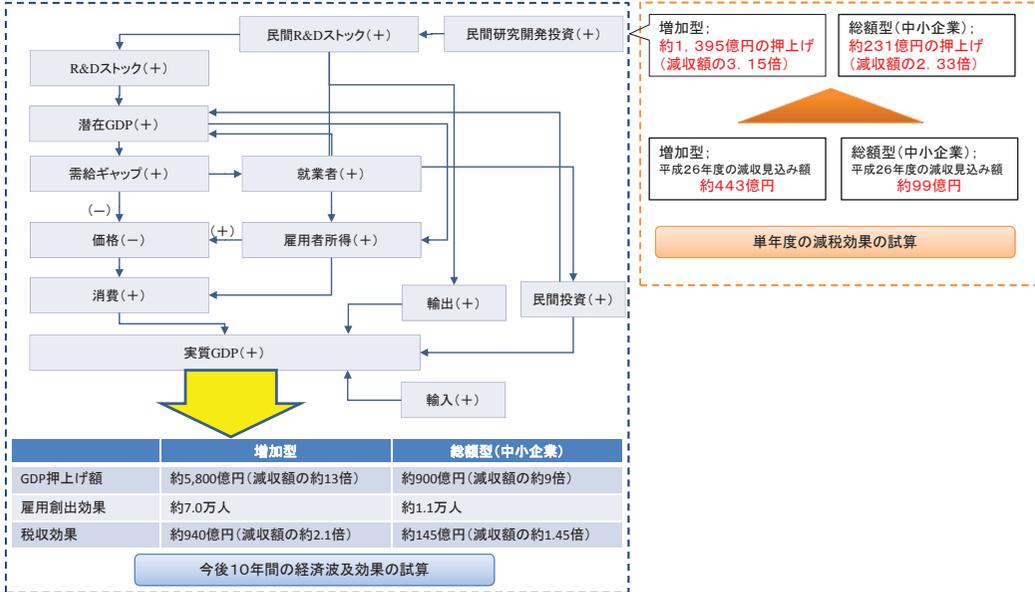
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.619]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税46)(法人税:義)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

		<p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （7）新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行う必要がある。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 （1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ＜上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業＞ 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>＜増加型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p>

		<p>＜高水準型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計（平成26年度） ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 （平成25年度経産省アンケート調査結果による試算）</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>242</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>178</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>【うち増加型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,866</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>143</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>234</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>108</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>131</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>116</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>83</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>46</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187	サービス業	242	183	その他	178	95		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,866	1,228	食料品	143	96	化学	234	127	窯業等	36	17	金属	108	80	機械	131	79	産業用電気機械	116	88	輸送用機械	83	29	理化学機械	46	34
	適用企業数	うち中小企業数																																																																								
総計	1,993	1,311																																																																								
食料品	144	97																																																																								
化学	261	135																																																																								
窯業等	36	17																																																																								
金属	110	82																																																																								
機械	137	82																																																																								
産業用電気機械	124	93																																																																								
輸送用機械	87	30																																																																								
理化学機械	52	39																																																																								
その他製造業	374	271																																																																								
卸売業	248	187																																																																								
サービス業	242	183																																																																								
その他	178	95																																																																								
	適用企業数	うち中小企業数																																																																								
総計	1,866	1,228																																																																								
食料品	143	96																																																																								
化学	234	127																																																																								
窯業等	36	17																																																																								
金属	108	80																																																																								
機械	131	79																																																																								
産業用電気機械	116	88																																																																								
輸送用機械	83	29																																																																								
理化学機械	46	34																																																																								

	<table border="1"> <tr> <td>その他製造業</td> <td>359</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>239</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>205</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>166</td> <td>83</td> </tr> </table>	その他製造業	359	261	卸売業	239	181	サービス業	205	153	その他	166	83																														
その他製造業	359	261																																									
卸売業	239	181																																									
サービス業	205	153																																									
その他	166	83																																									
	<p>【うち高水準型】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>適用企業数</td> <td>うち中小企業数</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>127</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>27</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>37</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>		適用企業数	うち中小企業数	総計	127	83	食料品	1	1	化学	27	8	窯業等	0	0	金属	2	2	機械	6	3	産業用電気機械	8	5	輸送用機械	4	1	理化学機械	6	5	その他製造業	15	10	卸売業	9	6	サービス業	37	30	その他	12	12
	適用企業数	うち中小企業数																																									
総計	127	83																																									
食料品	1	1																																									
化学	27	8																																									
窯業等	0	0																																									
金属	2	2																																									
機械	6	3																																									
産業用電気機械	8	5																																									
輸送用機械	4	1																																									
理化学機械	6	5																																									
その他製造業	15	10																																									
卸売業	9	6																																									
サービス業	37	30																																									
その他	12	12																																									
②: 減収額	<p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(11億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(1億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成26年度 ▲544億円</p> <p>(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>																																										

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業績の回復に遅れが</p>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																																																																								
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																																																																								
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																																																																								
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																																																																								
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																																																																								
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																																																																								
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																																																																								
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																																																																								
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																																																																								
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																																																																								
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																																																																								
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																																																																								
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																																																																								
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																																																																								
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																																																																								
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																																																																								

	<p>生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同日達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定） 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p><租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響> リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p><税収減を是認するような効果の有無> 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p>
--	---

		<p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（544億円分）が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果：4,947億円、②雇用創出効果：約6万人、③税収効果：約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.5%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）政策目的の根拠・政策体系での位置付け

所期の目標が達成されていない原因として、次の点が挙げられる。

- ・ 中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準にとどまっている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
- 【別紙】参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kuokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。

事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。
- ・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。
- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【国交02】

平成 23 年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
・ 平均売上金額の 10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

当該調査結果が公表されていない平成 24 年度及び 25 年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成 25 年度経済産業省アンケート調査結果及び平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成 23 年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す 23 年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25 年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24 年度と同じ数値とした）。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成 24 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
増加型	2,289/事業年度	16,452
高水準型	120/事業年度	12,296
平成 25 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
増加型	2,289/事業年度	16,452
高水準型	120/事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に 17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成 24 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724×17.3%=3,066
増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成 25 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789×17.3%=3,769
増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に 17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成 27 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066×17.3%=5,720
増加型	1,360/事業年度	57,790×17.3%=9,998
高水準型	127/事業年度	12,562×17.3%=2,173

平成 28 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058×17.3%=5,892
増加型	1,360/事業年度	59,524×17.3%=10,298
高水準型	127/事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成 29 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080×17.3%=6,069
増加型	1,360/事業年度	61,310×17.3%=10,607
高水準型	127/事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
（総額型部分（中小含む））284,793 百万円×2.33 倍=663,568 百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円（23 年度実績額）は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

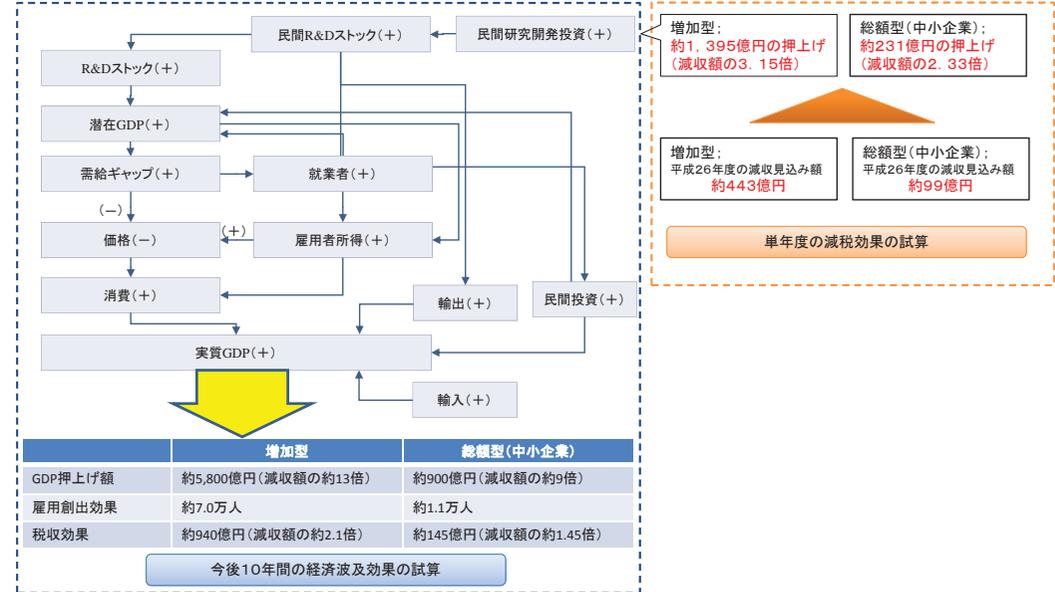
	回帰分析結果		
Δit	Δln Yit	Constant	Observation
2.3304	0.5518	-0.2235	1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



増加型:
約1,395億円の押し上げ
(減収額の3.15倍)

総額型(中小企業):
約231億円の押し上げ
(減収額の2.33倍)

増加型:
平成26年度の減収見込み額
約443億円

総額型(中小企業):
平成26年度の減収見込み額
約99億円

単年度の減税効果の試算

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税48)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	<p>○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで)</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで)</p> <p>○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																
8	有効性等 ①: 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
	平成23年度																	
機械製造業	11.2%																	
化学工業	16.5%																	
輸送用機械器具製造業	5.7%																	
食料品製造業	10.1%																	
電気機械器具製造業	8.4%																	
卸売業	19.0%																	
サービス業	14.9%																	

	②: 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--------	--

	<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等における研究開発税制の拡充競争が激化する中、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引上げ、総額型及び上乗せ措置の繰越期間の5年への拡充を実施することで、業績にかかわらずあらゆる企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、租税減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（(1)新基準適合車の型式届出状況、(2)新基準適合車型式の出荷状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（(1)新基準適合車への早期開発・早期市場投入の促進、(2)新基準適合車への更新需要誘発）の実現状況の将来予測について、「新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
 具体的な根拠条文は以下である。
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
 第一条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 （1）新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進、（2）新基準適合車への更新需要誘発の目標達成時期は、早出し特例期間満了の平成28年9月末となる。
 また、目標水準は以下である。
 （1）新基準適合車の型式届出状況 → 早出し期間内/経過措置期間までの型式届出割合約5%の達成
 （2）新基準適合車型式の出荷状況 → 早出し期間中の本税制措置対象型式の出荷数約4,800台
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ベースとしている「定格出力毎」の「保有台数」は、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の第9次報告から保有台数、第6次報告より公道を走行しない車の比率を引用し、掛け合わせて出している。
 新旧規制対応車台数の按分においては、上記③の目標値を用いている。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 上記⑥の適用件数及び記載している減収総計、償却期間等の条件より、逆算することで、定格出力帯ごとの代表的な油圧ショベルの実勢販売価格にコストアップ分を加えた価格が算出できる。償却の計算に特別なものはなく、一般的な償却計算式によっている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本租税特例措置を設けず、推定適用件数4,800件について旧基準適合車による更新が行われたと仮定し、当該車両について、粒子状物質減少装置装着補助事業により新基準適合車と同等のPM9割削減効果を得ようとした場合、トラック・バス類に対する補助事例（装置装着経費補助率1/2、3.5トン以上8トン未満の自動車300千円以内）を参考に試算すると、4,800件×300千円=1,440百万円の補助予算を要することとなり、本租税特例措置による減収額481百万円を上回る（新基準

適合車の車両価格アップ分の消費税増分を減収額の相殺分として加味すると、さらに差額は大きくなる）。

実際には、特定特殊自動車に粒子状物質減少装置をトラック・バス類と同様に後付けすることは困難であり、新基準適合車と同様の効果を得るには次の更新時期である10～15年先まで遅れることとなる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特定特殊自動車は一般自動車のような車検制度がなく、対象機械購入後の一定期間の保有継続等のフォローアップが必要な補助金施策を導入するよりも、課税台帳への登録が必要な固定資産税による税制優遇のほうが有利である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (地方税47)(固定資産税:外)
2	要望の内容	(新設) ・特例措置の対象 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、平成26年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、固定資産税のかかるもの。 (ただし、定格出力帯毎の規制開始日前の取得分に限る。 定格出力130kW以上560kW未満のものは規制開始日から1年後までの取得分に限る。) ・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を最初の3年間1/2とする。
3	担当部局	総合政策局公共事業企画調整課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」施行時の特例措置) 「排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設」 (平成18年度創設(法律施行時)→平成20年度廃止(早出し期間終了)) 一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が施行された。排出ガス量削減効果の発現にあたっては、基準適合車の早期市場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換えが円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯決議対応も考慮し、平成18年度法制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成20年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成20年度に特例措置を一旦廃止とした。 (平成23年度創設→平成25年度廃止(早出し期間終了)) 平成23年度から規制が強化されることに伴い、平成23年度法制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間3/5に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、改正法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成25年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成25年度に特例措

		置を一旦廃止とした。
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年9月30日までの取得分について適用。(ただし、定格出力帯毎に適用期限日が異なる。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。 《政策目的の根拠》 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標:地球環境の保全 施策目標:地球温暖化防止等の環境の保全を行うものに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1)新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進 (2)新基準適合車への更新需要誘発 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (1)測定指標:新基準適合車の型式届出状況 (2)測定指標:新基準適合車型式の出荷状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (1)自動車類に占める特定特殊自動車の排出ガス寄与率はNOx約25%、PM約12%(平成12年推計)と高い。 (2)NOx・PM地域である3大都市圏を含む関東、中部、近畿地方に主要建設機械の約49%が集中。 →排出ガス規制強化による基準適合車の早期普及が、大気汚染物質のバックグラウンド値低下による大気環境基準の達成・維持にとって重要な要素となっている。 (参考)新規導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値(中環審9次答申) PM:1.0万t/年(H17)→0.4万t/年(H32) NOx:25万t/年(H17)→9.4万t/年(H32)
8	有効性等	① 適用数等 対象件数 4,848件 H26:751台 H27:2,344台 H28:1,753台 【推計モデル】 推定保有台数をベースに、定格出力帯毎の規制開始日や平成23年規制強化時の届出状況を勘案して新旧規制対応車台数を案分し、適用見込み台数モデルを推計
		② 減収額 減収総計 481百万円(平成27年～平成31年) H27:38百万円 H28:153百万円 H29:163百万円 H30:99百万円 H31:28百万円 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢販売価格に新規制対応コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率1.4%)

		③税制優遇措置:最初の3年間課税標準を1/2とする(1/2軽減)
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成23年) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、NOx9割削減となる新基準車の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H20→H23) 二酸化窒素(NO2):一般局100%→100%、自排局95.5%→99.5% (NOx・PM法対策地域:一般局100%→100%、自排局92%→99.1%) 浮遊粒子状物質(SPM):一般局99.6%→69.2%、自排局99.3%→72.9% (NOx・PM法対策地域:一般局99.8%→72.7%、自排局99.5%→75.6%) 光化学オキシダント(Ox):一般局0.1%→0.5%、自排局0%→0% 光化学オキシダント注意報等発令都道府県数(25→18都府県)、発令延日数144日→82日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年10月~平成22年3月) 新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)基準適合型式車の型式届出数 ・継続生産車の経過措置期間内に型式届出された大型特殊自動車492型式。そのうち、経過措置期間前に型式届出されたもの227型式(46%)。D5レンジの延長措置期間分を含めると285型式(58%)。 (なお、H21年度末までの型式届出数853型式、うち大型特殊712型式) (2)基準適合車普及台数 主要建設機械推定保有数85万台のうち普及台数85千台 (H21建設機械動向調査)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) (1)新基準適合型式届出ペース後退による新基準適合車普及展開の遅れ。 特例措置がない場合、早出し特例効果がないため、規制適用日直前の10月あるいは経過措置期間中に新基準適合車を市場投入することを選択するメーカーが増え、全体的に6ヶ月以上市場投入が遅れると推定。 (2)規制対象となる特定特殊自動車約105万台(H21推計)のうち5千台が更新しなかったとすると、更新率約0.5%減。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) 一般自動車類の排出ガス規制の強化進捗に伴い、特殊自動車類の排出ガス寄与率は今後も高まる傾向にあり、確実に大気環境改善を図るためには、特定特殊自動車の排出ガス規制の強化を円滑に進め、新基準適合車の普及促進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要となる。規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種は早期開発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高めるためには、高額商品である特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて有効である。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国民の健康に係わる大気の汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の大気環境の改善に資する。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>(1)中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(機械購入支援) 実績)H20~H24 減税見込額計 85億円</p> <p>(2)環境エネルギー対策貸付制度(オフロード法基準適合車購入支援) ((株)日本政策金融公庫による低利融資) 実績)H20~H24 融資実績 ①中小企業:153億円(480件) ②国民生活事業:73億円(842件)</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 (1)の当該税制は、特定特殊自動車に限らず、中小企業が機械購入する際の投資への優遇措置であり、広く更新需要喚起を下支えするものである。 (2)の当該融資施策は、期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に対する資金調達を容易にし、更新需要喚起を下支えするものである。</p> <p>(1)(2)とも、特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが、時限的な措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し、新基準車への早期更新需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>国際商品である特定特殊自動車については、国による国内統一基準での排出ガス規制が適当であり、その規制強化に当たっては、新基準適合車への更新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で、新基準適合車の早期普及は、当該車両が使用される地域の大気環境の改善に特に資するため、地方税・地方公共団体の協力による支援が適当である。</p>
10	有識者の見解	<p>(法制定時衆参国会附帯決議平成17年5月) 「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」 (中央環境審議会(第9次答申)平成20年1月) 「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については、平成15年10月から公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され、平成18年10月から車種により排出ガスの規制の強化、公道を走行しない特殊自動車に対する規制が導入されたところであるが、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車のPM、NOxの寄与割合が増加すること、また、今後、ディーゼル特殊自動車についてもPM、NOx後処理装置の導入が可能になることが考えられることから、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要である。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2 倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 2,768 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例） → （税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設(国税52)(法人税:義、所得税:外)(地方税46)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(新設) 研究開発法人への法人からの寄附金について、当該法人の所得の計算上、全額損金を可能とする措置を講じるとともに、個人からの寄附金について、寄附金額の40/100を当該個人の所得から控除できる措置を講じる。 ※「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)第2条第8項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【経済財政運営及び改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)】 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 「日本再興戦略」の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ③科学技術イノベーションの促進等 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。</p> <p>【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)】 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化 成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究</p>

	<p>開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。</p> <p>○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。 <p>○具体的な改善事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。 <p>【科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定)】 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組</p> <p>(2) 大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化</p> <p>② 主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取組みにくい課題に取組む研究機関であることを制度的に明確に位置付けること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置(外国人任命も可能)、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度の運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方を見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する に包含 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化
③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 研究開発法人の自己収入(寄附金収入)の増大をさせ、研究開発に必要な資金収入の拡充を図ることにより、当該法人における研究開発の充実、機能の強化を実現する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 研究開発法人の寄附金収入額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発法人の研究開発機能の強化により、生産性を生む科学技術イノベーションの推進が可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52 (単位: 百万円)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 法人・個人からの寄附金の増大が見込まれず、また、仮にこれまで通りの独立行政法人制度運営となれば、外部資金を積極的に活用するインセンティブが働かないことから、研究開発法人の機能強化が図れず、科学技術イノベーションの推進が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 研究開発法人の機能強化のためには、研究開発資金の充実を図る必要があり、その資金の一部となる自己収入の増大を図るために、法人・個人からの寄附金に係る税制措置を設けることは、研究開発法人に対する国からの支出の代替効果があることから、税収減が是認されると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながるから、政府方針にも鑑み妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金</p>

		として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	研究開発法人が機能強化されることに伴い、当該法人において外部からの研究者の登用も促進されることが期待されるため、当該法人を拠点とした人材の集中により地方公共団体の活性化にもつながる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。

また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件、百万円)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1
減収額	2.5	1.5	5.5	4

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【国交05】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の通減に寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税32)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】(法人税・所得税) 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度(取得価額500万円超、機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%)の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上)
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実

		<p>に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面的問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上(平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数) ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。
	② 減収額	<p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率 ※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値 ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10 有識者の見解		—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	府省名	国土交通省	
税目	法人税、所得税、印紙税、登録免許税、法人住民税、法人事業税			
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（奄美群島の総人口を平成30年度末で112千人以上とする）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。しかし、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成25年4月1日現在の奄美群島の総人口は対前年度比△1,174人であった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 [将来の見込み]
 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「政策効果により、人口減少分のうち、社会減少にあたる部分を鹿児島県全体における平成20年度～23年度の人口の社会減少と同様の率まで抑制」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、事業により建物を取得した民間事業者を対象に補助金を交付すること等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21年度の実績は、下表のとおり。

	所得税 (利子分)	法人税	印紙税	登録 免許税	住民税 (利子割)	法人 事業税
H21年度	1件	0件	83件	28件	1件	0件

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、法人住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、特段、僅少なものではない。印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについても偏りがあるものではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、また、法人の財務状況から将来的に大きく変動するものではない。

印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについては、奄美基金の利用状況等により変動する可能性はあるものの、現時点では、平成21～23年度の平均値から推計した値が適切である。

平成25～30年度の各年度推計値

	所得税 (利子分)	法人税	印紙税	登録免許税	住民税 (利子割)	法人事業税
適用件数	1件	0件	83件	28件	1件	0件

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の過去の実績については、以下のとおり。

	国税	地方税
H21年度	9百万円	1百万円
H22年度	9百万円	1百万円
H23年度	9百万円	1百万円
H24年度	9百万円	1百万円

【国交06】

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、また、法人の財務状況から将来的に大きく変動するものではない。

印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについては、奄美基金の利用状況等により変動する可能性はあるものの、現時点では、平成21～23年度の平均値から推計した値が適切である。

平成25～30年度の各年度推計値

	所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税
適用件数	1件	0件	83件	28件	1件	0件
減収額	4百万円	-百万円	0百万円	5百万円	1百万円	-百万円

（注）所得税の減収額は、利子収入（源泉徴収）の15/100として試算。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

租税特別措置等の効果・達成目標の将来予測実現状況（K）については、平成24年度末の奄美群島の総人口（A）に対し、20年度～23年度の奄美群島内の人口減少状況（I、J）を元に、政策なしの奄美群島内の30年度時点での奄美群島の人口（B）を予測し、政策効果により、人口減少分（C）のうち、社会減少にあたる部分（E）を鹿児島県全体における20年度～23年度の人口の社会減少（F）と同様の率まで抑制した場合の推定値（H）である。

平成24年度 (A)	平成30年度 (予測値) (B)	H30-H24 (C)	うち自然減 (D)	うち社会減 (E)	鹿児島県な み社会減 (F)	社会減 抑制効果 (G)	平成30年 度目標値 (H)
116,908	109,613	-7,295	-4,012	-3,283	-1,719	1,564	111,177

	自然減(I)	社会減(J)
鹿児島県	70.92%	29.08%
奄美群島	55.55%	44.45%

平成30年 度目標値 (K)	
	112,000人

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長 (国税1)(法人税:義、所得税:外、印紙税:外、登録免許税:外) (地方税16)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する所得税・法人税・登録免許税・印紙税・法人住民税・法人事業税に係る非課税措置を5年延長する。 所得税 : 所得税法第11条第1項 法人税 : 法人税法第4条第2項 登録免許税 : 登録免許税法第4条第1項、第2項 印紙税 : 印紙税法第5条第1項第2号 法人住民税 : 地方税法第276条第1項第1号 法人事業税 : 地方税法第72条の4第1項第2号
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和30年度 創設 昭和33年度、昭和39年度、昭和44年度、昭和49年度、 昭和54年度 昭和59年度 平成元年度 平成6年度 平成11年度 平成16年度 平成21年度 適用期限の5年延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。 《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第11条 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給することにより、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 中包含																												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成30年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上（平成24年度末現在 117千人） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。																												
8 有効性等	① 適用数等	H25 適用見込み(H21～H23の3箇年の平均値): 国 税: 所得税 1 件、法人税 0 件、印紙税 134 件、登録免許税 22 件、地方税: 法人住民税 1 件、法人事業税 1 件 ※法人税及び法人事業税 0 件は、繰越欠損金による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>法人税</th> <th>印紙税</th> <th>登録免許税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>118 件</td> <td>21 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>148 件</td> <td>26 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>135 件</td> <td>20 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> (奄美基金調べ)		所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税	H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件	H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件	H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件
	所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税																								
H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件																								
H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件																								
H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件																								
	② 減収額	H25 年度: 国税 9 百万円、地方税 1 百万円(見込額) (実績額) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> </tbody> </table> (奄美基金調べ)		国税	地方税	H22 年度	9 百万円	1 百万円	H23 年度	9 百万円	1 百万円	H24 年度	9 百万円	1 百万円																
	国税	地方税																												
H22 年度	9 百万円	1 百万円																												
H23 年度	9 百万円	1 百万円																												
H24 年度	9 百万円	1 百万円																												
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21～30 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21～30 年度) 鹿児島県による平成 25 年 4 月 1 日現在の推計人口は 117 千人であり、前回要望時の目標値である平成 24 年度末 114 千人をやや上まわる結果となった。しかし、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 25 年 4 月 1 日現在の奄美群島の総人口は対前年度比△1,174 人であった。今回要望の目標値である平成 30 年度末総人口 112 千																												

			人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: H26～30 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21～30 年度) 奄美群島は人口 12 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等		本特例措置は、独立行政法人奄美群島振興開発基金の高い公共性等に鑑み非課税と措置されているものであり、次期通常国会に提出予定の奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長等の法改正によっても何ら本法人の性質の変更が生じるものではないため、本要望は適正である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		平成 25 年度に従来の奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度が改組され、割増償却制度に変更となったが、当該制度は、民間事業者を対象に事業により取得した建物等の課税軽減により各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けられたものであり、(独)奄美群島振興開発基金の公益性を鑑みた非課税措置とは異なるものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		独立行政法人奄美群島振興開発基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は、奨励することを目的とした法人であり、奄美群島の振興開発上、鹿児島県及び奄美群島内の市町村にとっても奄美群島の振興開発、定住促進を図る上で、必要不可欠な組織であり、それに対する支援は適切である。
10 有識者の見解			—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「雇用増加人数」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）の実現状況について、「「雇用増加人数」の実績は、平成22年度から平成24年度までで9人となっており、過疎地域における雇用の増大を図ることに寄与している」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握される情報はあくまで、各条文の各号の実績であり、本特例措置は各号の一部であるため、用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
経済情勢等の低迷もあり、近年では実績が低調となっている。
また、本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではないことから、適用に偏りはない。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成26～27年度（見込み）については、過去5年間（平成20～24年度）の平均適用数及び推計額で算出。経済情勢に左右されるものであるが、28年度も同様であると推計される。
- $$\begin{aligned} & (\text{取得額 (280 百万円)} - \text{圧縮 (213 百万円)}) \times \text{法人税率 (30\%)} = 17.085 \text{ 百万円} \\ & \text{圧縮額} = \text{取得額 (280 百万円)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)} = 213 \text{ 百万円} \end{aligned}$$
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
算出根拠については、平成22年度については道府県から聞き取った結果を記載。
- $$\begin{aligned} & (\text{取得額 (56 百万円)} - \text{圧縮額 (42.56 百万円)}) \times \text{法人税率 (30\%)} = 4 \text{ 百万円} \\ & \text{圧縮額} = \text{取得額 (56 百万円)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)} = 42.56 \text{ 百万円} \end{aligned}$$
- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥参照。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長 (国税47) (法人税：義、所得税：外)
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長：3年間 繰延べ率：譲渡益の80%
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度：適用期限の5年延長 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度：適用期限の5年延長 平成18年度：適用期限の5年延長 平成22年度：過疎法の延長 平成23年度：適用期限の3年延長 平成24年度：過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p>

		<p>租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』</p>																		
	②：政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>																		
	③：達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっており、国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっている。本特例措置により条件の不利な過疎地域に企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。</p>																		
8	有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>【過去の適用件数(H19~H23)】</p> <table border="1"> <tr><td>平成19年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成25年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成26年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成27年度(見込み)</td><td>1件</td></tr> </table>	平成19年度	1件	平成20年度	0件	平成21年度	0件	平成22年度	1件	平成23年度	0件	平成24年度	0件	平成25年度(見込み)	1件	平成26年度(見込み)	1件	平成27年度(見込み)	1件
平成19年度	1件																			
平成20年度	0件																			
平成21年度	0件																			
平成22年度	1件																			
平成23年度	0件																			
平成24年度	0件																			
平成25年度(見込み)	1件																			
平成26年度(見込み)	1件																			
平成27年度(見込み)	1件																			

	②	減収額	平成22年度 4百万円 平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円 平成25年度(見込み) 17百万円 平成26年度(見込み) 17百万円 平成27年度(見込み) 17百万円	
		③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件であり、過疎地域における就業機会の拡大につながっているものである。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、「雇用増加人数」の実績は、平成22年度から平成24年度までで9人となっており、過疎地域における雇用の増大を図ることに寄与している。 なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。 過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。
				《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。

		③	地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①低・未利用地の面積、②土地取引件数）は、他の土地政策や経済情勢等、他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。

④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため（＜点検結果表の別紙＞④参照）、分析対象期間における適用件数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進すること）の実現状況について、「低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
（前回要望時の目標）
市場中立的かつ恒久的な税体系の構築
※ 前回要望時は、「当分の間課税停止」で要望
（前回要望時における目標の達成状況）
本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものである。重課が措置されていない現在、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されており、引き続きこの状況を維持するため、本租税特別措置を延長することが必要となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数については、法人が土地を売却し譲渡益が発生する全ての土地取引に適用されるところ、土地取引は登記統計では、譲渡益が発生したか否かまでは確認することができないことから、把握できていない。
また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においても、当該租税特別措置の実績に係る記載はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数については、譲渡益が生じる土地の売買を行った全ての法人が適用対象となることを想定して措置しているところ、想定どおりの適用対象となっていることから、適用に偏りはないと考えられる。なお、本租税特別措置の適用件数については、法人が土地を売却し譲渡益が発生する全ての土地取引に適用されるところ、土地取引において譲渡益が発生したか否かを確認することができないことから把握できていないが、景気の落ち込み等を反映して土地取引件数も落ち込んだものの一定水準は保たれており、想定外に適用数が僅少とはいえないと推察される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数の将来推計については、適用件数を把握できていないことから推計できない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額の推計方法は以下のとおり。
また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においても、当該租税特別措置の実績に係る記載はない。
○ 「会社標本調査（国税庁）」によると、土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）が停止される直前（平成9年度）の重課制度による法人税収額は92,910（百万円）。
（参照）会社標本調査結果（国税庁HP）「資本金階級別表（昭和26年分から平成22年度分まで）」

【国交08】

http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_03.htm

- 平成9年度当時から現在の土地取引件数の減少及び地価の下落を踏まえ、土地取引件数（法務省「登記統計」）及び地価水準（国土交通省「地価公示」（全国全用途平均））を用いて現在重課制度が措置されていた場合の法人税収額を推計。

【現在の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × 【現在の土地取引件数】 / 【平成9年度における土地取引件数】
 × 【現在の地価水準】 / 【平成9年における地価水準】

- 上記によって算出した法人税収の増収分に連動して、法人住民税額（法人税割部分）の増収が生じることから、法人税割部分の税率を乗じて法人住民税額の増収部分を推計。

【現在の重課制度による法人住民税額】

= 【現在の重課制度による法人税収額】 × 17.3%

なお、各年度における上記計算の結果をまとめると下記のとおり。

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数(年度)	地価公示(全国全用途平均。S.49を100とした場合)
H. 9	92,910	—	1,809,109	201.33
H. 20	42,399	7,335	1,258,609	132.06
H. 21	37,974	6,570	1,168,134	127.44
H. 22	35,850	6,202	1,155,932	121.58
H. 23	34,093	5,898	1,133,330	117.93
H. 24	35,603	6,159	1,215,147	114.86

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 土地取引件数については、平成32年にリーマンショックによる急激に土地取引件数が落ち込む前の水準である150万件（平成18年の土地取引件数：155万件と19年の土地取引件数：144万件の平均値を目安に設定）まで回復させることを目標としており、24年の数値（120万件）から順調に回復すると仮定して30年：142.5万件を目標としている。

- 平成25年度～30年度における重課制度による法人税収額及び法人住民税収額についても、32年度にリーマンショック前（平成18年及び19年）の重課制度による法人税収額及び法人住民税収額まで回復すると仮定すると、以下のとおり推計される。

（なお、法人税収の増収分に連動して生じる法人住民税額（法人税割部分）の増収部分については、上記推計により算出した各年度における重課制度による法人税収額に法人税割部分の税率（17.3%）を乗じて推計する。）

【平成32年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成18年度及び19年度における重課制度による法人税収額の平均値】

【平成18年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × （平成18年度の土地取引件数） / （平成9年度における土地取引件数）
 × （平成18年度の地価水準） / （平成9年における地価水準）

【平成19年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × 【平成19年度の土地取引件数】 / 【平成9年度における土地取引件数】
 × 【平成19年度の地価水準】 / 【平成9年における地価水準】

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数【年度】	地価公示(全国全用途。S.49を100とした場合)
H.9	92,910	—	1,809,109	201.33
H.18	51,027	8,828	1,546,591	129.34
H.19	47,709	8,254	1,440,346	129.85
H.25	37,324	6,457	—	—
H.26	39,044	6,755	—	—
H.27	40,765	7,052	—	—
H.28	42,486	7,350	—	—
H.29	44,206	7,648	—	—
H.30	45,927	7,946	—	—
H.31	47,647	8,243	—	—
H.32	49,368	8,541	—	—

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいるものと推測される。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置により重課が措置されていない平成10年度以降、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されていることにより、低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいるところであり、その効果は各年度に見込まれる減収額（⑦参照）と比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。

⑪ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置を延長することにより、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進むと見込まれるところ、その効果は各年度に見込まれる減収額（⑧参照）と比して大きいものであることから、税収減を是認することができると考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課する既存の租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものであるところ、土地の譲渡によって譲渡益が発生した後、申告に基づき納税される重課制度について、事前に納税額を把握することは不可能であり、補助金により重課停止と同等の効果を生じさせることはできない。なお、重課分を納税した上で事後的に還付する場合、本租税特別措置により重課制度を停止する場合と比べ、還付手続に係る事務コストが追加発生し、効率性の観点から不適切であることから、同じ租税特別措置によることが必要かつ適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという既存の租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものであり、「土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進」という政策目的の実現のための基礎的条件であることから、不動産証券化の促進や不動産情報の整備支援等の土地取引への参入を促進する他の政策手段とは位置付けが異なっている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長 (国税4)(法人税:義)(地方税18)(法人住民税:義)
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率(長期所有(5年超)5/100、短期所有(5年以下)10/100)が課される重課制度の停止期限(平成25年12月31日まで)を5年間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 課税停止 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進 《政策目的の根拠》 「新総合土地政策推進要綱(平成9年2月10日閣議決定)」において、「土地の有効利用を実現するためには、土地取引に係る規制の緩和、情報の公開、新たな手法の開発等の一層の推進を図り、土地を有効利用しようとする者への土地の移転をしやすいことにより、土地取引の活性化を図ることが、重要である」として、地価抑制を基調としていたそれまでの土地政策から、土地の有効利用による適正な土地利用の推進に転換しているところであり、また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と掲げられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 他の資産との間のバランスのとれた税体系の構築を通じて、土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・低・未利用地の面積(平成20年度:12.1万ha→平成30年度:12.1万ha) ・土地取引件数(平成24年:120万件→平成30年:142.5万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外する。

8	有効性等	① 適用数等	<p><参考:土地の売買による所有権の移転件数></p> <p>平成20年 129万件 平成21年 118万件 平成22年 115万件 平成23年 114万件 平成24年 120万件</p>
		② 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成20年度 42,399(百万円) 平成21年度 37,974(百万円) 平成22年度 35,850(百万円) 平成23年度 34,093(百万円) 平成24年度 35,603(百万円)</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成20年度 7,335(百万円) 平成21年度 6,570(百万円) 平成22年度 6,202(百万円) 平成23年度 5,898(百万円) 平成24年度 6,159(百万円)</p> <p>重課が停止される直前の平成9年の税収額(国税庁「会社標本調査」)を基に、土地取引件数の推移(法務省「登記統計」)及び地価下落(国土交通省「地価公示」)を考慮して推計。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>重課が措置されていない現在、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税されることがないため、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>地価については、三大都市圏では、平成21年以降下落傾向が続き、地方圏では長期的に下落傾向が続いているところ、直近3年の地価公示においては、対前年度の下落幅が縮小するなど、下落傾向に歯止めが掛かっている。</p> <p>また、売買による土地取引件数は、平成20年秋のリーマンショック後に大幅に減少したものの、その後徐々に下げ止まりつつあり、課税停止措置以前の急激な下落が緩和された状態で推移している。</p> <p>このことから、重課制度の停止期限の延長は地価、土地取引に一定の効果を示していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>本特例が延長されなかった場合、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税され、他の資産と比して土地に係る税負担が重くなることから、土地取引の活性化・有効利用が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>上記のように、本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外できる。さらに、地価、土地取引の状況を見ると一定の効果を示していることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地と他の資産との間の税負担のバランスを取る措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置の停止により、各地域において企業等の保有する土地が市場に供給され、地域の土地取引の活性化・有効利用が促進され、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている全ての測定指標は、他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題が見られたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

【1～3号】

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置づけられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする。

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○地域経済を支えるインフラの整備

【4号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、定めている。

【5・6号】

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。

【7・8号】

都市再生特別措置法第1条において、「都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、（中略）、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【10号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【11号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【16号】

【国交09】

土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

【1～3号】

前回要望時における達成目標は、

- ・用地あい路率の縮減 3.10%

としていたところ、平成21年度から23年度までにおける用地あい路率の推移（実数）は、2.98%（H21）、2.70%（H22）、2.70%（H23）となっており、21年度要望時における目標値は達成されたものの、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要であることから、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【4号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【5・6号】

前回要望時における達成目標は、

- ・密集市街地のうち防災上不良な建築物が多く、かつ、延焼危険性の著しく高い地区について、当該建築物の除去、防災上良好な建築物や防災公共施設の整備等により、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を確保する。（第5号）
- ・密集市街地において、民間による任意の建替事業の機会を捉え、一定規模以上の敷地面積を確保した上で防災性の高い建築物を建築するとともに防災上有効な空を整備するよう誘導することにより、特定防災機能の向上と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を確保する。（第6号）

としていたところ、「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、密集市街地を平成32年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【7・8号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって認定民間都市再生事業及び認定民間都市再生整備事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【9号】

前回要望時における達成目標は、

- （1）最低居住面積水準未達率

- 4.6%（平成15年）→おおむね0%（平成22年）

（2）子育て世代における誘導居住面積水準達成率

全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）

大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）

（3）新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75%（平成15年）→90%（平成27年）

（4）共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

10%（平成15年）→25%（平成27年）

としていたところ、これらの達成状況は、

- （1）4.3%（平成20年）

（2）全国：40%（平成20年）

大都市圏：35%（平成20年）

（3）79%（平成20年）

（4）16%（平成20年）

となっている。

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から平成24年までの実績値はない。（1）～（3）については、世帯構成の変化や平均年収の推移等の影響もあり、実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標を達成できないこととなるが、（4）については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

- （1）早期に解消

（2）全国：50%（平成27年度）

大都市圏：50%（平成32年度）

（3）95%（平成32年度）

（4）28%（平成32年度）

という「住生活基本計画」の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【10号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって優良な建築物の建築を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【11号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【12～15号】

前回要望時における達成目標は、

- ・最低居住面積水準未達率 4.6%（平成15年）→おおむね0%（平成22年）

- ・子育て世代における誘導居住面積水準達成率

全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）

大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）
としていたところ、これらの達成率は、

- ・最低居住面積水準未達率 4.3%（平成20年）
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：40%（平成20年）

大都市圏：35%（平成20年）

となっている。子育て世帯における誘導居住面積水準達成率については、昨今の厳しい経済状況の影響を受けて平成15年時より達成率が低下しており、

- ・最低居住面積水準未達率：早期に解消
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：50%（平成27年）

大都市圏：50%（平成32年）

という「住生活基本計画」の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【16号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市再生誘発量 3,878ha（平成18年）→11,300ha（平成25年）

としていたところ、平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度末までにおおむね16,800haとすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

■ 【3号】に係る補足説明

用地あい路率については、租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できないものの、用地買収時の地権者に対するインセンティブとして租税特別措置による影響は大きいことから、評価に当たって適切な指標であると考え。なお、本租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因を排除した指標を設定するためには、本租税特別措置の有無による効果の検証として、地権者に対するアンケート等により当該特例の有無による契約の可否等を調査することが必要となるが、自らの意に反して譲渡していただくことになる収用の特殊性から、現実的に不可能であり、当指標以外の新たな指標を設定することはできない。

《用地あい路率に影響を与える政策手段及び要因等》

- ア 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
- イ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
- ウ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
- エ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
- オ 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
- カ 相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
- キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

ク 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

ケ 用地補償基準の適正化等に関する検討

- ※ 上記ア～クの租税特別措置について、地権者がどの特例を適用したかまでは把握できないため、各租税特別措置間で用地あい路率に与える影響を定量的に示すことは困難である。
- ※ ケの用地補償基準の適正化に関する検討については、経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、必要な項目について見直しを行うものであり、地権者に対する適正な補償を実現するために行っている。

■ 【5・6号】【9号】【12～15号】に係る補足説明

本措置の達成目標は、「住生活基本計画」に基づいているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ長期的な目標を提示する観点から、10年間で計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

注 記載している【1～3号】、【4号】、【5・6号】、【7号】、【8号】、【9号】、【10号】、【11号】、【12～15号】及び【16号】は、根拠規定である租税特別措置法第31条の2第2項第1～16号に対応した租税特別措置等のことである。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(国税33)(法人税:義)(地方税44)(法人住民税:義)
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(法人重課制度の適用除外)の適用期限(平成25年12月31日まで)を5年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課、地価調査課公共用地室 都市局都市安全課、まちづくり推進課、市街地整備課 道路局総務課 住宅局住宅総合整備課、総務課民間事業支援調整室、市街地建築課、市街地建築課マンション政策室 鉄道局総務課企画室 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【1～3号】 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施</p> <p>【4号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【5・6号】 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業等を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する</p> <p>【7号】 国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める</p> <p>【8号】 全国における民間投資を促進する全国都市再生の取組を推進し、生活環境の改善と地域活性化を図る</p> <p>【9号】 耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住</p>

	<p>環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る</p> <p>【10号】 都市再生・地域再生に資する土地の有効利用を促進する</p> <p>【11号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【12～15号】 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する</p> <p>子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【1～3号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>【4号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【5・6号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>【7号・8号】 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)</p> <p>【9号】 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>【10号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
--	--

	<p>【11号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【12～15号】 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである</p> <p>【16号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【1～3号】 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>【4号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【5・6号】 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【7号・8号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【9号】 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【10号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【11号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【12号～15号】 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【16号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【1～3号】 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 【4号】 都市機能更新率の向上 【5・6号】</p>

	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消 【7号・8号】 都市機能更新率の向上 【9号】 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る 【10号】 都市機能更新率の向上 【11号】 都市機能更新率の向上 【12号～15号】 ・最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 【16号】 都市再生誘発量の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【1～3号】 用地あい路率※の縮減 2.63%(平成 26 年度～平成 30 年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。 【4号】 都市機能更新率※ 平成 30 年度 45% ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合。 【5・6号】 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 約 6,000ha(平成 22 年度)を平成 32 年度までにおおむね解消 ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。 【7号・8号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【9号】 ・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平成 20 年度)→95%(平成 32 年度)※ ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平成 20 年度)→28%(平成 32 年度)※ ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。 【10号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【11号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【12～15号】 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25 ㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期</p>
--	--

		<p>間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。）</p> <p>(2)2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²</p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p> <p>全国 : 40% (平成20年) → 50% (平成27年) ※※</p> <p>大都市圏 : 35% (平成20年) → 50% (平成32年) ※※</p> <p>※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)</p> <p>①A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数</p> <p>②A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m²</p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>【16号】 都市再生誘発量※ 平成30年度 概ね16,800ha ※我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法人の土地譲渡益にかかる法人税重課制度によって、企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブが働き、事業の円滑な実施が阻害されることを除外する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)</p> <p>減収額 0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブは働いていない。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人税重課が課税された場合には、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害されることから、法人税重課制度が存続している間は本特例措置の存置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年～平成30年) 課税停止されている土地譲渡益にかかる法人税重課制度が復活した場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害される。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない。(平成10年以降課税停止中)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」 ※ 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進等が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（投資法人による合併実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかがい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかがい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、

分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
前回要望時の目標は、投資法人の圧縮記帳の適用実績。改正法は、平成25年4月以降開始事業年度が対象であるため、まだ適用は0件である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用金額は244,749百万円であり、また、相当多数の投資家に保有されており、適用に偏りがあるとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る導管性要件等の見直し (国税49)(法人税:義)(地方税49)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。また、投資法人同士の合併により「正のれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正のれん償却額に係る法人税等相当額を控除する(拡充)。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が生まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要」 「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」</p> <p>日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等」</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

	2	政策体系における政策目的の位置付け	<p>資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第 1 条)この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>	
		3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人による合併実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、投資法人等における税務上の安定性を強化や、投資法人間において合併が行うことができる環境等を整備することが不可欠である。</p>
		8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) リーマン・ショック等乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) 投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 投資法人等における税務上の不安定さが残り、また、投資法人間における合併が制約されることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 税収減は生じないと考えられる。投資法人等の課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の安定性等の問題であるため、補助金で対応することは適当でなく、税による手当てを行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率は、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与する」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
達成時期：本租税特別措置適用期限の平成28年度とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設 （国税5）（法人税：義）
2	要望の内容	都市機能誘導区域（仮称）外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合80%）の制度を創設する。
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに より都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等 平成26年度から平成28年度においては、各年度20件程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照

		②: 減収額	毎年度▲102百万円（見込み） ※詳細は別紙参照
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成26年度から平成28年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成23年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例が措置されない場合、都市機能誘導区域外に資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合の税制上のインセンティブが与えられないことから、都市機能誘導区域内への都市機能集積の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例措置を講じることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地を図ることが可能となる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。なお、本措置は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少ない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（法人税）

減収見込額 102百万円

買換え特例（事業用資産）

（算出根拠）

特例適用見込件数：20件/年

1件あたりの減収見込額：5.1百万円

1年あたりの減収見込額：5.1百万円×20件＝102百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成24年の土地取引数は、約120万件（平成25年土地白書）

- これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて
個人：120万件×69.2%＝83万件
法人：120万件×21.2%＝25万件
- 個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合（個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入）は、
個人：8.3%、法人：30.6%
個人：83万件×8.3%＝6.9万件
法人：25万件×30.6%＝7.7万件
- 土地取引について、宅地を購入する割合は、
個人：66.8%、法人：58.6%
個人：6.9万件×66.8%＝4.6万件
法人：7.7万件×58.6%＝4.5万件
- 取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、
個人：4.6万件×72.9%＝3.4万件
法人：4.5万件×72.9%＝3.3万件
- さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.5%。また、法人が土地を売却する場合に、棚卸資産の処分及び借入金返済への充当以外を目的とする割合は15.8%であるから、買換え特例を適用される可能性があるのは、
個人：3.4万件×3.5%＝1,190件
法人：3.3万件×15.8%＝5,214件
- うち、300㎡以下の土地取引は、全ての土地取引のうち78.6%であることが

ら、対象となる土地取引は、

個人：1, 190件×78.6% = 935件

法人：5, 214件×78.6% = 4,098件

- ・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とすると、

個人： $935 \text{ 件} \times 10\% \times 5\% = \text{約 } 5 \text{ 件}$

法人： $4,098 \text{ 件} \times 10\% \times 5\% = \text{約 } 20 \text{ 件}$

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成23年取引分」
面積規模別土地取引件数集計、市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

- ・平成23年の土地取引における個人と法人の売却額は、
個人 14兆円、法人 12兆円 (平成25年土地白書より)
- ・両者の売却件数は、
個人 $120 \text{ 万件} \times 59.5\% = 71 \text{ 万件}$
法人 $120 \text{ 万件} \times 38.0\% = 46 \text{ 万件}$
と推定される。
- ・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、
個人 20百万円
法人 26百万円
と推定される。
- ・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%と仮定すると、課税譲渡所得金額は、
 $26 \text{ 百万円} \times (1 - 0.05) = 25 \text{ 百万円}$ となる。
- ・課税の繰延率は80%、法人税率を25.5%とすると、法人1件あたりの減収見込みは、

$25 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.255 = 5.1 \text{ 百万円}$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率）は、誘導地区施設を整備する事業により建築物等を整備するための補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（国税6）（法人税：義）（地方税2）（法人住民税：義）
2	要望の内容	<p>新たな法制度に基づき誘導地区施設（仮称）の整備事業を行う事業者に対して土地等を譲渡した場合について、下記の措置を創設する。</p> <p>①事業のために土地等を譲渡し、事業により建築された建築物等を取得する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え特例（居住用財産） 所得税100% <p>②事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率（居住用財産） 6,000万円以下 10% 6,000万円超 15% <p>③事業のために長期保有（所有期間5年間超）の土地等を譲渡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の軽減税率 2,000万円以下 10% 2,000万円超 15% ・法人税5%重課の適用除外
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	①及び② 恒久措置（ただし、所得税のみ） ③ 5年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに伴って都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とする</p>

			ことを目標とする。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域（仮称）内に資産を有する者が、誘導地区施設を整備する事業を行おうとする民間事業者に土地等を譲渡する場合に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで都市再興の実現をするための手段となり、都市機能集積率の上昇に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	平成 26 年度から平成 30 年度においては、各年度 9 地区程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照
		② 減収額	（法人税） 毎年度 ▲13 百万円（見込） （法人住民税） 毎年度 ▲2.2 百万円（見込） ※詳細は別紙参照
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成 26 年度から平成 28 年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成 23 年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 平成 19 年度に 4.02%であった都市機能集積率が、平成 23 年度には 4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、都市機能の計画的な配置等に資する事業用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	誘導地区施設のために土地等を譲渡する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は誘導地区施設のために土地等を譲渡する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	誘導地区施設を整備する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。一方で本特例措置は、誘導地区施設を整備する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進

			に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（所得税・法人税）

減収見込額 64百万円

③事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。

このうち、①の買換特例又は②特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区

③の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（所得税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、
 $11人 \times 4/5 = 8.8人$

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※4

この場合、2,000万円以下であるため、一律10%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（15%）－軽減税率（10%））により、

$1,290万円 \times 8.8件 \times 9地区 \times (0.15 - 0.10) \div 5,100万円… A$

（法人税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、
 $11人 \times 1/5 = 2.2人$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※

※ H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、
 $1,290万円 \times 2.2件 \times 9地区 \times 0.05 \div 1,300万円… B$

以上から、

所得税（A）＋法人税（B）＝ 6,400万円

が減収見込み額となる。

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（個人住民税、法人住民税）

減収見込額 13百万円

① 特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。
このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をし税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	事業完了地区 ※2	1地区あたり件数
H22年度	47件	21地区	2.2件
H23年度	44件	16地区	2.8件
H24年度	90件	16地区	5.6件
合計	181件	53地区	3.4件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

本特例措置が活用される事業規模に鑑みて補正をかけると、

$$3.4件 \times 1/7^{※3} = 0.5 件$$

より、1地区あたり0.5件の適用が見込まれる。

※3 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、個人施行事業の平均権利者数（11人）/全体の平均権利者数（73人） \div 1/7 を乗じた

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、
1,290万円※4

この場合、6,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

$$1,290万円 \times 0.5件 \times 9地区 \times (0.05 - 0.04) \div 58万円 \cdots \textcircled{1}$$

② 事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。
このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産=4：1 とすると、
本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、
 $11人 \times 4/5 = 8.8人$

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、
1,290万円※4

この場合、2,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

$$1,290\text{万円} \times 8.8\text{件} \times 9\text{地区} \times (0.05 - 0.04) \doteq \underline{1,020\text{万円}} \cdots A$$

(法人住民税)

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、
本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、
 $11\text{人} \times 1/5 = 2.2\text{人}$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※

この場合、2,000万円以下であるため、全額について重課適用除外が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、

$$1,290\text{万円} \times 2.2\text{件} \times 9\text{地区} \times 0.05 \doteq 1,300\text{万円}$$

法人住民税の減収額の計算

法人税減収額×法人住民税率により、

$$1,300\text{万円} \times 17.3\% \doteq \underline{220\text{万円}} \cdots B$$

以上から、

$$\text{個人住民税 (A)} + \text{法人住民税 (B)} \doteq \underline{1,240\text{万円}} \cdots \text{②}$$

となる。

$$\text{①} + \text{②} = \underline{1,298\text{万円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（都市誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合）は、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、前提となる達成目標の実現状況の将来予測の説明に課題があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけること）の実現状況の将来予測について、定性的に、「既存テナント再編計画（仮称）による移転補償金について権利者の負担が軽減され、事業の円滑な推進が図られることにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興が推進される。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
減収額は毎年度約15百万円を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、都市機能誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合が低下することを見込んでいる。
本項目では、上記事業の推進にあたり、本税制特例措置により具体的にどのような効果が見込まれるかを説明したものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（国税7）（法人税：義） （地方税3）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	既存のビルにおいて都市機能を導入しようとする際、必要限度において、ビル内で移転を行わせる制度（希望により退出）を創設し、移転補償金について税制上の措置を講じる。具体的には、上記の制度を活用する際の移転・退出する借家人の移転補償金について、譲渡所得とみなし、1,500万円特別控除の特例措置を創設する。
3	担当部局	都市局市街地整備課 まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに より都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合を測定することを検討中。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域（仮称）として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設することとする。 この都市機能誘導区域内において、都市機能の立地誘導を推進するに あたり、地方都市の中心部等においては、空きビルが散在しており、東京等に比べ事業の採算性が劣る場合も多いことから、これらの既存の空きビルを活用していくことも必要である。 しかし、都市機能を導入しようとするビル内に既存テナントが一定程度存在し、まとまった床がない場合には、既存テナントの移転等が必要となり、円滑な都市機能の導入が図られなくなることが見込まれる。このため、建築物内での移転等が必要となる既存テナントについてその同

			<p>意なしに再配置を可能とする新たな制度（既存テナント再編計画）（仮称）の創設を検討している。</p> <p>この既存テナント再編計画については、地方公共団体が必要と認める都市機能についてのみ適用可能であること、また、借家人についてその同意なく移転を求められるものであることにかんがみて、借家人に係る移転補償金の税負担を軽減する税制上の特例措置を要望するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本措置の期間中、各年度4地区程度の適用件数があると想定する。</p> <p>※詳細は別紙参照</p>
		② 減収額	<p>（法人税）毎年度▲14百万円（見込）</p> <p>（法人住民税）毎年度▲2百万円（見込）</p> <p>（法人事業税）毎年度▲1百万円（見込） ※詳細は別紙参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）により、空きビルの有効活用が進み、都市機能誘導区域における都市機能の集積が図られる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）による移転補償金について権利者の負担が軽減され、事業の円滑な推進が図られることにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興が推進される。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>誘導地区施設に導入される都市機能のために、既存テナントは移転を余儀なくされる。しかし、本特例が措置されなかった場合、この既存テナントに係る移転補償金についての負担が軽減されず、事業が円滑に推進されないことにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興に支障を来すことになる。</p>	
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>本特例措置を講じることで、同意なしに移転を求められる権利者の負担を軽減し、事業の円滑な推進に寄与するものである。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>既存テナント再編計画は、地方公共団体が必要と認める都市機能の導入のために、借家人の同意なしに移転を求める事業であることから、権利者については、移転時等の税負担に直接的に軽減措置を講ずる必要があり、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>都市機能を誘導する区域で行われる都市機能の立地誘導のための事業に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で、本特例措置は、事業のため移転を求められた権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相	<p>当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人税）

減収見込額 14百万円

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人住民税）

減収見込額 2百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

法人住民税率：道府県民税：5%、市町村民税：12.3%とすると、

道府県民税分：14百万円/年 × 5% ≒ 0.7百万円/年

市町村民税分：14百万円/年 × 12.3% ≒ 1.70百万円/年

1年あたりの税額（合計）：0.7百万円/年 + 1.70百万円/年 ≒ 2.4百万円/年

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（事業税）

減収見込額 1百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H22～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

補償対象となる法人が、外形及び外形外法人であると想定する。

法人事業税の減収額 = 14百万円 × 4.1% ≒ 0.57百万円 … A

地方法人特別税の減収額 = 0.57百万円 × 105% = 0.60百万円 … B

事業税の減収額は、

A + B ≒ 1.17百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率）は、市街地再開発事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置の創設により、都市機能整備管理法人（仮称）に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地所有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができる」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人（仮称）に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能集積率を向上させ、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、
④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、
地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用見込件数については類似の租税特別措置の適用実績（直近3年で5件）を勘案し算定したものである。
- ・ 譲渡土地の平均地価 : 17万円/㎡（注1）
 - ・ 譲渡土地の面積 : （個人）300㎡、（法人）500㎡（注2）
 - ・ 譲渡件数 : 4件（個人2件、法人2件）
 - ・ 譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上（注3）
 - ・ 1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除（個人1件、法人1件）
軽減税率（個人1件、法人1件）
 - ・ 取得費の割合 : 譲渡価格の1/20
- （注1） 譲渡土地の平均地価の設定値は、公示地価の全国平均を基に設定。
（注2） 面積の設定値については、土地基本統計のデータを基に推計を行い設定。
（注3） 取得費の割合の設定値については、譲渡所得計算時における取得価格不明時の取扱基準を基に設定。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別添参照。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、都市機能の計画的な配置につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。

減収見込額調書

都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（所得税・法人税）

減収見込額 8.1百万円

【前提】

譲渡土地の平均地価 : 17万円/㎡
譲渡土地の面積 : （個人）300㎡、（法人）500㎡
譲渡件数 : 4件（個人2件、法人2件）
譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上
1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除（個人1件、法人1件）
軽減税率（個人1件、法人1件）
取得費の割合 : 譲渡価格の1/20

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る1,500万円の特別控除

（所得税）

$300\text{㎡} \times 17\text{万円}/\text{㎡} \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 1,500\text{万円}$

所得税に係る減収見込み額は、

$1,500\text{万円} \times 0.15 \times 1\text{人} = 225\text{万円} \dots (A)$

（法人税）

$500\text{㎡} \times 17\text{万円}/\text{㎡} \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 1,500\text{万円}$

法人税に係る減収見込み額は、

$1,500\text{万円} \times 0.255 \times 1\text{人} = 382.5\text{万円} \dots (B)$

以上から、所得税（A）＋法人税（B）＝607.5万円・・・（C）

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る軽減税率

（所得税）

$$300\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 2,000\text{万円}$$

所得税に係る減収見込み額は、

$$2,000\text{万円} \times (0.15 - 0.1) \times 1\text{人} = 100\text{万円} \dots (D)$$

（法人税）

$$500\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 2,000\text{万円}$$

法人税に係る減収見込み額は、

$$2,000\text{万円} \times 0.05 \times 1\text{人} = 100\text{万円} \dots (E)$$

$$\text{以上から、所得税 (D) + 法人税 (E) = 200\text{万円} \dots (F)$$

$$\text{以上より、合計の減収見込額は、(C) + (F) = 807.5\text{万円}$$

減収見込額調書

都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（個人住民税・法人住民税・事業税）

減収見込額 4.0百万円

【前提】

譲渡土地の平均地価 : 17万円/m²

譲渡土地の面積 : (個人) 300m²、(法人) 500m²

譲渡件数 : 4件(個人2件、法人2件)

譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上

1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除(個人1件、法人1件)
軽減税率(個人1件、法人1件)

取得費の割合 : 譲渡価格の1/20

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る1,500万円の特別控除の連動

（個人住民税）

$$300\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 1,500\text{万円}$$

個人住民税の所得割に係る減収見込み額は、

$$1,500\text{万円} \times 0.1 \times 1\text{人} = 150\text{万円} \dots (A)$$

（法人住民税）

$$500\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 1,500\text{万円}$$

法人税に係る減収見込み額は、

$$1,500\text{万円} \times 0.255 \times 1\text{人} = 382.5\text{万円}$$

法人住民税の法人税割に係る減収見込み額は、

$$382.5\text{万円} \times 0.173 \times 1\text{人} = 66.17\text{万円} \dots (B)$$

(事業税)

当該法人を外形外法人と仮定し、旧税率をあてはめると、
 法人事業税の所得割（地方法人特別税を含む）に係る減収見込み額は、
 $1,500万円 \times 0.096 \times 1人 = 144万円 \dots (C)$

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る軽減税率

(個人住民税)

$300m^2 \times 17万円 / m^2 \times (1 - 0.05) = 4,845万円 > 2,000万円$

個人住民税の所得割に係る減収見込み額は、
 $2,000万円 \times (0.05 - 0.04) \times 1人 = 20万円 \dots (D)$

(法人住民税) 法人税の5%重課適用除外の連動

$500m^2 \times 17万円 / m^2 \times (1 - 0.05) = 8,075万円 > 2,000万円$

法人税に係る減収見込み額は、
 $2,000万円 \times 0.05 \times 1人 = 100万円$

法人住民税の所得割に係る減収見込み額は、
 $100万円 \times 0.173 \times 1人 = 17.3万円 \dots (E)$

以上より、合計の減収見込額は、(A)～(E)の合計額=397.47万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能整備管理法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設 (国税8)(法人税:義)(地方税4)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>【国税(所得税、法人税)、地方税(個人住民税、法人住民税、事業税)】</p> <p>(1)都市機能整備管理法人(仮称)に対して都市機能の整備等のために土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設する。</p> <p>(2)都市機能整備管理法人(仮称)に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用する。</p> <p>(3)都市機能整備管理法人(仮称)に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>上記(1): 租税特別措置法 § 34 条の 2、令 § 22 条の 8、規則 § 17 条の 2 租税特別措置法 § 65 条の 4、令 § 39 条の 5、規則 § 22 条の 5 租税特別措置法 § 68 条の 75、令 § 39 条の 103、規則 § 22 条の 67</p> <p>上記(2): 租税特別措置法 § 31 条の 2、令 § 20 条の 2、規則 § 13 条の 3 上記(3): 租税特別措置法 § 62 条の 3、令 § 38 条の 4、規則 § 21 条の 19 租税特別措置法 § 68 条の 68、規則 § 22 条の 62</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	(1): 恒久措置 (2)(3): 5 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上(コンパクトシティの実現)</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方公共団体が都市機能の集積に当たり、関係者のコーディネート、低未利用地等の先行取得や公益的な施設の整備などに積極的に取り組む主体として「都市機能整備管理法人(仮称)」を指定する制度を創設し、当該法人に対する土地等の譲渡に対する税制上の特例措置を設けることで、当該法人に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができ、都市機能集積率の増加に寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	(適用見込件数) 新たな制度により指定を受ける都市機能整備管理法人に土地を譲渡する法人は、毎年度2法人程度を見込んでいる。
	② 減収額	(減収見込額) 毎年度：法人税 4.8百万円 法人住民税 0.8百万円 法人事業税 1.4百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能集積率を向上させ、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大市街地に住民が点在して居住することになる。本租税特別措置が講じられない場合、都市機能の拡散に歯止めがかからず、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本特例措置の創設により、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地保有者の中には、資産保有意識が強く、土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 税負担の軽減により土地保有者に土地譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる手段として本特例措置は適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	都市機能の計画的な配置に資する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。 一方で本特例措置は、都市機能の計画的な配置に資する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「都市機能整備管理法人(仮称)」は地方公共団体が作成した都市機能の計画的な配置に関する計画に基づく各種取り組みを行う主体であり、当該法人の行う土地等の取得に対して本特例措置を講じることは、地方公共団体の作成した当該計画の円滑な推進を支援することに寄与することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的な都市圏構造への再編を図ること）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の増減率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、所得税及び法人税について、それぞれ年度ごとに把握されているが、所得税について、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある（法人税については＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「一定の政策効果があった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、

当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

各年度の減収見込額は下記のとおり算出している。

$$\text{減収見込額} = \text{適用件数 (1)} \times \text{1件当たりの適用額 (2)} \times \text{税率}$$

(1) 適用件数について

適用件数は、政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度、市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。

(2) 1件当たりの適用額について

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省ホームページ）」に記載されている平成23年度の法人税の1件当たり適用額を、3大都市圏の地価変動率（「日本の統計（総務省ホームページ）」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

法人税については、前回要望時の適用見込み（平成23年度）は、1号特例：22件、4号特例：5件、5号特例：14件であった。

一方、「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」に記載されている適用件数は、1号特例：98件、4号特例：9件、5号特定143件となっており、想定外に僅少ではない。また、同報告書による業種別の適用実績を参照すると、11の業種への適用があり、想定外に特定の者への偏りはみられない。

⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績の平均値は、1号特例、5号特例については平成23年度から24年度の実績値、4号特例については、平成22年度から24年度の実績値の平均から算出。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④のとおり。

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑥で推計した適用数を用いて、④の算出方法により推計している。なお、1件当たりの適用額の算出にあたっては、平成25年度の地価変動率は平成24年度の地価変動率と同水準と仮定した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(国税10)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	次に掲げる特定の事業用資産の買換え及び交換の場合等の課税の特例措置を延長する 【1号買換え特例:既成市街地等から特定の地域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延べ、所有期間10年超(譲渡資産) 既成市街地等の地域のうち、事務所若しくは事業所(店舗を除く)で使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等(買換資産) 三大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市における市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置 【4号買換え特例:工業団地造成事業敷地の外から内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 工業団地造成事業の敷地外の土地等、建物、建築物(買換資産) 工業団地造成事業の敷地内の土地等、建物、建築物 【5号買換え特例:都市開発区域外から当該区域の市街化区域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 都市開発区域の市街化区域外の地域内の、土地等、建物、建築物(買換資産) 都市開発区域の市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 制度創設 昭和50年度 適用期限を5年間延長 昭和55年度 適用期限を5年間延長 昭和60年度 適用期限を5年間延長 平成2年度 適用期限を1年間延長 平成3年度 適用期限を5年間延長(条件変更) 平成6年度 条件変更 平成7年度 条件変更 平成8年度 適用期限を5年間延長 平成10年度 条件変更 平成13年度 適用期限を5年間延長(条件変更) 平成18年度 適用期限を5年間延長 平成23年度 適用期限を3年間延長(条件変更)
6	適用又は延長期間	適用期間:3年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において、産業及び人口の適正配置を推進することで成果をもたらした反面、市街地の拡大・スプロール化により、非効率な都市機能の分散化やインフラの維持更新コストの増大等の課題が生じている。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、「選択と集中」により、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和四十一年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 <p>三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減することで、都市機能の移転の促進を図り、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>72 件 9,773 百万円</td> <td>88 件 11,720 百万円</td> <td>225 件 29,667 百万円</td> <td>156 件 20,367 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>15 件 6,900 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>53 件 23,667 百万円</td> <td>26 件 11,493 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>86 件 11,677 百万円</td> <td>98 件 13,053 百万円</td> <td>217 件 28,614 百万円</td> <td>157 件 20,494 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>19 件 644 百万円</td> <td>9 件 299 百万円</td> <td>12 件 396 百万円</td> <td>13 件 424 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>105 件 48,283 百万円</td> <td>143 件 64,508 百万円</td> <td>113 件 50,465 百万円</td> <td>128 件 56,592 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年適用件数については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による。なお、当該報告書から適用者数は適用件数と同数と想定する。また、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の適用件数及び適用額を見込んでいる。</p> <p>※上記のとおり、適用件数は僅少でなく、また、本措置は事業の用に供するための資産の買換を行う民間事業者全般に利用されているため、適用が特定の者に偏ることはない。</p>	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円	4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円	4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円	5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円
		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																					
1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円																																							
4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円																																							
5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円																																							
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円																																							
4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円																																							
5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円																																							
② 減収額	<p>○所得税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>1,466</td> <td>1,758</td> <td>4,450</td> <td>3,055</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>1,035</td> <td>0</td> <td>3,550</td> <td>1,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>3,503</td> <td>3,916</td> <td>8,584</td> <td>5,226</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>193</td> <td>90</td> <td>119</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>14,485</td> <td>19,352</td> <td>15,140</td> <td>14,431</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年減収額については「租税特別措置</p>	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055	4号特例	0	0	0	0	5号特例	1,035	0	3,550	1,724	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226	4号特例	193	90	119	108	5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431		
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055																																							
4号特例	0	0	0	0																																							
5号特例	1,035	0	3,550	1,724																																							
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226																																							
4号特例	193	90	119	108																																							
5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431																																							

		<p>の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。 なお、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の減収額を見込んでいる。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 三大都市圏の均衡のとれた持続可能な発展のため、本特例措置は民間事業者に対し、都市機能を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、都市圏構造の円滑な再編へ寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の平成 21 年 7 月から平成 24 年 2 月までの増減率を、それ以外の地域と比較すると、全国と同様に減少傾向にあるものの、その減少率は近郊整備地帯等及び都市開発区域の方が低い。また、近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の全国に占める割合は増加しており、相対的に当該地域への集積や、都市構造の再編が図られ、一定の政策効果があったと考えられる。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷軽減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への都市機能の移転が滞ることにより、円滑な集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に支障が生じる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、税収減を是正する効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。また、課税の繰延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。</p>

【国交15】

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績のうち、平成23年度については、租特透明化法に基づき把握される情報を用いているが、22年度及び24年度の適用数等とかい離しており、かい離の原因を分析する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額のうち、平成23年度については、租特透明化法に基づき把握される情報を用いているが、22年度及び24年度の減収額とかい離しており、かい離の原因を分析する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発の促進を図り、都市再生の実現を目指す）の実現状況について、「都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており…政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時は、延長要望期間を5年としており、目標として都市機能更新率を平成27年度に42.6%（暫定値）とすることとしていた。改正協議の結果、3年延長となり、平成22年度に38.5%であった都市機能更新率が24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。今回要望においては、本指標につき、平成28年度に43.0%とすることを目標としており、その達成に当たり、引き続き本措置の継続が必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時においては、年間1件程度の実績があることを想定していたため、過去3か年度（平成22年度～24年度）の適用件数（平均値）と比較して僅少でなく、かつ、適用に偏りが無いといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（国税11）（法人税：義）
2	要望の内容	既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の適用期限（平成26年3月31日）を3年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年新規、昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23年度適用期限の延長 平成10年：対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年：認定再開発事業の廃止
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている（第一条）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図り、都市再生の実現を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能更新率※を平成28年度に43.0%とする。 ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより民間事業者等の早期の保留床取得が促され、もって市街地再開発事業が推進されることで都市再生の実現に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等 過年度の適用数は、平成22年度：適用者1件・損金算入金額136百万円（※地方公共団体からのアンケート調査結果より抜粋）、平成23年度：適用者8件・損金算入金額1,900百万円（※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）、平成24年度：0件、となっている。本措置の適用対象となる買換え資産は、事業の用に供されるものに限定されており、再開発事業における保留床のうちの一部であることから、適用数が想定外に僅少とはいえない。 平成26年度から平成28年度においては、過年度とおおむね同程度の

②	減収額	市街地再開発事業の実施が見込まれているため、各年度1地区程度の適用件数があると想定する。なお、本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
		過年度の減収額は、平成22年度：34百万円、平成23年度：484百万円、平成24年度：0百万円であった。 平成26年度から平成28年度においては、各年度あたり173百万円（実績平均値）程度を見込んでいる。 算定根拠：損金算入金額×法人税率（25.5%）
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 平成22年度に38.5%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成28年度に43.0%（暫定値）とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《収支減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業に関しては、本措置の他に、従前権利者の権利保護に資する各種の税制や公共施設整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域数を平成27年度までに18地域）は、内閣府や国土交通省による予算上の支援（補助事業）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段は、ハード・ソフト両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援であり、本租税特別措置等との役割分担は明確であるとしている。
 しかしながら、評価書の記述では、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等の整備に対し、税制支援と財政支援が重複して適用されることがあると考えられるため、本租税特別措置と他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の妥当性を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置については、都市再生安全確保計画を作成済みの1地域(大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域)及び都市再生安全確保計画の作成が見込まれる都市再生緊急整備地域が8地域存在するという現状を基に、平成25年度中に9地域で都市再生安全確保計画が作成済みとなり、翌26年度に当該1計画当たり2件の非常用発電設備等が整備され本特例措置の適用を受けるものとして推計を行ったものである。

なお、平成27年度には、上記の都市再生緊急整備地域以外で、1日の乗降客数が30万人以上の鉄道駅の存する都市再生緊急整備地域(9地域)において、1地域当たり2件の非常用発電設備等が整備され本特例措置の適用を受けるものとして推計を行ったものである。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らない。

首都直下地震等における被害想定を踏まえ、その社会的責任の観点から、テナントや従業者等の建物関係者以外の者に対する防災上の貢献に関する民間事業者の意識が高まっていることを受け、民間事業者の意識を後押ししていくことが、不足する待避施設の電源確保に資する高額な非常用発電設備等を整備する上で重要であると考えており、そのためには金銭面において、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と都市安全確保事業による支援を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設(国税34)(法人税:義) (地方税36)(法人住民税:義,法人事業税:義)	
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。	
3	担当部局	都市局まちづくり推進課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望	
6	適用又は延長期間	2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) 第19条の13(都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに18地域とする。(現在1地域)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 (適用見込件数) 平成26年度:18件(うち個人1件、法人17件) 平成27年度:18件(うち個人1件、法人17件) 現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成26年度及び平成27年度の見込件数を推計した。</p> <p>② 減収額 -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性が大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取得又は整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府:平成26年度要求予算額 国費 1.0億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省:平成26年度要求予算額 国費 4.3億円】 上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 なお、本租税特別措置は大規模な地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度「街区防災計画(仮称)」に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設」として要望時に事前評価を実施

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（外国語対応医療施設数等）は、本租税特別措置等による適用件数そのものであるところ、達成目標の実現状況や租税特別措置等の効果の検証が困難であるため、本租税特別措置の効果を知るためのより適切な測定指標を設定するか、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を検証できる手法を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明しているため、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を検証できる手法を明らかにした上で、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置の対象施設のうち、外国語対応医療施設及び外国語対応教育施設については、「日本成長戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において「2020年までに高度外国人材の倍増を目指す」という目標を基に、平成23年度末時点における特定都市再生緊急整備地域の存在する都道府県（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）に居住する高度外国人材及びその家族数（20万人）が倍増（40万人）となるという仮定の基に必要施設数を試算したものである。

国際会議等用施設については、「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）において、「我が国における国際会議の開催件数を平成28年（2016年）までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す」という目標を基に、必要施設数を試算したものである。

外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュについては、企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業等の進出をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域ごとに必要と仮定して算出したものである。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙「減収見込額調書」参照。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

2012年時点での各施設数は以下のとおり整理しているところである。

外国語対応医療施設 41 施設
 外国語対応教育施設 30 施設
 国際会議等用施設 201 施設
 外国語対応ビジネスコンシェルジュ施設 1 施設

また、本特例措置等により、1年当たりに整備される施設数は以下の数を見込んでいるところである。

外国語対応医療施設 42 施設
 外国語対応教育施設 2 施設
 国際会議等用施設 14 施設
 外国語対応ビジネスコンシェルジュ施設 2 施設

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

減収額は別紙減収見込額調書のとおりに各年度約37億円を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、外国語対応医療施設等の整備が図られるものと考えている。

なお、評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄で、事業の推進に当たり、本税制特例措置により具体的にどのような効果が見込まれるかを説明している。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らず、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と予算支援等を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

減収見込額調書

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する
課税の特例措置の創設(法人税)

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する
課税の特例措置の創設(法人税)

減収見込額 平成26年度 3,744 百万円

減収見込内訳		単位:百万円			
	1 特別償却	2 投資税額控除	3 所得控除	計	
A 外国語対応医療施設	A1 1,550	A2 1,840	A3 25	3,415	
B 外国語対応教育施設	B1 20	B2 26	B3 0	46	
C 国際会議等用施設	C1 102	C2 128	C3 7	237	
D 外国語対応 ビジネス生活 コンシェルジュ施設	D1 20	D2 26	D3 0	46	
計	1,692	2,020	32	3,744	

表中の符号(例 A1)は、それぞれ各施設毎の減収見込額調書の符号と対応している。

適用件数内訳

	1 特別償却	2 投資税額控除	3 所得控除	計
A 外国語対応医療施設	14	14	14	42
B 外国語対応教育施設	1	1	0	2
C 国際会議等用施設	5	5	4	14
D 外国語対応 ビジネス生活 コンシェルジュ施設	1	1	0	2
計	21	21	18	60

A 外国語対応医療施設

当該特例の対象となる外国語対応医療施設1施設あたりの投資額

前提
・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居 ・整備運営事業者:医療法人等 ・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度 ・内科、人間ドッグ等の検診を行うクリニック ・受付、診察、検査、医薬品の処方、会計までの一連の医療サービスを外国語で対応可能

1. 設備投資額

下記(1)及び(2)について、民間事業者(建設業者・医療機器リース業者)からヒアリングをベースに作成

(1)建物等 : 内装等工事費用(躯体補強、内装、電気設備、空調関係工事費) 平均工事費単価(坪当り) 79 万円 × 300 坪 = 237 百万円 …①
(2)器具・備品 : 医療機器等(前提として掲げた医療施設に導入されると想定される機器)
PETCT 300 百万円
MRI 200 百万円
CT 200 百万円
マンモグラフィ 50 百万円
計 750 百万円 750 百万円 …②

当該特例の対象となる外国語対応医療施設1施設あたりの投資額(①+②) 987 百万円

2. 整備される施設数

特定都市再生緊急整備地域(※)において整備が必要な施設数を試算
(※ 北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)

(1) 現在存在する外国語対応医療施設数	41 施設 …③
(2) わが国における人口10万人当たり病院・一般診療所数 厚生労働省「平成23年医療施設(静態・動態)調査」	84.6 施設 …④
(3) 現在(2011年末)における高度外国人材等数 法務省「在留外国人統計」(2011年)	20 万人 …⑤
(4) 2020年の在留高度外国人材等数の推計 「日本成長戦略」(平成24年7月31日)「2020年までに在留高度外国人材の倍増を目指す」	40 万人 …⑥=⑤×2
(5) 2020年までに必要な外国語対応医療施設数	338 施設 …⑦=④×⑥/10万人
(6) 2020年までに整備が必要な外国語対応医療施設数	297 施設 …⑧=⑦-③
(7) 1年あたり平均施設整備件数 (2014~2020年度の7年)	42 施設 …⑨=⑧/7年

当該特例の対象となる外国語対応医療施設 1年あたり整備数(=⑨) 42 施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却、投資税額控除、税額控除それぞれ1/3ずつ偏り無く適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額	特別償却割合	1施設当り特別償却額
建物等及び構築物	237 百万円	25%	59
器具及び備品	750 百万円	50%	375
		計	434

⑩ 1施設当り減収見込額 434 百万円 × ⑪ 25.50% = ⑫=⑩×⑪ 111 百万円
 (1施設当り特別償却額) (法人税率)

⑬ ⑫=⑩÷3 ⑭=⑬×⑬ ⑮=⑭×⑮
 ⑮ 111 百万円 × 14 = 1,550 百万円
 (1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数)

特別償却による減収見込額 (=⑮) 1,550 百万円 <A1>

(2)投資税額控除(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額	税額控除割合	1施設当り税額控除額
建物等及び構築物	237 百万円	8%	19
器具及び備品	750 百万円	15%	113
		計	131

⑯ 1施設当り減収見込額 131 百万円
 (1施設当り税額控除額)

⑰ ⑱=⑰×⑱ ⑲=⑱×⑲
 ⑲ 131 百万円 × 14 = 1,840 百万円
 (1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数)

投資税額控除による減収見込額 (=⑲) 1,840 百万円 <A2>

(3)所得控除(単年度)

⑳ 1法人当り所得額 35 百万円
 (第183国会提出 租税特別措置の適用実態調査 所得階級別適用件数から法人税関係特別措置が講じられた全ての法人の所得の加重平均の概算値を算出)

㉑ ㉒=㉑×㉒ ㉓=㉑×㉓
 ㉓ 35 百万円 × 20.00% = 7 百万円
 (所得控除率)

㉔ ㉕=㉔×㉕ ㉖=㉔×㉖
 ㉖ 7 百万円 × 25.50% = 2 百万円
 (法人税率)

㉗ ㉘=㉗×㉘ ㉙=㉗×㉙
 ㉙ 2 百万円 × 14 = 25 百万円
 (1法人当り減収金額) (所得控除適用見込件数)

所得控除による減収見込額 (=㉙) 25 百万円 <A3>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

B 外国語対応教育施設

当該特例の対象となる外国語対応教育施設 1施設あたりの投資額

- 前提
- ・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居
 - ・整備運営事業者:学校法人等
 - ・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度
 - ・外国語による授業を行うインターナショナルスクール

1. 設備投資額

下記について、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュの試算をもとに作成

建物等

・建物(躯体)
 平成元年～平成24年のSRC建築にかかる 81 万円 × 300 坪 = 243 百万円 …①
 平均坪単価

・内装等工事費用(電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費)
 平均工事費坪単価 26 万円 × 300 坪 = 78 百万円 …②

建物等 計 321 百万円 …③=①+②

**当該特例の対象となる外国語対応教育施設
 1施設あたりの投資額(=③) 321 百万円**

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する外国語対応教育施設数 30 施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに外国語対応教育施設が必要であるとした場合における、2020年までに整備が必要な外国語対応教育施設数

14 施設 …④

※ 札幌都心地域、東京都心・臨海地域(日本橋)、東京都心・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡都心地域 の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 2 施設 …⑤=④/7年
 (2014～2020年度の7年)

**当該特例の対象となる外国語対応教育施設
 1年あたり整備数(=⑤) 2 施設**

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却1件、投資税額控除1件が適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

建物等及び構築物(③)	a	b	=a×b
	取得価額 百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額
	321	25%	80
		計	80 ⑥

1施設当り減収見込額 $\frac{80 \text{ 百万円}}{1 \text{ 施設当り}} \times 25.50\% = 20 \text{ 百万円}$
(1施設当り特別償却額) (法人税率) (⑧=⑥×⑦)

単年度減収見込額 $20 \text{ 百万円} \times 1 = 20 \text{ 百万円}$
(1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数) (⑩=⑧×⑨)

特別償却による減収見込額 (=⑩) 20 百万円 <B1>

(2)投資税額控除(単年度)

建物等及び構築物(③)	a	b	=a×b
	取得価額 百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額
	321	8%	26
		計	26 ⑪

1施設当り減収見込額 26 百万円
(1施設当り税額控除額) (⑪)

単年度減収見込額 $26 \text{ 百万円} \times 1 = 26 \text{ 百万円}$
(1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数) (⑫=⑪×⑨)

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 26 百万円 <B2>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

C 国際会議等用施設

当該特例の対象となる国際会議等用施設 1施設あたりの投資額

前提
・民間都市開発事業者等により整備されるオフィスビル等に整備されるもの
・整備運営事業者:民間企業等
・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度
・同時通訳可能な会議場

1. 設備投資額

下記について、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュの試算をもとに作成

建物等

・建物(躯体)
 平成元年～平成24年のSRC建築にかかる $81 \text{ 万円} \times 300 \text{ 坪} = 243 \text{ 百万円} \dots ①$
 平均坪単価

・内装等工事費用 (電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費)
 平均工事費坪単価 $26 \text{ 万円} \times 300 \text{ 坪} = 77 \text{ 百万円} \dots ②$

建物等 計 320 百万円 $\dots ③ = ① + ②$

当該特例の対象となる国際会議等用施設

1施設あたりの投資額 (=③) 320 百万円

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する国際会議等用施設数 201 施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通便利性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに国際会議等用施設が必要であるとした場合における、

2020年までに整備が必要な国際会議等用施設数 101 施設 $\dots ④$

※ 札幌都心地域、東京都心・臨海地域(日本橋)、東京都心・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡都心地域 の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 14 施設 $\dots ⑤ = ④ / 7 \text{ 年}$
 (2014～2020年度の7年)

当該特例の対象となる国際会議等用施設

1年あたり整備数 (=⑤) 14 施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却、投資税額控除、税額控除それぞれ1/3ずつ偏り無く適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a	b	=a × b
	取得価額 百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額
建物等及び構築物(③)	320	25%	80
		計	80 ⑥

1施設当り減収見込額 ⑥ 80 百万円 × ⑦ 25.50% = ⑧=⑥×⑦ 20 百万円
(1施設当り特別償却額) (法人税率)

単年度減収見込額 ⑧ 20 百万円 × ⑨=⑤÷3 5 = ⑩=⑧×⑨ 102 百万円
(1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数)

特別償却による減収見込額 (=⑩) 102 百万円 <G1>

(2)投資税額控除(単年度)

	a	b	=a × b
	取得価額 百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額
建物等及び構築物(③)	320	8%	26
		計	26 ⑪

1施設当り減収見込額 ⑪ 26 百万円
(1施設当り税額控除額)

単年度減収見込額 ⑪ 26 百万円 × ⑨=⑤÷3 5 = ⑫=⑪×⑨ 128 百万円
(1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数)

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 128 百万円 <G2>

(3)所得控除(単年度)

1法人当り所得額 ⑬ 35 百万円
(第183国会提出 租税特別措置の適用実態調査 所得階級別適用件数から法人税関係特別措置が講じられた全ての法人の所得の加重平均の概算値を算出)

1法人当り所得控除額 ⑬ 35 百万円 × ⑭ 20.00% = ⑮=⑬×⑭ 7 百万円
(所得控除率)

1法人当り減収額 ⑮ 7 百万円 × ⑦ 25.50% = ⑯=⑮×⑦ 2 百万円
(法人税率)

単年度減収見込額 ⑯ 2 百万円 × ⑨=⑤÷3 4 = ⑰=⑯×⑨ 7 百万円
(1法人当り減収金額) (所得控除適用見込件数)

所得控除による減収見込額 (=⑰) 7 百万円 <G3>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

D 外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 1施設あたりの投資額

前提
 ・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居
 ・整備運営事業者：都市開発事業者
 ・延床面積 約1000㎡（約300坪）程度
 ・国際企業の進出等をサポートするため、外国語によるビジネス面・生活面のワンストップサービスを提供する窓口としての機能を備えた施設

1. 設備投資額

下記について、民間都市開発事業者からヒアリングをベースに作成

(1)建物等

・建物(躯体)
平成元年～平成24年のSRC建築にかかる ① 81 万円 × 300 坪 = 243 百万円
平均坪単価

・内装等工事費用（電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費）
平均工事費坪単価 26 万円 × 300 坪 = 77 百万円 ②

建物等 計 320 百万円 ③=①+②

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

1施設あたりの投資額(=③) 320 百万円

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設数 1 施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通便利性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設が必要であるとした場合における、2020年までに整備が必要な外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11 施設 ④

※ 札幌圏地域、東京圏・臨海地域(日本橋)、東京圏・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡都心地域の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 2 施設 ⑤=④/7年 (2014～2020年度の7年)

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

1年あたり整備数(=⑤) 2 施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却1件、投資税額控除1件が適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a		b		=a×b	
	取得価額	百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額		
建物等及び構築物(③)	320		25%	80		
			計	80		⑥

⑥ ⑦ ⑧=⑥×⑦
 1施設当り減収見込額 80 百万円 × 25.50% = 20 百万円
 (1施設当り (法人税率)
 特別償却額)

⑧ ⑨=⑤÷3 ⑩=⑧×⑨
 単年度減収見込額 20 百万円 × 1 = 20 百万円
 (1施設当り (特別償却
 減収見込額) 適用見込件数)

特別償却による減収見込額 (=⑩) 20 百万円 <D1>

(2)全てが投資税額控除の適用を受けたと仮定した場合(単年度)

	a		b		=a×b	
	取得価額	百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額		
建物等及び構築物(③)	320		8%	26		
			計	26		⑪

⑪
 1施設当り減収見込額 26 百万円
 (1施設当り税額控除額)

⑪ ⑨=⑤÷3 ⑫=⑪×⑨
 単年度減収見込額 26 百万円 × 1 = 26 百万円
 (1施設当り (税額控除
 減収見込額) 適用見込件数)

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 26 百万円 <D2>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人住民税、法人事業税)

減収見込額: 初年度 0 百万円
 平年度 1,216 百万円
 <37>+<62>

(適用件数見込)

・外国語対応医療施設		
うち、特別償却適用	14 件	<1>
うち、投資税額控除適用	14 件	<2>
うち、所得控除適用	14 件	<3>
・外国語対応教育施設		
うち、特別償却適用	1 件	<4>
うち、投資税額控除適用	1 件	<5>
うち、所得控除適用	0 件	<6>
・国際会議等用施設		
うち、特別償却適用	5 件	<7>
うち、投資税額控除適用	5 件	<8>
うち、所得控除適用	4 件	<9>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
うち、特別償却適用	1 件	<10>
うち、投資税額控除適用	1 件	<11>
うち、所得控除適用	0 件	<12>

**①法人住民税
(法人税減収額)**

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分の減収額	111 百万円	<13>
投資税額控除適用分の減収額	131 百万円	<14>
所得控除適用分の減収額	2 百万円	<15>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<16>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<17>
所得控除適用分の減収額	0 百万円	<18>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<19>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<20>
所得控除適用分の減収額	2 百万円	<21>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<22>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<23>
所得控除適用分の減収額	0 百万円	<24>

(法人住民税の減収額) 27年度

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<13>×法人税割17.3%×件数<1>	268.8 百万円 <25>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<14>×法人税割17.3%×件数<2>	317.3 百万円 <26>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<15>×法人税割17.3%×件数<3>	4.8 百万円 <27>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<16>×法人税割17.3%×件数<4>	3.5 百万円 <28>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<17>×法人税割17.3%×件数<5>	4.5 百万円 <29>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<18>×法人税割17.3%×件数<6>	0.0 百万円 <30>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<19>×法人税割17.3%×件数<7>	17.3 百万円 <31>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<20>×法人税割17.3%×件数<8>	22.5 百万円 <32>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<21>×法人税割17.3%×件数<9>	1.4 百万円 <33>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<22>×法人税割17.3%×件数<10>	3.5 百万円 <34>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<23>×法人税割17.3%×件数<11>	4.5 百万円 <35>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<24>×法人税割17.3%×件数<12>	0.0 百万円 <36>

法人住民税減収見込 **26年度(初年度)** **0.0 百万円**
 27年度(平年度) **648.1 百万円 <37>**
 <25>～<36>の計

**②法人事業税
・法人事業税
(法人所得減少額) 26年度**

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分の所得減少額	434 百万円	<38>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<39>
所得控除適用分の所得減少額	7 百万円	<40>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<41>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<42>
所得控除適用分の所得減少額	0 百万円	<43>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<44>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<45>
所得控除適用分の所得減少額	7 百万円	<46>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<47>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<48>
所得控除適用分の所得減少額	0 百万円	<49>

(法人事業税の減収額) 27年度

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<38>×事業税率8.4%×件数<1>	510.4 百万円 <50>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<39>×事業税率8.4%×件数<2>	0.0 百万円 <51>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<40>×事業税率8.4%×件数<3>	8.2 百万円 <52>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<41>×事業税率8.4%×件数<4>	6.7 百万円 <53>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<42>×事業税率8.4%×件数<5>	0.0 百万円 <54>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<43>×事業税率8.4%×件数<6>	0.0 百万円 <55>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<44>×事業税率8.4%×件数<7>	33.6 百万円 <56>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<45>×事業税率8.4%×件数<8>	0.0 百万円 <57>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<46>×事業税率8.4%×件数<9>	2.4 百万円 <58>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<47>×事業税率8.4%×件数<10>	6.7 百万円 <59>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<48>×事業税率8.4%×件数<11>	0.0 百万円 <60>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<49>×事業税率8.4%×件数<12>	0.0 百万円 <61>

法人事業税減収見込 **26年度(初年度)** **0.0 百万円**
 27年度(平年度) **568.0 百万円 <62>**
 <50>～<61>の計

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設（国税9）（法人税：義）（地方税5）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	我が国の大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設として記載された外国語対応医療施設等（※1）の整備運営事業者に対して課税の特例措置を講じる。 【法人税】 下記から選択適用 ○特別償却 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額を、それぞれ以下に記載する額（特別償却限度額）と普通償却限度額の合計額とする特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×25% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×50% ○投資税額控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の法人税額から以下に記載する額を控除する特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×8% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×15% ○所得控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業により生じた当該事業年度の課税所得から以下に記載する額を損金に算入することができる特例措置 5年間 所得金額×20% ※1 外国語対応医療施設等 (1) 外国語対応医療施設 (2) 外国語対応教育施設 (3) 国際会議等用施設 (4) 外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 ※2 減価償却資産 (1) 建物及び附属設備 (2) 構築物 (3) 機械及び装置 (4) 器具及び備品
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の優良な民間都市開発事業の支援に加えて、地理的不利等を補うため、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進していく 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成 25 年6月 14 日閣議決定) 5. 立地競争力の強化 ④都市の国際競争力の向上 ○「国家戦略特区」の活用等による国際社会に向けた環境整備 『国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する』</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>③：達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2014（平成 26）年から 2020（平成 32）年まで 7 年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1 年あたりの件数を算出している) <平成 27 年までに整備すべき施設数の目標値> ・外国語対応医療施設数 85 施設 ・外国語対応教育施設数 4 施設 ・国際会議等用施設 29 施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 3 施設 <参考 2020 年までに整備すべき施設数の目標値> ・外国語対応医療施設数 297 施設 ・外国語対応教育施設数 14 施設 ・国際会議等用施設 101 施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11 施設 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を創設し、外国語対応医療施設等の整備を促進し、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことができるよ</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>うな魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(適用見込件数) 平成26年度：法人税60件 平成27年度：法人税60件 (2014(平成26)年から2020(平成32)年まで7年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1年あたりの件数を算出している)</p>
		② 減収額	<p>(減収見込額) 平成26年度：3,744百万円 平成27年度：3,744百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例措置を創設し初期の投資負担を軽減することにより、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進することにより、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点の形成が可能となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図ることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例が措置されない場合、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することが困難となり、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点の形成に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例を講じることによって、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、国際競争力の強化に寄与するものである。</p>
		9	相当性
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の支援等と本特例措置を一体的に講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図るものである。</p> <p>なお、本租税特別措置は、事業の立ち上げを支援する予算措置等と異なり、外国人対応医療施設等の整備運営事業者の事業の用に供する減価償却資産の取得等に係るコストを低減することで事業の採算性を向上させ、事業実施</p>		

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>を決定するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>本特例措置を講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、当該都市の国際競争力の強化が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
		10 有識者の見解	<p>—</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>新規</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	■新設	□拡充	□延長 □事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	□明らか	■明らかでない ※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	■定量化 □定性的記述 □説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □定性的記述 □予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし) ■予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり □予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり □説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり □説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり □説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したもの数）は、改正水防法により浸水防止計画の策定が義務付けられているため、租税特別措置等の有無にかかわらず増加するものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ◎ ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに把握されていないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の適用者数の将来（平成26～28年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

◎ ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（◎参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された〈点検結果表の別紙〉の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

〈点検結果表の別紙〉

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①〈政策目的の根拠〉欄への補足説明）
政策目的については、以下の閣議決定に必要性が位置付けられている。
 - 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
第Ⅱ.一.5. 立地競争力の更なる強化
④都市の競争力の向上
・・・防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
 - 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）
第2章5.（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組
・・・「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。
 - 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）
第3章2. 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
1-3（2）水害に強い地域づくり
・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設(国税35)(法人税:義) (地方税37)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。
3	担当部局	水管理・国土保全局水政課、河川環境課水防企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組みを推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。 《政策目的の根拠》 水防法(昭和24年法律第193号) 第15条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置) 第15条の2(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第15条の4(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)等

	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する に包含。
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることによって、水防法に基づく浸水想定区域内における地下街等及び大規模工場等による浸水防止計画の作成等浸水防止の取組みが促進され、人命を守ることや、都市機能・経済活動の継続性の確保に寄与する。
	①:適用数等	<将来の推計> 平成26~28年度における適用者数 地下街等:873 大規模工場等:30
8 有効性等	②:減収額	平成26年度 - 平成27年度 - 平成28年度 -
	③:効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>止水板、防水扉等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>平成25年7月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>平成25年7月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 達成目標（東京湾横断道路株式会社の適正かつ円滑な業務の推進）に対する本租税特別措置等の効果を検証するため、目標値及び達成時期並びに定量的な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 17 年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている」と説明されているが、本租税特別措置が営業損益の黒字化にどの程度寄与したのかが記載されており、説明の根拠が明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③◀租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式により東京湾横断道路株式会社（以下「TTB」という。）が特例的に実施しているものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。

現在のTTBの事業は、東京湾横断道路の日常的な管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適切に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。

本特例措置については、このような実態に基づく特例的な扱いであることから、業績指標等の設定にまじまないものとして、当初より達成目標等（所期の目標）は設定していない。

なお、特例措置がない場合、180百万円の負担増となりTTBの安定的な事業運営に支障をきたすおそれがあるが、TTBにおいては当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではないため、今後とも、東京湾横断事業を実施するTTBの適正かつ円滑な事業の推進を図るため本特例措置が必要である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21～24年度までの適用額の実績については下表のとおりであり、見込と実績に大きな乖離はない。

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24
適用額 (見込)(A)	89,418	89,418	89,418	89,418
適用額 (実績)(B)	89,328	89,300	89,254	89,202
A-B	90	118	164	216

※適用額（見込）については、前回要望時点（平成20年度）のもの。

※適用額（実績）については、H21、H22、H24については対象事業者からの聞き取りによるもの。

※H23については「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会提出）」記載事項によるもの（措置名：東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置）。このほか、地方税法に基づき把握できる情報はない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25～30年度までの適用額の推計、算定根拠については下記のとおり。

【算定根拠】

適用額は、TTBの各年度における資本金の額から当方で推計した特例措置適用後の課税標準の額を差し引いたものである。なお、地方税法に基づき把握できる情報はない。

【適用額推計】

適用額推計については下表のとおりである。

（単位：百万円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
適用額推計	89,175	89,173	89,171	89,168	89,165	89,162

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成21～24年度までの減収額の実績については下表のとおりであり、見込と実績に大きな乖離はない。

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24
減収額 (見込)(A)	182	182	182	182
減収額 (実績)(B)	181	181	181	181
A-B	1	1	1	1

※減収額（見込）については、前回要望時点（H20年度）のもの。

※減収額（実績）については、対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実績把握（評価書中8③◀租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

- TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、下表からも分かるとおり、TTBの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。

- 本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化を図ってきているものといえる。

TTBの営業損益及び租税特別措置の状況

（単位：百万円）

年度	営業 損益	租税 減収額	特例措置が ない場合の 営業損益	備考
H9	5,568	-	5,568	・9年12月：東京湾横断道路開通

【国交20】

				(普通車料金 4,000 円) ・建設道路引渡しに起因する大幅な営業収益
H10	△ 152	—	△ 152	
H11	△211	—	△211	
H12	△ 198	—	△ 198	12 年 7 月より、料金値下げ (普通車料金 4,000 円→3,000 円)
H13	△ 138	—	△ 138	
H14	△ 167	—	△ 167	14 年 7 月より、料金割引社会実験開始 (ETC 普通車料金 3,000 円→2,320 円)
H15	△ 144	—	△ 144	
H16	△ 114	181	△ 295	特例措置の創設
H17	123	182	△ 59	
H18	156	182	△ 26	
H19	76	181	△ 105	19 年 8 月より、料金割引社会実験開始 (ETC 普通車料金 2,320 円→1,500 円)
H20	147	181	△ 34	21 年 3 月より、休日割引開始 (ETC 普通車料金 1,500 円→1,000 円)
H21	195	181	14	21 年 8 月より、料金割引社会実験開始 (ETC 普通車料金 1,500 円→800 円)
H22	161	180	△ 19	
H23	178	180	△ 2	
H24	319	180	139	点検・保全工事の受注増による営業収益の増

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長(地方税25)(法人事業税:義)	
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)が、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)における東京湾横断道路建設事業者として、事業遂行のために必要とされ出資を受けた資本金の額。 ・特例措置の内容 TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定については、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (計算式:法人事業税額=「課税標準(資本金-資本金×(建設事業未収金/総資産))×税率」) ・延長期間:5年間 	
3	担当部局	道路局高速道路課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間)	
6	適用又は延長期間	5年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路(国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在その管理等を行っている。本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第65号) 第1条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する に包含</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業を主とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「TTBの適正な事業及び円滑な業務の推進」という達成目標については、定量的に表した測定指標を設定することは困難であるため、「TTBが引き続き適正かつ円滑に業務を実施していくための安定的な経営基盤の確保」を測定指標と位置付ける。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>																						
		① 適用数等	<p>毎年度1件</p> <p>なお、本措置の適用対象はTTBしかない。</p>																						
		② 減収額	<p>(単位:百万元)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> </table> <p>【計算式】</p> <p>[特例無]－[特例有]</p> <p>＝[資本金×税率]－[資本金－資本金×(建設事業未収金/総資産)×税率]</p> <p>※H21～H24年度までは実績値、H25～H30年度までは推計値。</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減収額	181	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30															
減収額	181	180	180	180	180	180	180	180	180	180															
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置の実施により、TTBの経営基盤の安定化が図られることから、円滑な事業運営が可能となり、ひいては、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に大きく貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>TTBの営業損益は、東京湾横断道路の開通以来マイナスで推移し、その経営基盤の安定化が大きな課題であった。このような状況下で、平成17年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている。</p> <p>このことから、本特例措置が、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に大きく貢献していると言える。</p>																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>特例措置が廃止された場合、1.8億円の負担増となることから、TTBの経営基盤が不安定となり、安定的な事業運営に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置を講ずることによりTTBの円滑な業務の推進が図られ、これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど波及効果は大きく、税收減が十分に是認されると考えられる。</p> <p>大規模プロジェクトによる東京湾横断道路(国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的にやっている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>
10	有識者の見解	－	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて平成32年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間賃貸住宅の新築着工戸数）について、本特例措置の対象となるのは、優良賃貸住宅であるため、例えば、優良賃貸住宅の新規着工件数等、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況について「岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について「今後も被災者の住宅の確保に資することができる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。
- ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（復興庁 住まいの復興工程表平成25年3月）と比較すると、目標は達成できていない。
- 達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
- 岩手県及び宮城県の作成した住宅復興プランによると、平成32年までに必要な民間賃貸住宅の供給量は22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月 復興庁））である。そこから、平成24年度の実績値（建築着工統計）と平成25年度分の推計（平成24年度実績値を引いた戸数を残りの年数の8で割った戸数）を除くと、16,180戸となり、この戸数について現時点での達成目標とする。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。
- 適用件数の過去の実績及び減収額の実績の算定根拠については、以下のとおり。
- 平成24年1月～平成25年3月までに新規着工した件数は、建築着工統計によれば1,360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。
- これをもとにすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1,088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。
- 合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。
- これらに1戸当たりの平均建設費（13.33百万円）（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等をかければ、適用実績は16.9百万円、適用戸数は393戸と試算される。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の具体的な目標・想定を設定することは困難であったため、設定していない。
- ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、平成25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表

（平成25年3月 復興庁）と比較すると、目標は達成できていないが、現在の供給ペースを維持すると仮定した場合、供給目標量を目標年度までにかろうじて達成できる状況であり、想定外に僅少とはいえない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④のとおり、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

適用件数の将来予測については、岩手県及び宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）及び宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した。具体的な方法は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3,500戸。

宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57,000戸。

福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3,146戸（うち耐用年数35年以上は2,544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と平成26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計をもとに平成25年度までに新規着工した件数を試算すると、④のとおり、合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2,554-1,557=987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものが無いものと見なしている）

これに法人税を支払うことが出来る黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は158戸となる。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

減収額の実績の算定根拠については、④のとおり。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑥の戸数に対して、一戸あたりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を乗じれば、法人税については延長4年間で8百万円、所得税については26.2百万円の減収となる。

割増償却は5年間続くため、延長4年目においての新規対象の割増償却終了まで含めると8年間分の減収となる。

従って、年間あたり合計で4.3百万円（法人税1百万円、所得税3.3百万円）となる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【国交21】

租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、正確な減収額を把握することが困難である。

そのため、適用実績については建築着工統計（H24. 1～H25. 3 国土交通省）に基づく新築住宅着工戸数のうち、本税制の適用対象となる構造・床面積を満たしている戸数を推計し、それに基づいて平均的な建設費を元に減収額を算定しており、その結果より、税収減を是認する効果があると考えている。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

新築の民間賃貸住宅の着工戸数に対して、税制適用対象となる被災地の優良賃貸住宅に絞ってその効果を測定した結果、岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、かつ依然として民間賃貸住宅の供給量は資材・人員不足、宅地造成の遅れ等から不足していることから、需要は大きく、今後も同様の効果が見込まれ、減収見込額を是認できると考えている。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等と比較すると、政策目的達成手段として少ない負担で効果を上げており、相当性があると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度(延長) (国税39)(法人税:義)
2	要望の内容	東日本大震災により相当な被害を受けた地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域内において、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築した場合の、当該被災者向け賃貸住宅の専用部分に係る所得税・法人税の割増償却制度(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日) 5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり ④被災者の居住の安定確保 (i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含</p>

		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>全ての被災地域が住宅の必要供給量を設定しているわけではないため、定量的な測定指標を示すことは困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>(実績)</p> <p>平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置): 218戸 (見込み)</p> <p>平成25年度: 175戸 平成26年度: 40戸 平成27年度: 40戸 平成28年度: 40戸 平成29年度: 40戸</p> <p>※実績は、建築着工統計調査により推計。 ※見込みは、新築着工のペース、現時点で判明している被災地における必要戸数から推計。</p> <p>岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例によって面積が広く質の高い住宅供給が促進されていることから、適用される対象からみて想定外に僅少ではないものと考えられる。 また、本特例は、住宅を賃貸する事業者一般(個人・法人)を対象としており、特定の者に偏っているものではない。</p>
		②: 減収額	<p>(実績)</p> <p>平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置): 9.4百万円 (見込み)</p> <p>平成25年度: 7.5百万円 平成26年度: 4.3百万円 平成27年度: 4.3百万円 平成28年度: 4.3百万円 平成29年度: 4.3百万円</p> <p>※本特例の要件を満たす戸数に、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した。</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められることから、今後も被災者の住宅の確保に資することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25～29年度)</p> <p>被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～29年度)</p> <p>被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段としての確かかつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/>	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input checked="" type="checkbox"/>	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、予算や税制上の各種支援等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成23年度3件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に適用に偏りがないことについて説明する必要がある（<点検結果表の別紙>⑤参照）。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成32年度までにおおむね解消し、また28年度までに23年度と比べておおむね半減）の実現状況について、定性的に「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「17.8 百万円」とされているが、過去の実績（平成23年度）の数値（200百万円）と将来の推計値が乖離しているため、過去の実績の分析を踏まえて将来推計を行った上で乖離が生じる場合には、その理由を説明することが必要である。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成32年度までにおおむね解消し、また28年度までに23年度と比べておおむね半減）の実現状況の将来予測について、「平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 - 本措置は平成23年度に延長されたものであり、当時の達成目標は「延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があります重点的に改善すべき密集市街地8,000ヘクタールについて、平成23年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。」と設定されていた。住生活基本計画（平成18年9月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成32年におおむね解消するという住生活基本計画（平成23年3月閣議決定）の目標を達成する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 - ・ 本措置の適用実績については、平成23年度のみである。
 - ・ 適用額：200百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 - 防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成23年度においては、同事業に基づき、事業用資産として保有床を取得する法人が少なかったため、適用の実績が僅少であった。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - 本措置の適用実績については、平成23年度のみである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - 本措置の適用対象と見込まれる買換資産の譲渡価額を防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出し、その額から概算取得費により得た取得費を減じ、これに繰延割合及び税率を乗じることにより算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 - 評価書において記載した「地区外」の地区とは、防災街区整備事業が実施される地区を示している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (国税31)(法人税:義)
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成26年3月31日)を3年間延長する。(租税特別措置法第65条の7、第65条の9)
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までにおおむね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。
《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成28年度までに平成23年度と比べて概ね半減		

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 【適用実績】 平成23年度: 3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。
		② 減収額 【適用実績】 圧縮額: 200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 圧縮額: 17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出
	③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及びぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進地区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。 《収収減を是認するような効果の有無》 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか			<input type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率）は、「老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても、説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数（地区数）及び適用者数（法人数）の将来推計について、年度ごとに予測していないため、適用件数及び適用者数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る）の実現状況の将来予測について、「事業認可件数は増加することを想定」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

当該指標については、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」、平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画」、平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」に基づく指標であり、政策目的及び達成目標、測定指標ともに連動するものである。当該指標は当初策定年度である平成22年度から起算して10年後に当たる平成32年度末の目標値として閣議決定されたものであることから、要望期間満了の29年度、31年度末の指標を設定することは困難である。

なお、住生活基本計画を踏まえ、現況値（平成20年度実績）と平成32年度末までの目標値との差を按分することにより、参考目標数値を形式的に設定し、事後検証においても、5年に1度の調査及び同様の方法により評価することが可能。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特別措置の創設（国税12）（法人税：義）（地方税6）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<p>1. マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）において新たに創設する、老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る1,500万円特別控除を適用する。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>2. 認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算する追加課税を適用除外とする。（法人税）</p> <p>3. 認定建替事業において、権利変換により再建建物に係る権利を取得したときは、当該権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>4. 転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に事業用資産を譲渡する場合について、当該譲渡の日を含む事業年度において国内にある土地建物等取得し、かつ、取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供する場合、譲渡益の8割を損金に算入する特例を創設する。（法人税）</p> <p>※転出者については、認定建替事業又は建物敷地売却事業の施行者から補償金を受け取る借家人を含むものとする。</p>
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・「要望の内容」の1. 2. 3. 平成14年度 新設 平成26年度 拡充</p> <p>・「要望の内容」の4. 平成26年度 新設</p>
6	適用又は延長期間	<p>・「要望の内容」の1. 3. : 恒久措置</p> <p>・「要望の内容」の2. : 5年間</p> <p>・「要望の内容」の4. : 3年間</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率79%(平20)→95%(平32)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の、構造耐力(耐震性等)が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設することは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(現行のマンション建替え法に基づく適用実績)】 平成22～24年度 適用なし ※1. 3. については、当該期間において、権利変換を受ける区分所有者、及び転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、また、やむを得ない事情に該当し転出補償金を受ける法人が存しなかったことによる。 2. については土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。4. については新設のため適用実績なし。</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法に基づくマンション建替えを予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・23地区において転出する法人数の推計14法人。 ※マンション建替え法に基づくマンション建替えにおける事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。 ・同地区のうち約半数程度が新たに創設する、老朽化マンションの建替え等(認定建替え事業・認定建物敷地売却事業)の制度を用いると想定。</p>

	② 減収額	<p>【過去の実績】 平成22～24年度 0百万円</p> <p>当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。</p> <p>【将来推計】 (「要望の内容」の1～4) 平成26年度(見込み) 36百万円(うち拡充分 22百万円) 平成27年度(見込み) 72百万円(うち拡充分 44百万円) 平成28年度(見込み) 108百万円(うち拡充分 66百万円)</p> <p><過去の事業完了地区実績等に基づき以下のとおり試算> ・現行の建替え事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建替え事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建物売却敷地事業1地区当たりの転出法人数:2法人 ・戸当たり課税標準額:13百万円(平成25年の三大都市圏の地価公示価格から試算) ・以上から1地区あたりの減収見込額を以下のとおり算出 (現行の建替え事業・認定建替え事業) 〔権利変換法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円 〔転出法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.05(法人税軽減税率)=0.6百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円 ※「要望内容」の2、3を選択すると仮定。 (認定建物敷地売却事業) 〔転出法人①〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円</p>
--	-------	---

	<p>〔転出法人②〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)×0.8=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税 軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税 軽減税率)=0.3百万円 ※「要望内容」の1、4を選択すると仮定。</p> <p>・平成26年度の年間事業実施地区数は過去の事業実績から7地区(現行の建替事業3地区:認定建替事業3地区:認定建物敷地売却事業1地区)と想定。 ・新制度創設に伴い平成27年度は平成26年度の2倍。平成28年度は3倍と増加する想定。</p>
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22～24年度の3ヶ年度において認可実績17件(2,169戸) 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～28年度) 当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。 平成26年度(見込み) 7件 約550戸 平成27年度(見込み) 14件 約1,100戸 平成28年度(見込み) 21件 約1,700戸</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度) 本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～28年度) 構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。 老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。 本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>

9: 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。 本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。 本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p> <p>本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。 また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>
10:	有識者の見解	-
11:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率）は、「老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置」等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の政策手段の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても、説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、年度ごとに予測していないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る）の実現状況の将来予測について、「事業認可件数は増加することを想定」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設（国税13）（法人税：義）（地方税7）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	認定建替事業又は認定建物敷地売却事業の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合に係る非収益事業所得に係る法人税・法人住民税・法人事業税を非課税とする。（法人税・法人住民税・法人事業税）
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 新設 平成26年度 拡充
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定） 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平20）→95%（平32） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対

8	有効性等	① 適用数等 《過去の適用実績（現行のマンション建替え法に基づく適用実績）》 平成22年度 9件 平成23年度 3件 平成24年度 3件 《将来推計》 マンション建替え法に基づくマンション建替事業を予定する地区：23地区（平成25年4月1日現在） ・当該特例は1地区1件として適用される。
		② 減収額 《過去の実績》 平成22～24年度 0百万円 当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。 《将来推計》 平成26～28年度（見込み） 0百万円 マンション建替え法に基づく建替え事業は事業計画、組合収支は0であり、本特例は計画外の僅少な収益等に係るものであるから、実績、推計共に減収額はほぼ見込まれない。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22～24年度） 現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22～24年度の3ヶ年において認可実績17件（2,169戸） 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22～28年度） 当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。 《将来推計》 マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。 平成26年度（見込み） 7件 約550戸 平成27年度（見込み） 14件 約1,100戸 平成28年度（見込み） 21件 約1,700戸

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度) 本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～28年度) 構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。</p> <p>また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑫ 収減は認められる効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ （バリアフリー改修促進のための税制措置の達成目標について）

本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の適用期間を超えて平成 32 年度末と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。

・（全ての測定指標について）

本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①耐震改修促進のための税制措置については、建築物の耐震化率、②省エネ改修促進のための税制措置については、設備投資水準、③バリアフリー改修促進のための税制措置については、不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けない測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税込減収額の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減収額を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税込減収額を具体的に予測することは難しく、税込減収効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 - ・ 耐震改修促進に関する予算上の措置として「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金）及び「耐震対策緊急促進事業」があり、これらは建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。
 - ・ 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。
 - ・ バリアフリー改修促進に関する予算上の措置として「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金）があり、これは市街地内において移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものに対して、本税制は、広く建築物全体を対象として、所有者等のキャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (国税36)(法人税:義) (地方税38)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。 ② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積 2,000 m ² 以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。 ③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積 2,000 m ² 以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅生産課、建築指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。

		<p>○地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。
2	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成27年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成32年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>—</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p>

	3	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26～28年度） 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26～28年度） 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26～28年度） 仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26～28年度） 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p> <p>9 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。 省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。 また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。</p>
--	---	--

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし ◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし ※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし ※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし ○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし ※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数）は、東日本大震災復興交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について、定性的に「被災者の居住の安定がいち早く図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【国交26】

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2554－1557＝987戸となる（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものとみなしている）。

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等を掛ければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

この戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県・宮城県の平均）、特別償却率、税率等を乗じれば、特別償却については、法人税については年間で4.6百万円、所得税については15.2百万円の減収となる。

また、税額控除率を乗じれば、税額控除については、法人税については年間で6.4百万円、所得税については26.7百万円の減収となる。

対象戸数の半分が特別償却を、残り半分が税額控除を選択したと仮定すると、年間当たり合計で26.5百万円（法人税5.5百万円、所得税21.0百万円）となる。

また、法人税の減収額に税率を乗じれば、法人住民税は年間で1.0百万円、法人事業税は0.9百万円の減収となる。所得税の減収額に税率を乗じれば、個人事業税は1.9百万円となる。

したがって、年間当たり合計で3.8百万円（法人住民税1.0百万円、事業税2.8百万円）となる。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしである。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしであり、税収減もなしである。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望により税収減の対象となる期間は、平成29年度末までであり、また、本特例適用の対象者は、住宅に大きな被害を生じた地域の被災者である。減収額の見込みは、延長期間合計で、国税で106百万円、地方税で15.2百万円である。これらのことから、措置の適用期間、適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に大きく貢献するものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されたものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、規制的手段により解決が図られるものでもない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長)(国税51)(法人税:義、所得税:外) (地方税53)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間に、住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人が、復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合に、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる特例の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 ■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日) 5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり ④被災者の居住の安定確保 (i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。 ■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(実績) 平成24年1月～平成25年3月 なし ただし、石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定済みであり、平成25年度に同市において109戸の本特例の適用実績が見込まれる。 (見込み) 平成26年度:31戸 平成27年度:31戸 平成28年度:31戸 平成29年度:31戸</p> <p>② 減収額</p> <p>平成26年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成27年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成28年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成29年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定され、本特例の活用が始まったところであり、今後も本特例が被災者の住宅の確保に資するものと思われる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～29年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。 税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者</p>

【国交26】

		及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	J 北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）
 前回要望時の目標は「JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除する」としていたところ。
 JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成 23 年度の実績は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握される情報（根拠条文：地方税法附則第 9 条第 1 項、措置名：JR北海道・四国・九州に係る資本割の特例措置）を用いており、その他の年度については、対象事業者からの聴き取りによる。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額は、実際に発生する納税額と、本特例措置がないと想定した場合の納税額を比較して算出しているが、資本割には資本金等の額のうち 1 千億円を超える部分について 1/2 とする措置があり、本特例措置がないと想定した場合の納税額を算出するためには、上記措置を考慮する必要がある。そのため、対象となる各事業者の資本金等の額を個別に把握する必要があるが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には資本金等の額の合計額のみ記載されていることから、対象事業者からそれぞれの資本金等の額を聴き取り、減収額を算出した。
 資本金等の額のうち 1 千億円を超える部分について 1/2 とする措置を考慮して算出した本特例措置がないと想定した場合の課税標準額と、本特例措置を適用した課税標準額との差額は 276,020 百万円となり、当該差額に資本割の税率を乗じて算出したものを減収額としている。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明）
 本特例措置の達成目標は、JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時より JR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはなく、達成目標は実現されているため、本特例措置は有効である。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足説明）
 本特例措置の達成目標は、JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除することであり、将来においても JR北海道等の資本準備金の特殊性は変わらないと想定されることから、達成目標は実現することが見込まれるため、本特例措置は有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長（地方税27）（法人事業税：義）
2	要望の内容	JR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額（国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金）を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部局	鉄道局総務課、鉄道局鉄道事業課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間（平成31年3月31日まで）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 ≪租税特別措置等により実現しようとする政策目的≫ JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 ≪政策目的の根拠≫ 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分（通常の法人においては債務に相当する部分）について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。 本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号） 第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。 第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産（第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。）の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

		<p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）</p> <p>附則第4条第2項</p> <p>会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上</p> <p>施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)実績 平成21年度 3事業者 351,200百万円 平成22年度 3事業者 351,200百万円 平成23年度 3事業者 351,200百万円 平成24年度 3事業者 351,200百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込 平成25年度 3事業者 351,200百万円 平成26年度 3事業者 351,200百万円 平成27年度 3事業者 351,200百万円 平成28年度 3事業者 351,200百万円 平成29年度 3事業者 351,200百万円 平成30年度 3事業者 351,200百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>制度創設時から対象が3社であり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
	② 減収額	<p>(1)実績 平成21年度 552百万円 平成22年度 552百万円 平成23年度 552百万円</p>

		<p>平成24年度 552百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込 平成25年度 552百万円 平成26年度 552百万円 平成27年度 552百万円 平成28年度 552百万円 平成29年度 552百万円 平成30年度 552百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>本来的には資本準備金の性格を有しない、事業規模に比して著しく莫大な国鉄長期債務見合いの資本準備金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段としての確である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 前回要望時の目標は「首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本特例措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する」としていたところ。
 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成 23 年度の実績は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握される情報（根拠条文：地方税法附則第 9 条第 6 項、措置名：特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置）を用いており、その他の年度については、対象事業者からの聴き取りによる。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
 本特例措置の対象事業者は 1 事業者であるため事業者からの聴き取りにより減収額を算出した。本特例措置がないと想定した場合の課税標準と、本特例措置を適用した課税標準との差額は 80,836 百万円となり、当該差額に資本割の税率を乗じて算定したものを減収額としている。なお、税率は都県ごとに異なっている。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時より首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性に変わりはなく、達成目標は実現されているため、本特例措置は有効である。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、将来においても首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性は変わらないと想定されることから、達成目標は実現することが見込まれるため、本特例措置は有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長(地方税28)(法人事業税：義)
2	要望の内容	「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」(一体化法)に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部署	鉄道局総務課、鉄道局都市鉄道政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間(平成31年3月31日まで)
7	必要性等	<div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;"> ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 一体化法に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、一体化法(平成元年法律第61号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道㈱が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金額(1,850億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月28日法律第61号)第21条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を営む者を含む。)に出資することができる。 </div> ② 政策体系における政策目的の位置付け つくばエクスプレスの整備は、一体化法に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる

			に包含
③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除する。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を持続することが期待される。	
8 有効性等	① 適用数等	<p>(1)実績</p> <p>平成21年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成22年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成23年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成24年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成26年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成27年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成28年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成29年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成30年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>	
	② 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成21年度 163百万円 平成22年度 163百万円 平成23年度 163百万円 平成24年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 163百万円 平成26年度 163百万円 平成27年度 163百万円 平成28年度 163百万円 平成29年度 163百万円 平成30年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p>	

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 事業規模に比して著しく莫大な資本金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかつた資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>
	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>つばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかつた。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金の全額に対して外形標準課税の負担を課することは適当ではなく、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段としての的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>つばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>
	10 有識者の見解		－
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 収収減承認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（駅の耐震化率、路線の耐震化率）は、「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けない測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

- (2) 以下のとおり、収収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における収収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が94%」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、その根拠を明らかにした上で、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明することが必要である。

- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設(国税40)(法人税:義) (地方税39)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。 ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等
3	担当部局	鉄道局総務課、施設課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。 《政策目的の根拠》 特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号) (耐震補強の実施) 第三条 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する に包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を94%とする。(平成24年度末における駅の耐震化率は88%、路線の耐震化率は91%である。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	今後の見込 平成 26 年度 約30事業者 平成 27 年度 約30事業者 平成 28 年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されるが見込まれる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 平成 28 年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が94%となる見込みである。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。 《免税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により

【国交29】

		<p>分担</p> <p>取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>主要駅や高架橋等の耐震対策が促進されることにより、地域住民の安全を確保するための一時避難場所や緊急輸送道路等の確保が図られ、また、より多くの鉄道利用者の安全が確保されるため、地方公共団体が協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

- 平成20年度 244,858,864千円 (199,475,002千円÷0.815※)
※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率
平成21年度 199,475,002千円 (193,972,915千円÷0.972※)
※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率
平成22年度 193,972,915千円 (211,059,189千円÷1.088※)
※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率
平成24年度 200,848,143千円 (211,059,189千円×0.952※)
※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（適用者数の推計）

- 平成20年度 40,880社 (35,173社÷0.860※)
※ 平成20年度と21年度の設備投資企業数の伸び率
平成21年度 35,173社 (35,684社÷1.015※)
※ 平成21年度と22年度の設備投資企業数の伸び率
平成22年度 35,684社 (36,734社÷1.029※)
※ 平成22年度と23年度の設備投資企業数の伸び率
平成24年度 37,469社 (36,734社×1.020※)
※ 平成19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率
（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成24年度税制改正においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。
また、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他

【国交30】

割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
-----------	----	----	----	-----	-----	----

(出典)「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 将来推計 (評価書中 8 ① 「適用数等」欄への補足説明)

平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用者数 36,734 社。

(適用者数の推計)

平成 26 年度 38,982 社

平成 27 年度 39,762 社

※ 平成 23 年度の適用者数に、19 年度から 22 年度における設備投資企業数の平均伸び率 (1.020) を乗じて推計。

(出典) 設備投資額、設備投資企業数とともに、中小企業実態基本調査に基づく。

平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189 千円。

(適用額の推計)

平成 26 年度 181,884,182 千円

平成 27 年度 173,084,622 千円

※ 平成 23 年度の適用額に、19 年度から 22 年度における設備投資額の平均伸び率 (0.952) を乗じて推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8 ② 「減収額」欄への補足説明)

平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189 千円。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税 36 億円、事業税 96 億円、市町村民税 88 億円、地方法人特別税 78 億円となっている。

⑧ 将来推計 (評価書中 8 ② 「減収額」欄への補足説明)

「平年度の減収見込額▲20,389 百万円」は、本租税特別措置の拡充分に係る減収額である。

「制度自体の減収額▲51,400 百万円」は、財務省試算の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成 23 年度) を基に試算した減収額 (実績推計)」における減収額である。

その他、別紙のとおり。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084 百万円
(2) (3) 関連	減収額推計	12,305 百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389 百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア (取得価額 120 万円以上)
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具 (取得価額合計 120 万円以上)
ソフトウェア + 機械装置 (取得価額合計 160 万円以上)
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具 (取得価額 120 万円以上)
機械装置 (取得価額 160 万円以上)

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084 百万円

○120 万円以上のソフトウェア投資額 ・ ・ ・ 177,507 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○特別償却適用額 177,507 百万円 × 55.0% (特償利用割合※)
= 97,629 百万円

○税額控除適用額 177,507 百万円 × 45.0% (税控利用割合※)
= 79,878 百万円

※平成 23 年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○特別償却に係る減収額
97,629 百万円 × 50% (特別償却割合増加分※1) × 50% (利益法人割合※2)
× 23% (税率※3) = 5,614 百万円 ・ ・ ・ (A)

※1 ソフトウェアについて、耐用年数 5 年、初年度普通償却率を 20% として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = \underline{743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}}$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = \underline{1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}}$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(国税53)(法人税:義、所得税:外)(地方税51)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を延長する。(2年延長)</p> <p>[特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(但し、資本金3000万円以下)</p> <p>[対象設備] 機械装置(160万円以上) 器具備品(120万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5t以上) 内航貨物船(基準取得価額:取得価額の75%)</p> <p>また、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課 総合政策局公共事業企画調整課 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局内航課 海事局船舶産業課

		港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 総合政策局物流政策課物流産業室 観光庁観光産業課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 総合経済対策の一環として創設(平成11年5月31日まで) 平成11年度 1年間延長(貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充) 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 2年間延長(機械装置160万円以上に拡充) 平成16年度 2年間延長(器具備品120万円以上に縮減) 平成18年度 2年間延長(対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成20年度 2年間延長 平成22年度 2年間延長 平成24年度 2年間延長(対象器具備品拡充等)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建設業、道路貨物運送業(集配利用運送業を含む。以下同じ。)、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貨渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大半を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。 これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。 本税制措置は特定の中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的に創設されたものであり、上記施策体系の中で、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業基本法(抜粋) (経営資源の確保) <p>第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。 二～三 略 <p>2 略</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶賃渡業、造船・船用工業、旅行業等の用に供する機械装置等の導入を促進し、中小企業生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国土交通関係中小企業生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。(各年度) ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上(又は全車種の対平成10年度比を上回ること) ・内航船舶の代替建造隻数 年平均75隻程度の建造隻数レベルの維持 ・老齢内航船舶比率 対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用により、初期投資負担が軽減されることから、中小企業者の機械装置等の導入が促進され、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られる。
	8 有効性等	① 適用数等 (適用期間内における適用事業者数) 平成26年度 38,982社 平成27年度 39,762社 ② 減収額 平年度の減収見込額 ▲20,389百万円 (制度自体の減収額) (▲51,400百万円) (改正増減収額) (- 百万円) 過去5年間の減税見込額の推移 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 平成24年度 1,473億円 (出典:財務省による試算) ③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24~27年度)

目標の実現状況	<p>国土交通省関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本制度の適用により初期投資負担が軽減されることから、一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られつつあるが、引き続き支援を行っていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24~27年度) ・営業トラックの新車登録台数 平成23年度・24年度は、平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っている。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>10年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>営業トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>39,889 (75.5)</td> <td>43,318 (82.0)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,080 (72.8)</td> <td>3,256 (76.9)</td> </tr> </table> <p>単位:営業用トラック(台)、全車種(千台)、下段の括弧内は10年度比(%)</p> <p>・内航船舶の代替建造隻数及び老齢内航船舶隻数(船齢14歳以上) 代替建造隻数については、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり減少傾向が続いていたが、平成22年度の59隻を底に増加に転じた。老齢船舶隻数については、平成23年度以降、減少傾向となっている。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>9年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>代替建造隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>59 (66.3)</td> <td>70(78.7)</td> <td>74(83.1)</td> </tr> <tr> <td>老齢内航船舶隻数</td> <td>3,497 (100.0)</td> <td>3,968 (113.5)</td> <td>3,901 (111.6)</td> <td>3,825 (109.4)</td> </tr> </table> <p>下段の括弧内は9年度比(%)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本措置による支援を継続する必要がある。</p>		10年度	23年度	24年度	営業トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)	全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)		9年度	22年度	23年度	24年度	代替建造隻数	89 (100.0)	59 (66.3)	70(78.7)	74(83.1)	老齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,968 (113.5)	3,901 (111.6)	3,825 (109.4)
	10年度	23年度	24年度																									
営業トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)																									
全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)																									
	9年度	22年度	23年度	24年度																								
代替建造隻数	89 (100.0)	59 (66.3)	70(78.7)	74(83.1)																								
老齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,968 (113.5)	3,901 (111.6)	3,825 (109.4)																								

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～27年度)</p> <p>長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え原油高騰により経営環境が悪化する中で、中小企業者が機械等を導入することが困難になり、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が進まなくなることが予想される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～27年度)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。</p> <p>このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。また、特別償却は最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。全国に広く存在する中小企業者の設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは、地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
	⑤ 僅少・偏りのない状況		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税收減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税收減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（（外航）CO₂削減、NO_x削減、我が国商船隊の輸送比率、（内航）CO₂削減、NO_x削減、老齢内航船舶比率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税收減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（（外航）我が国商船隊の輸送比率約 10%の維持、（内航）平成 32 年度までにCO₂を 25%削減、老齢内航船舶比率対平成 9 年度比 115% (4,050 隻) 程度以下に維持)の実現状況について、外航と内航に分けてそれぞれ以下のように説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 （外航）「平成 24 年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成できなかった」
 （内航）「CO₂総排出量削減状況については、目標である 13%削減（平成 16 年度比）を達成」、「老朽船隻数は対前年度比約 2%の削減」

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税收減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（（外航）我が国商船隊の輸送比率約 10%の維持、（内航）平成 32 年度までにCO₂を 25%削減、老齢内航船舶比率対平成 9 年度比 115% (4,050 隻) 程度以下に維持)の実現状況の将来予測について、外航と内航に分けてそれぞれ以下のように説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
 （外航）「引き続きその輸送比率を維持することを目標とする」
 （内航）「今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、業界団体の自主目標であるCO₂総排出量 25%削減（平成 32 年度時点）を着実に達成していく」、「今後もこれを上回るペースでの削減を続けていくこと」

により、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進」

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された「点検結果表の別紙」の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け

「海洋基本法」（平成 19 年法律第 33 号）第 24 条において、「国際競争力の強化を図るため、競争条件の整備等による経営基盤の強化、その他の必要な措置を講ずる」とこととされている。

また、外航海運業に対する税制措置の充実の必要性については、第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 53 号）」審議における附帯決議では、与野党の賛成により、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること」とされている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

ア 外航に係る所期の目標は以下のとおり。

i) 平成 27 年度まで我が国商船隊の輸送比率を概ね 12% で維持

平成 24 年度実績は約 10% であり、未達成であるが、この原因はリーマンショックと東日本大震災のためと想定される。今後も、この輸送比率の維持を目標とする。

なお、現行の達成目標においては我が国商船隊の輸送比率を 12% から 10% に変更している。その理由は、当初、当該政策目標のために使用していた統計資料が終了したことから、新たな統計資料を使用し見直した結果、約 10% となったためである。

ii) 平成 27 年度まで外航日本船舶数を概ね 260 隻とすること

24 年度実績は 150 隻であり、過去のトレンドを見る限りでは達成は難しい状況ではあるが、今後も目標は変わらず、他の外航海運税制との相乗効果により、我が国商船隊における外航日本船舶数の着実な増加を図る。

イ 内航に係る所期の目標は以下のとおり。

i) CO₂総排出量を 13%削減（平成 16 年度比）

平成 24 年度実績は 13% であり、達成済みであるが、業界団体の自主目標である 25%削減（平成 32 年度時点）を着実に達成していく必要があるため、引き続き本措置を実施する。

なお、前回の拡充要望時（平成 23 年度税制改正要望）における達成目標は、「省エネ船舶・新造船による CO₂排出削減量を平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で約 5.6 万トン」としていたが、要望が認められなかったため、所期の目標を「CO₂総排出量を 13%削減（平成 16 年度比）」とした。

ii) 老朽船隻数を約 2%削減（対前年度比）

平成 23 年度 3,901 隻、平成 24 年度 3,825 隻（対前年度比約 2%減）であり、達成済み。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進していく必要があるため、引き続き本措置を実施する。

なお、老朽船隻数の削減については、今回、達成目標に設定しておらず、また、前回の拡充要望時（平成 23 年度税制改正要望）の達成目標は「平成 27 年度における内航船舶の老朽船の割合を 68%」としていたが、要望が認められなかったため、所期の目標を「老朽船籍数を約 2%削減（対前年度比）」とした。

【国交31】

※我が国商船隊の輸送比率と老齢内航船舶比率の定義は、それぞれ以下のとおり。

我が国商船隊の輸送比率：世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合

老齢内航船舶比率：内航船舶の全隻数に占める耐用年数超過船舶（船齢14年以上）の割合

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「**租税特別措置等により達成しようとする目標**」欄への補足説明）

外航及び内航に係る租税特別措置等による達成目標のうち、CO₂削減については、適用期間内における達成時期は平成28年度である。また、外航の達成目標であるNOx削減及び老齢内航船舶比率の維持、内航の達成目標であるNOx削減及び我が国商船隊の輸送比率の維持についても平成28年度を達成時期とする。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「**適用数等**」欄への補足説明）

外航海運については、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）における平成24年度分の適用見込数が27隻に対して実績が8隻に留まった理由は、中古船舶の船価が落ち込み、売船益が発生せず、買換特例の効果が見込まれないため、適用実績が減少していると想定されることから、想定外に僅少とはいえない。

内航海運については、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）における平成24年度分の適用見込数が12隻に対して実績が9隻に留まった理由は、適用対象船舶の大幅な減少によるものであり（直近3ヵ年の平均年間建造隻数が前回は87隻であったのに対し、今回は68隻）、本租特の利用率が減少した訳ではない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「**適用数等**」欄への補足説明）

外航及び内航ともに、適用者数の将来推計については、本租税特別措置の利用実績（過去5年平均）から求めたものであり、平成27年度及び28年度についても同適用者数を見込んでいる。過去5年分の実績は以下のとおり。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)
外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	15 (7)	30 (20)	29 (22)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)
内航船舶 (適用者数)	20 (20)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「**減収額**」欄への補足説明）

外航及び内航ともに、適用者数の将来推計については、本租税特別措置の利用実績（過去5年平均）から求めたものであり、平成27年度及び28年度についても同減収額を見込んでいる。

過去5年分の実績は以下のとおり（政策評価書中の数値に一部誤りがあったため、以下の表に差し替える）。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)
外航日本船舶	315	119	0	159	0	126	81
外航日本船舶 以外の船舶	8,211	9,280	9,282	6,276	1,572	5,822	6,446
内航船舶	719	320	196	385	205	365	365

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「**税収減を是認するような効果の有無**」欄への補足説明）

外航の過去の減収額の実績は6,435百万円（平成23年度）、1,572百万円（平成24年度）、一方、我が国商船隊の輸送比率は約10%（平成23年度及び24年度）となっており、税収減を効果が上回ったものと考ええる。

内航については、過去の減収額の実績は385百万円（平成23年度）、205百万円（平成24年度）、一方、老齢内航船舶比率は74%（平成23年度及び24年度）となっており、税収減を効果が上回ったものと考ええる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「**税収減を是認するような効果の有無**」欄への補足説明）

外航の減収額について、5,948万円（平成25年度）、6,527万円（平成26年度）であり、一方、我が国商船隊の輸送比率は約10%（平成25年度及び26年度）と見込まれており、税収減を効果が上回るものと考ええる。

内航についても、将来の減収額は365百万円（平成25年度及び26年度）、一方、老齢内航船舶比率は73%（平成25年度及び26年度）と見込まれており、効果が税収減を上回るものと考ええる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	(外航・内航) 【延長要望】 本制度の適用期限を3年間とする。 【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100 【特例措置の対象】 船舶から船舶への買換え及び交換
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設(船舶→船舶) 昭和 50 年度 延長 昭和 55 年度 延長 昭和 59 年度 拡充(内航:船舶→減価償却資産) 昭和 60 年度 延長 平成 2 年度 延長 平成 8 年度 延長 平成 11 年度 拡充(内航:船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し) 平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制) 平成 18 年度 延長 平成 23 年度 外航:拡充・延長(拡充認められず) 内航:縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船舶の船齢要件厳格化) (新造船船に環境要件付加)
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 日本商船隊は、船舶運航事業者(オペレーター)が船主(オーナー)から船舶を用船することにより競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっており、オーナーがオペレーターに対し適時適切に船舶を供給することが必要である。買換え特例制度は、オーナーが船舶を売却する際に発生する譲渡益に対し、一定割合の圧縮記帳を認めることにより、乱高下する売却市況に左右されずに安定的に代替建造を行うことを可能とするものである。 (内航) 内航海運は、国内貨物輸送の約 4 割、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資の約 8 割の輸送を担い、日本経済及び国民生活に必要不可欠な産業・生活インフラとなっており、内航船舶の買換えを行う際に発生する譲渡益に対し一定割合の圧縮記帳を認めることにより、船価高騰時においても新造船等取得を促進し、トラックと比較した内航海運の輸送効率の高さを活かしつつ、安全・安

		定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスの提供を可能とするものである。
		《政策目的の根拠》 (外航) 国土交通省の政策評価体系においても、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進」として位置づけられている。 (内航) 内航船舶の代替建造の推進に有効な施策をとりまとめ策定した「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」において位置づけられている。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標: 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2削減:平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量の 20%削減を行う。(平成 16 年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 (内航) ・CO2削減:平成 32 年度までに 25%の削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (外航) ・CO2削減:平成 28 年度までに 12%削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 (内航) ・CO2削減:平成 28 年度までに 19%の削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航)

8	有効性等	①: 適用数等	<p>高質かつ効率的、安定的で安全性・環境性にも優れた輸送サービスを確保していくことは今後とも必要不可欠であり、海運サービスを提供する上で基本資産である船舶について、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への更新を促進していくことに寄与する。</p>																								
			<p>(内航) 安全・安定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスを確保していくにあたっては、環境性能に優れた船舶への代替が必要不可欠であり、船舶高騰時等の新規投資が困難な状況下においても、内航海運事業者の投資意欲を増進させ、船舶代替の促進に寄与する。</p>																								
		<p>(外航) 【適用隻数】 (単位: 隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>25 (21)</td> <td>8 (8)</td> <td>21 (16)</td> <td>23 (17)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」を実施 ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはしない。 なお、平成20年以降、中古船の船価が落ち込んでいたことから、売船益が発生せず、買換特例の効果が見込まれないため、適用実績が減少していると想定されることから、想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(内航) 【適用隻数】 (単位: 隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 (適用者数)</td> <td>7 (7)</td> <td>9 (9)</td> <td>11 (11)</td> <td>11 (11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」を実施 ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはしない。 なお、業界内の環境トップランナー企業は主に船舶特別償却制度を利用、ま</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)																							
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)																							
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)																							

2	減収額	<p>た、業界内で大多数を占める中小零細事業者の多くが中小企業投資促進税制を利用するという明確な役割分担がなされている中、各種環境対応設備の設置を要件とした本租税特別措置の適用件数は年間10隻程度で推移しており、想定外に僅少とは言えない。</p>															
		<p>(外航) 【減収見込み(適用額)】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>268</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>6,276</td> <td>1,572</td> <td>7,253</td> <td>5,384</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	外航日本船舶	159	0	268	165	外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384
			H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)											
外航日本船舶	159	0	268	165													
外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384													
<p>(内航) 【減収見込み(適用額)】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>453</td> <td>241</td> <td>365</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	内航船舶	453	241	365	365							
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)													
内航船舶	453	241	365	365													
3	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23~平成28年度) (外航) 買換特例制度により、オーナーが船舶を建造する際のキャッシュフローの確保を可能とし、オペレーターに対し適時適切に、より環境性の高い船舶を供給することが可能となっている。</p> <p>(内航) 買換特例制度により、初期投資負担の軽減が図られることによって、毎年10隻程度の新造船取得が上積まれ、環境性能に優れた船舶への代替が促進されることで、CO₂及びNO_x排出削減目標が達成可能となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成23~平成28年度) (外航) ・平成24年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できなかった。この原因としては、リーマンショックと東日本大震災のためと想定される。今後は、輸送量も回復傾向にあるので、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 ・平成24年度の隻数は150隻と、過去のトレンドを見る限りでは達成は難しい状況ではあるが、今後も、他の外航海運税制との相乗効果により、我が国商船隊における外航日本船舶数の着実な増加を図る。</p> <p>(内航) ・平成24年度の内航海運業界におけるCO₂総排出量削減状況について</p>															

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>は、目標である13%削減(平成16年度比)を達成。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、業界団体の自主目標であるCO2総排出量25%削減(平成32年度時点)を着実に達成していく。</p> <p>・老朽船舶数は対前年度比約2%の削減。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～平成28年度)</p> <p>(外航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>①船舶の代替建造がスムーズに行われず、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すこととなる。</p> <p>②オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</p> <p>③外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶450隻の確保も困難になる。</p> <p>(内航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>内航海運事業者が船舶代替を行う際に必要な手元資金を確保できず、老朽船による運航を続けることになるため、CO2及びNOx排出削減目標の達成に支障をきたす。また、安全・安定輸送の確保も困難になる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～平成28年度)</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、船隊規模の拡大を実現することで、約10%である我が国が国外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。</p> <p>(内航)</p> <p>産業構造の変化等により船舶の建造需要が伸び悩む中において、老朽船の解体を図りつつ、新造船取得を一定(年間75隻)程度維持していくことで、パブル後に大量に建造され、耐用年数を経過した老朽船の代替が行われることで、高齢内航船舶比率の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、安全・安定輸送の確保を実現することができる。</p> <p>また、新造船等への代替により燃費効率の改善やCO2及びNOxの排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化によって、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船体投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p>
---	-----	--------------------	--

10	有識者の見解	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は、船価の変動が大きく多額の初期投資費用を要する船舶の代替取得を誘発する政策税制として機能し、内航海運事業者の内部留保の拡充に高い効果を果たしており、政策目標の達成手段として有効。</p> <p>また、本租税特別措置は、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担が少なくなることから、妥当である。</p> <p>(外航)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実は必要性については、第169回国会海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運事業者による船舶取得を支援する政策税制としては、本租税特別措置以外に以下2つの制度がある。これら政策税制の適用対象は明確に役割分担されており、これらの制度による投資誘発の相乗効果によって、年間75隻程度の新造船取得が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度:主な支援対象事業者は環境トップランナー企業(300トン以上の新造内航環境低負荷船を取得する場合に利用可能) ・中小企業投資促進税制:主な支援対象事業者は中小零細事業者(新造内航貨物船を取得する場合に利用可能) <p>なお、規制、補助金等はない。</p>	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
		11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設 (国税26)(法人税:義)(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【新設要望】 本制度の適用期限を平成29年3月31日までとする。 【特例措置の対象】 外航船舶に搭載されるバラスト水処理装置
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成29年3月31日
7	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 船舶のバラスト水を介した水生生物等の移動による生態系の破壊等の環境問題が顕在化したことを受け、国際海事機関において、バラスト水管理条約が採択されている。本条約は平成27年上半年にも発効する見込みであり、我が国においても本条約を担保するための国内法を整備する予定である。本法律においては、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載を義務付けることとなるが、平成29年以降に搭載工事が集中することが予想され、我が国造船所の想定業務量を超えることが想定されることから、法人税の特例措置を認めることにより、各船舶において搭載義務が発生する以前に、バラスト水処理装置搭載への投資を促進し、早期に船舶のバラスト水を介した生態系破壊等の防止を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン ①民間投資の活性化 において位置づけられている。</p> <p>日本再興戦略（抄） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） 日本経済の3つのゆがみ（「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」）を根本からは正し、グローバル競争に勝ち抜き筋肉質の日本経済にするため、今後5年間（今年度から2017年度まで）を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。</p>

		<p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする 過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る 過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化 経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先端設備の投資促進 <ul style="list-style-type: none"> 生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標: 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成・海洋廃棄処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p>に包含。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止を可能とする。</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:～平成28年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載が促進され、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:～平成28年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載工事が促進されるものと見込んでいる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:～平成28年度) 平成29年度以降にバラスト水処理装置の搭載工事が集中することが予想され、国内造船所の想定業務量を超過することが想定されており、海外造船所への工事流出が危惧される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:～平成28年度) 各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるとともに、工事の平準化を図ることにより、工事が海外造船所に流れることを防ぎ、国内造船所の受注機会の確保が図られる。</p>
		④ 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
9	相当性	⑤ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金は無い。</p> <p>なお、規制については、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載が義務付けられる見込みであるが、本制度はそれを前倒しして対応する者に対して適用するものである。</p>

10	有識者の見解	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
		④ 地方公共団体の協力状況	—
		⑤ 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規要望

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設 (国税27)(法人税:義)(地方税12)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【新設要望】 本制度の適用期限を平成31年3月31日までとする。 【特例措置の対象】 外航LNG船
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成31年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 LNGの需要増や調達価格の上昇という状況下で、平成29年頃より米国からのシェールガス輸入の本格化が予定されていることから、法人税の特例措置を認めることにより、LNG船の建造を促進し、LNGの輸送に対応できるようにするとともに、日本商船隊による輸送の確保を可能とするものである。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン ①民間投資の活性化 において位置づけられている。 日本再興戦略（抄） 第Ⅰ. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する (iii) エネルギーの低廉かつ安定的な供給を実現するため に、①原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働、②環境アセスメントの明確化及び迅速化を踏まえた環境に配慮した低コストな高効率火力（石炭・LNG）の導入、③シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入、日本企業の天然ガス開発支援による供給源多角化等を行う。 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） 日本経済の3つのゆがみ（「過小投資」、「過剰規制」）及び「過当

競争」)を根本からは正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進める。

このため、

- 一 民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする
- 一 過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る
- 一 過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。

「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。

① 民間投資の活性化

経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(年間約70兆円(2007年度までの5年間平均))に回復させることを目指す。

○先端設備の投資促進

- ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。

三、国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

○安定的かつ安価な資源の確保の推進

- ・エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回LNG産消会議」を通じたLNG消費国の連携強化、LNG先物市場についての検討等を進める。

② 政策体系における政策目的

政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標：1 9 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

		の位置付け	に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 LNG船を建造させることにより、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送関連をはじめとする需要の増加しているLNG輸送に対応できるようになるとともに、当該輸送の役割を日本商船隊が担うことでエネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進され、日本商船隊によるLNG輸送の確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進されるものと見込んでいる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:~平成30年度) 日本商船隊が、需要の増加しているLNG輸送や平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送を担うことができなくなり、エネルギー安全保障の観点から危惧がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:~平成30年度) 東日本大震災以降、火力発電所の熱源としてLNGの需要が増加する中、LNGの輸送力を増強することができるのと同時に、LNGの輸送を日本商船隊が担うことにより、エネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
		④ 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥</p>

			<p>当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議において、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <p>・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減</p> <p>なお、本特例措置は、増加するLNG輸送、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガス輸送にエネルギー安全保障の観点から喫緊に対応するためのものであり、上記の制度とは異なる制度である。</p> <p>補助金、規制は無い。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東日本大震災後に発電用の LNG 需要が増加し、LNG 輸入量が増加している。米国ではシェールガスの生産拡大により需給が緩和し、天然ガス価格が低下しているのに対して、日本では原油価格に連動して LNG 調達価格が上昇しており、安価な LNG の調達は日本にとって重要な課題となっている。日本と米国の間で LNG(天然ガス)調達価格が大きく乖離していることや2017(平成29)年頃より米国からのシェールガスの輸出が本格化する見込みであることを踏まえると、日本にとっては米国からの低廉な LNG 調達期待される。</p> <p>そのため、本特例措置により LNG 船の建造を促進することは、火力発電所の熱源の約5割を担うLNGの輸送増大に対応するために必要であり、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（作業船からのNO_x排出量）は、他の要因の影響を大きく受けるものである（＜点検結果表の別紙＞③参照）。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、適用者に対してヒアリング等を行うことにより、寄与度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（平成28年度の作業船からのNO_x排出量を平成26年度から1,320トン削減）の実現状況の将来予測について、「既存作業船の買換によりNO_x排出量を平成28年度までに1,320トン削減することを目標とし、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 港湾工事に対する社会的要請が多様化していることにより、作業船の種類、能力及び機能は様々である。作業船からのNO_x排出量については、買換等が想定される作業船を船種別に分類し、一隻当たりのNO_x排出量を合算した結果となっている。
 なお、事後検証については、業界団体等を通じて対象船舶を把握し、船種別に分類して、一隻当たりのNO_x排出量を合算することを想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設（国税28）（法人税：義）
2	要望の内容	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置について、一定の要件に適合する作業船を適用対象に追加し、適用期限を3年間とする。 （現行制度の概要） 買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入又は購入価額のいずれか少ない金額）×（譲渡収入－（譲渡資産の簿価＋譲渡費用）÷譲渡収入×80％
3	担当部局	港湾局技術企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度：創設 昭和50年度：延長 昭和55年度：延長 昭和59年度：拡充 昭和60年度：延長 平成2年度：延長 平成8年度：延長 平成11年度：拡充 平成17年度：拡充 平成18年度：延長 平成23年度：延長 ※現時点では、海洋運輸業、沿海運輸業、漁業の用に供する船舶が対象であり、作業船は含まれていない。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾をはじめとする我が国の経済産業を支える港湾の整備には、グラブ浚渫船や起重機船をはじめとした各種作業船が不可欠である。また、作業船は港湾施設の老朽化対策や災害復旧など国民の生命・財産を守る上でも極めて重要な役割を果たしている。東日本大震災の際は緊急物資の搬入に必要な航路を啓開（航路の障害物を除去）するために全国から多数の作業船が動員された。切迫性が指摘される南海トラフ地震が発生した場合、更に多数の作業船が必要となることが想定される。 このように作業船は様々な役割を担っているが、その多くは環境性能の低い老朽船となっており、地球環境保全に向けた国際的枠組みを実現するためには、環境性能や省エネルギー性に優れた船舶への買換等を促進し、モーダルシフトを担うインフラとしてふさわしい港湾整備等に係る環境負荷の低減を図ることが必要である。 また、作業船の老朽化に伴うトラブルも度々発生していることから、買換等を促進し船齢の低下を図ることにより、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略

		<p>港湾等の国際競争力の強化並びに国民生活の安全・安心を確保するための老朽化対策及び防災対策に資する円滑な港湾整備等の推進を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第II.3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5. 立地競争力の更なる強化 ③空港・港湾など産業インフラの整備 ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、首都圏空港や戦略港湾の強化を図る。 ○物流ネットワークの強化 ・ 国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。このため、現状で5割にとどまっている首都圏3環状道路の整備率を今後5年間で8割以上に引き上げるなどの三大都市圏環状道路の整備や、2016年度までに国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルを現状の3バースから12バースにするとともに、2015年度までに港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営を実現、海外トランシップ貨物奪還に向けた広域からの集荷や貨物の需要創出を促進することなどにより物流ネットワークの強化を進める。</p> <p>○海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定) 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 5 海洋の安全の確保 (3)海洋由来の自然災害への対策 ○今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林の整備等を進めるとともに、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波が天端を越流した場合であっても、施設の効果 が粘り強く発揮できるような海岸堤防、防波堤等の整備を推進する。</p> <p>○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月9日告示) 港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。また、必要に応じて、代償を含めて適切に環境の保全のための措置を講ずるとともに、環境モニタリングの実施に努める。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け		<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含</p>

			<p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度の作業船からのNOx排出量を平成26年度から1,320トン削減</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx排出量が削減されるとともに、円滑な港湾整備等の推進に資する。</p>
8 有効性等	①: 適用数等	平成26年度(見込) 50件 ※業界団体へのヒアリングによる 平成27年度(見込) 50件 平成28年度(見込) 50件	
	②: 減収額	平成26年度(見込): 適用件数50件: 減税見込額 852百万円 平成27年度(見込): 適用件数50件: 減税見込額 852百万円 平成28年度(見込): 適用件数50件: 減税見込額 852百万円 減収見込額の積算については別紙のとおり	
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成26～28年度) マルポール条約では、地球環境保全の観点から、船舶から放出される排出ガスによる大気汚染の防止のための規定を定めている。これを受け我が国でも「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により作業船を対象としたNOx排出規制が平成17年より設けられ、段階的に強化されている。 一方で我が国の作業船は排出規制が実施される前に建造された船が95%を占めている。 本租税特別措置の拡充によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成26～28年度) 既存作業船の買換によりNOx排出量を平成28年度までに1,320トン削減することを目標とし、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成26～28年度) 事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達 が困難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が促進されない。このため、省エネ化、NOx排出量の削減を図ることが出来ず、また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが不可能となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成26～28年度) 本措置によって、作業船買換時に税収減となるものの作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたってNOx排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>	

別紙

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置により生じるキャッシュフローを原資として、より環境負荷の低い作業船への買換を促進する制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰り延べであるため、補助金等と比して国庫負担も小さく、必要最小限の措置で妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○国庫補助 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理化支援事業者支援事業(エネ庁)) 上記の予算上の措置は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの)の導入であって、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行うものである。一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買替等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、対象を異にするものである。 ○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によるNOx排出規制 上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規	

名称：港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設

減税見込額等の積算

■適用件数 50 隻

■ 平均年における減税見込額 852 百万円

□作業船買換の例

平均的な事例

売却船			購入船				初年度減税見込額 (千円)
買換前船の売却額 ① (千円)	残存簿価 ② (千円)	売却益 ③=①-② (千円)	買換資産の取得額④ (千円)	圧縮基礎取得価格 ⑤ (①か④のいずれか少ない金額) (千円)	差益割合 ⑥=③/① (千円)	圧縮記帳限度額 ⑦=⑤×⑥×80/100 (千円)	
110,036	26,545	83,491	591,810	110,036	76%	66,793	17,032

適用隻数が50隻のため

$17,032$ (千円) × 50 隻 = 852 (百万円)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、交付金による公共事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される」とされているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設（国税41）（法人税：義） （地方税40）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。 （特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※） ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） ※技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）
3	担当部局	港湾局海岸・防災課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。 このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。 《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄） 「6」大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー

			一供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（住宅騒音防止工事実施件数及び教育施設等騒音防止工事実施件数）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）の実現状況について、住宅騒音防止工事及び教育施設等騒音防止工事の実施件数を用いて説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）の実現状況の

将来予測について、住宅騒音防止工事及び教育施設等騒音防止工事の実施件数の将来推計を用いて説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本特別措置の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回の事前評価実施時（平成23年9月）における想定は、住宅騒音防止工事が平成23年見込み約1,890件、24年見込み約3,770件、25年見込み約3,730件、教育施設等騒音防止工事が平成23年度見込み約2件、24年度見込み約2件、25年度見込み約2件であった。これらの想定は当時の直近のデータ（対象世帯数、実施率）から推計したものであったが、当該空港において騒音防止工事助成の対象となる区域の縮小を行ったことから対象世帯が減少したため、評価書に記載している適用実績は、この想定と比較すると少ないものとなった。今回、区域縮小後の対象世帯数に基づき将来の想定を設定し直している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
騒音防止工事への助成は助成の対象者（住民）の意思に基づき申請を受けて実施されること、また、騒音防止工事によって設置された空調機の更新工事は1回目が設置の10年後、2回目がその10年後、3回目が更にその10年後に実施されるため、更新工事の件数は当該年度の10年前、20年前、30年前の騒音防止工事の実施状況によっても増減があることから、減収額及びその算定の基となる騒音防止工事の実施件数（＝適用件数）は、直近数年間の増加又は減少といった傾向がその後も継続的に現れるとは限らない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - ・ 過去の減収額の実績については、年間の騒音防止工事の工事費総額を助成額とみなし、これに税率を乗じることにより算出した。
 - ・ 本特別措置の適用額等は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - ・ 上記⑥と同じ理由から、減収額は直近数年間の増加又は減少といった傾向がその後も継続的に現れるとは限らない。
 - ・ 将来の適用件数（騒音防止工事実施件数）については、助成を行う新関西国際空港（株）からのヒアリングによる実施見込件数とし、減収額については、直近3か年の1件当たり平均工事費を適用件数に乗じて年間の工事費総額を算出し、これに税率を乗じることにより推計した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充（国税29）（法人税:義、所得税:外）
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、大阪国際空港において、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事（以下「騒音防止工事」という。）の助成事業を実施しているところ。</p> <p>今般、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、新関空会社から新たな運営権者（以下単に「運営権者」という。）に同空港の運営権が移管される予定である。これに伴い、現在新関空会社が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成事業は、運営権者に承継されることが想定されている。</p> <p>このため、新関空会社からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に、運営権者からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を、法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置を、それぞれ要望する。（拡充）</p>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課、近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（所得税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公園（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。 <p>（法人税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公園（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。
6	適用又は延長期間	<p>（所得税） 恒久措置（平成27年1月から適用）</p> <p>（法人税） 恒久措置（平成26年4月から適用）</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空港の周辺における住宅及び教育施設等（学校・病院及び保育所等）に必要な騒音防止工事に対し助成の措置をとることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号） （学校等の騒音防止工事の助成）</p> <p>第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助</p>

		<p>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの <p>（住宅の騒音防止工事の助成）</p> <p>第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。</p>
2	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>騒音防止工事未実施の住宅等（約370世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 （大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成25年から平成29年までの実施件数 約2,200件 ・教育施設等騒音防止工事 平成25年度から平成29年度までの実施件数 約10件 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成22年： 1,068件（1,068者） 平成23年： 273件（273者） 平成24年： 187件（187者） 平成25年見込み： 約260件（260者） 平成26年見込み： 約310件（310者） 平成27年見込み： 約430件（430者） 平成28年見込み： 約560件（560者） 平成29年見込み： 約610件（610者） ・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成22年度： 3件（3者） 平成23年度： 2件（2者） 平成24年度： なし 平成25年度見込み： 約2件（2者） 平成26年度見込み： 約2件（2者） 平成27年度見込み： 約2件（2者）

	<p>平成 28 年度見込み： 約 2 件（2 者） 平成 29 年度見込み： 約 2 件（2 者） ・見込み値の適用件数は関係者へのヒアリングによる推計値。 ・適用額は下記（②減収額）参照（適用額＝減収額）。</p> <p>空港周辺における騒音防止工事は毎年一定の実績があるため、本特例もこれに応じた一定の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本特例の対象者は元来空港周辺における騒音防止工事に係る助成の対象者に限定されており、特定の者に偏りがあるというものではない。</p>
②：減収額	<p>（大阪国際空港）</p> <p>・住宅騒音防止工事</p> <p>平成 22 年：約 102 百万円（513 百万円×20%）※ 平成 23 年：約 59 百万円（296 百万円×20%）※ 平成 24 年：約 29 百万円（146 百万円×20%）※ 平成 25 年度見込み：約 33 百万円（166 百万円×20%）※ 平成 26 年度見込み：約 39 百万円（195 百万円×20%）※ 平成 27 年度見込み：約 53 百万円（266 百万円×20%）※ 平成 28 年度見込み：約 70 百万円（351 百万円×20%）※ 平成 29 年度見込み：約 76 百万円（381 百万円×20%）※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年の助成金の額に所得税率（20%）を乗じて推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成 22 年度：約 75 百万円（252 百万円×30%）※ 平成 23 年度：約 61 百万円（204 百万円×30%）※ 平成 24 年度：適用なし 平成 25 年度見込み：約 51 百万円（182 百万円×28.05%）※ 平成 26 年度見込み：約 51 百万円（182 百万円×28.05%）※ 平成 27 年度見込み：約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※ 平成 28 年度見込み：約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※ 平成 29 年度見込み：約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年度の助成金の額に法人税率（30%～25.5%）を乗じて推計</p>
③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度）</p> <p>本特別措置により、騒音防止工事実施時の課税による資産の目減りを防ぐことができ、大阪国際空港周辺において平成 24 年に 187 件の住宅騒音防止工事が実施され、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度）</p> <p>前回税制改正要望時に、住宅騒音防止工事の平成 24 年の実施件数を約 3,700 件、教育施設等騒音防止工事の平成 24 年度の実施件数を約 2 件と設</p>

		<p>定。実際には上記の実施件数となった。（目標値は当時における過去の実績件数により推計したものであったが、その後当該空港において騒音防止工事の助成の対象となる区域を縮小したため、実施件数が減少している。）</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 29 年度）</p> <p>本特例措置による拡充が認められなければ、騒音防止工事の円滑な実施に支障が生じ、特定飛行場周辺の住宅等の静穏性を保持し、関係住民の生活の安定を図ることの実現が難しくなる。</p> <p>《租収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度）</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な住宅及び教育施設等の騒音防止工事に対し、助成の措置を行うことは、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定により、特定飛行場の設置者の責務として実施するものであり、これにより個人又は法人の所得が増えることに対し、本特例措置を行うことは、政策目標を達成するために必要な手段として効果的であり、租収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9：相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定による助成の措置をとる一方で、本税を課税することは、騒音防止工事に係る助成の政策効果を減殺することになるので、騒音防止工事に係る助成金に対し、税制上の特例措置を課することが適當。</p>
	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>騒音防止工事の助成金と税制の特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止工事：騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定により、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに個人又は法人に対し、その費用を助成 ・税制特例措置：騒音防止工事に係る助成金の交付を受けた場合、総収入金額（所得税）又は益金（法人税）に算入され、税負担が生じてしまうため、税制の特例措置を講じるにより、助成金に税負担がかからないようにし、騒音防止工事の助成金の政策効果が減殺されないようにする。 <p>という役割分担がなされており、この 2 つの措置が存在することで、騒音防止工事の円滑な実施が可能となり、政策目標の達成が可能となる。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することは、空港周辺住民の生活の安定に寄与するものである。</p>

【国交36】

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	航空騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="radio"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input checked="" type="radio"/> ※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		<input checked="" type="radio"/> ※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input checked="" type="radio"/> ※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	<input type="radio"/> ○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="radio"/> ○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（平成 25 年度から 27 年度までの移転件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）の実現状況について、「平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、特定飛行場において 36 件、成田国際空港において 54 件の移転が実施された」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）の実現状況の将来予測について、定性的に「当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによっ

て、引き続き移転を促進する必要がある」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 適用額は、買取り証明書記載の契約額を用いて、「(契約額－取得費)×特別措置適用による課税所得減少率(20%)×税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により28.05～30%とした。
 - ・ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 移転補償は住民からの申請を受けて実施するものであるため、過去の実績値から傾向を割り出して将来の推計値を予測することは困難であることから、平成26年度以降の予測値は、25年度の見込値が継続するものとして設定した。（平成25年度の見込値は現時点で把握している買取り証明書の発行見込件数である。）
 - ・ 適用額の将来推計は、推計適用件数に直近3か年の1件当たり契約額を乗じた契約額（総額）を用いて、「(契約額－取得費)×特別措置適用による課税所得減少率(20%)×税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により25.5～28.05%とした。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
 - ・ 減収額は、買取り証明書記載の契約額を用いて、「(契約額－取得費)×特別措置適用による課税所得減少率(20%)×税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により28.05～30%とした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 減収額は適用額と同じであるため、⑥の補足説明のとおり。

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 平成22年度から平成24年度において、特定飛行場で36件、成田国際空港で54件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 前回税制改正要望時に、移転の達成目標を、平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において75件、成田国際空港において75件と設定。平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において36件、成田国際空港において54件の移転が実施された。（設定した目標値は過去の実績を基に推計したものであるが、実際の移転は、最終的に住民の意思に基づき、住民からの申請を受けて行われるものであることから、目標値を下回った結果となった。）</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成27年度） 空港周辺における騒音被害を解消するために移転を促進するには、移転の際に譲渡する土地建物等の譲渡所得に係る税負担による資産の目減りが移転の障害となり得ることから、本特例措置により、税負担をできる限り軽減することが有効である。</p> <p>特例措置の延長が認められなければ、第2種区域及び航空機騒音障害防止特別地区内の住民の移転の促進が困難となり、当該住民の生活の安定及び福祉の向上、空港と周辺地域との調和ある発展に多大な影響を与える。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、移転をためらうということが想定される。本特例措置は、移転の実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、</p>
----------------	---

			移転の促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、また、土地の買換え等を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であるため、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（負債を早期かつ確実に返済する）の実現状況の将来予測について、定性的に「関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- 本租税特別措置の目標値及び達成時期は、コンセッション期間の終了時において、関空の整備に要した費用に係る債務が0になることである。
 なお、コンセッション期間については、コンセッション契約（早ければ平成26年度中に締結予定）において確定される。
 - 測定指標については、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設（国税42）（法人税：義） （地方税41）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	関空・伊丹（以下「両空港」）に係る運営権の設定期間中
7	① 必要性等 ② 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・関空を運営していた関西国際空港株式会社は、同空港の海上建設により多額の事業費を要したこと等の理由から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、4千メートル級の滑走路を2本有し、完全24時間運用という関空本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することが困難な状況となっていた。 ・こうしたことから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を目的として、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「経営統合法」）に基づき、新関西会社の下で、平成24年7月1日に関空と収益性に優れた伊丹との経営統合が行われた。 ・上記目的を達成するため、経営統合法では、両空港に係る公共施設等運営権の設定（以下「コンセッション」）を適時かつ適切な条件で実施することを新関西会社の責務として定めている。 ・このため、同社は、LCC（格安航空会社）の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等の取組を積極的に進めており、これにより両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととしている。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）</p> <p>国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。</p> <p>○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。 <p>③社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。 ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした
--	--	---

		<p>戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>④国土交通省成長戦略会議報告書（平成22年5月17日）（抜粋）</p> <p>関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹（大阪国際空港）の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24 「航空交通ネットワークを強化する」 中包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッション（公共施設等運営権の設定）を行い、負債を早期かつ確実に返済する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>コンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済により、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大に寄与する。</p> <p>8 有効性等</p> <p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 新関西空会社の中期経営計画（平成24年10月26日公表）では、早ければ平成26年度にも公共施設等運営権の設定を行うこととしており、これにより、運営権者が新関西空会社に支払う対価について、適用されることが見込まれる。 <p>② 減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 — ※コンセッション対価等が現時点で見通せないため、減収額は不明。 <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26～30年度）</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関西空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となり、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26～30年度）</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関西空会社においてコンセッション対価の適切な活用が</p>
--	--	---

		<p>可能となることから、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>公共施設等運営権の設定に係る対価について、合理的な期間配分方法ではなく、一括で益金認識されることにより、設定当初時の法人税の課税額が多額に上ることが見込まれることから、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が難しくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9	相当性	
	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公共施設等運営権は、管理者(新関空会社)による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支配・管理があること、 ・途中で残存事業期間分に相当する運営権対価の返還義務が生じること、 <p>という法的性質を有することから、運営権の対価についても、受取時に一括で益金認識するのではなく、存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識することが合理的であり妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を目的とするものであるため、役割分担がなされている。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>	
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）及び関西国際空港土地保有株式会社（以下「関空土地保有会社」という。）については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部国際空港株式会社（以下「中部会社」という。）については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある（中部会社のみ）。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること）は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（新関空会社及び関空土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実

現状況について、定性的に「新関空会社及び関空土地保有会社については、本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務等の早期かつ確実な返済が図られる。中部会社については、本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかな測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における収税減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることが見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかな測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（新関空会社及び関空土地保有会社のみ）。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標（財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（中部会社のみ）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

前回要望時の目標は「関西国際空港及び大阪国際空港の運営を行う新関空会社及び土地保有会社の負担を軽減し、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現する」としたところであり、両社の負担軽減、両空港の事業価値増大は一定程度図られているが、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現を図るため、本租税特別措置を引き続き実施する合理性がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）

新関空会社及び関空土地保有会社については、測定指標は、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

⑪ 収税減是認の効果の実績確認（評価書中8③＜収税減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

本租税特別措置に係る「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」の8②「減収額」欄で示した減収額によって、達成目標（新関空会社及び関空土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現が一定程度図られているところ。

⑫ 収税減是認の効果の将来見込み（評価書中8③＜収税減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

本租税特別措置に係る「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」の8②「減収額」欄で示した減収見込額によって、達成目標（新関空会社及び関空土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現が図られる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものであり、本租税特別措置等は、税負担を低減することによって、より直接的に政策目的（関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る）の実現を支援するものであることから、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長(地方税33)(法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社(以下「新関西会社」、関西国際空港土地保有株式会社(以下「関空土地保有会社」)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関西会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・関空土地保有会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度:創設</p> <p>平成21年度:特例措置の延長(5年間)</p> <p>平成24年度:新関西会社及び関空土地保有会社の拡充</p>
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>◎新関西会社及び関空土地保有会社、◎中部国際空港株式会社</p> <p>関西国際空港(以下「関空」)及び中部国際空港(以下「中部空港」)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。</p> <p>関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関西会社、関空土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>さらに関空については、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを行うこととなっており、本特例措置により、コンセッションの円滑な実施が可能となる。</p>

<p>《政策目的の根拠》</p> <p>◎新関西会社及び関空土地保有会社</p> <p>① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。)の規定により両空港に係る特定事業(民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>② 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。</p> <p>○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進する。 <p>③ 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。 ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値増大を図り、早期の事業運営権売却(コンセッション契約)を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営

	<p>や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄)(目的)</p> <p>第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。</p> <p>(中部国際空港)</p> <p>第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の大府市において、政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>②社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。 ・中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関西の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。さらに、本特例措置により、新関西会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。</p>

		◎中部会社																																			
		本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。																																			
8	有効性等	◎新関西会社及び関西空港保有会社																																			
	①	適用数等																																			
		<p>・適用実績</p> <p>平成21年度～平成23年度:各年度3件 (関西会社:大阪府・東京都、関西国際空港用地造成(株):大阪府) 平成24年度:各年度4件 (新関西会社:大阪府・兵庫県・東京都、関西空港保有会社:大阪府)</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して:各年度4件</p> <p>◎中部会社</p> <p>・適用実績</p> <p>平成21年度～平成24年度:各年度2件 (愛知県・東京都)</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して:各年度2件</p>																																			
	②	減収額																																			
		◎新関西会社及び関西空港保有会社																																			
		<p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西会社(～H24.6)</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>関西空港保有会社(H24.7～)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>新関西会社(H24.7～)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度:各年度1,012百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度:各年度115百万円</p>	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	関西会社(～H24.6)	548	548	548	548	関西空港保有会社(H24.7～)					関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0	新関西会社(H24.7～)	—	—	—	464	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	中部会社	115	115	115	115
会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
関西会社(～H24.6)	548	548	548	548																																	
関西空港保有会社(H24.7～)																																					
関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0																																	
新関西会社(H24.7～)	—	—	—	464																																	
会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
中部会社	115	115	115	115																																	
	③	効果・達成目標の実現状況																																			
		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務等の早期かつ確実な</p>																																			

		<p>返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与しており、今後も引き続き、会社の財務体質の健全化、安定的な運営に寄与し、さらに航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与していく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度)</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が困難となる。さらに、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが困難となり、コンセッションの早期実現への影響が懸念される。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部会社に過大な負担が発生することで、会社の財務体質の健全化、安定的な運営が難しくなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られるとともに、コンセッションの早期実現が図られることにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西にお</p>
--	--	---

		<p>る航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与するという効果が見込まれる。</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。よって、本特例措置は妥当である。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本特例措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本特例措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を期するための支援をするものであるため、役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、新関空会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現が図られる。</p> <p>これにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>10 有識者の見解</p> <p>—</p> <p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p> <p>平成23年9月(新関空会社及び関空土地保有会社)</p>
--	--	--

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成 24 年度の沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客 1 人当たりの平均滞在日数及び観光客 1 人当たりの県内消費額を記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

■平成24年度税制改正要望時の達成目標

平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000万円、平均滞在日数4.28日の達成。

（次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%（対平成22年度実績比）を目指すものとして、算出されたもの。

・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日

■平成24年度の実績（沖縄県統計資料）

- ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人）
・観光収入：3,997億円
・観光客1人当たりの平均滞在日数：3.75日
・観光客1人当たりの県内消費額：67,459円

上記目標の達成がなされていない主な理由として、海外旅行地との競合や夏場の繁忙期に来襲した台風、尖閣諸島関連の影響等により伸び悩んでいるものと考えられる。

沖縄県において観光産業は県外受取の約2割を占める基幹産業であるところ、県内の観光関連事業者の約9割は中小企業であるため、観光事業に対する設備投資を行うことが難しいのが現状。

本制度の課税特例措置における要件緩和により、中小観光関連産業にも設備投資によるインセンティブを付与し、小規模であっても沖縄観光の魅力を向上させる自然・文化体験型観光関連施設、ボトム期の底上げも期待される温泉保養施設等の新設・増設を促すことにより、社会情勢や気象変化といった外的要因の影響があったとしても、上記目標の達成に寄与する産業体制を構築できるものと考えられる。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

《地方税（法人住民税）の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：582千円

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：附則第23、292

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定では、1年間に5施設の新設・増設を見込んでいた。

平成24年度に公布施行された沖縄振興特別措置法により創設された本地域制度は、制度運用から間もなく、沖縄県内の観光関連事業者にとって課税特例措置の適用の要件が厳しいものとなっているため、適用実績が少ない状況となっているが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

《法人税の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：3,364千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：42の9、68の13

《地方税（法人住民税）の適用実績》

上述④記載のとおり。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本地域制度に係る法人税の課税特例措置は、減価償却資産の取得価額が5,000万円超の規模の事業につき、事業年度の法人税額から当該減価償却資産の取得価額に規定の控除率を乗じて算出した金額の合計額を控除するもの。（租税特別措置法第42条の9及び同法第68条の13を参照。）

よって、法人税の減収額が本地域制度における国税の課税特例適用額となるものである。

なお、今般の税制改正要望については、事項要求とした上で、要望内容の詳細は今後検討していくこととしているため、現時点において要望事項として決定している法人税及び法人住民税のみ減収額の算定をすることとした。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成10～24年度における国税（法人税）・地方税（法人住民税）の減収額は下記のとおり。

Table with 6 columns: Year, Corporate Tax, Resident Corporate Tax. Rows for years 10-14.

Table with 6 columns: Year, Corporate Tax, Resident Corporate Tax. Rows for years 15-19.

Table with 6 columns: Year, Corporate Tax, Resident Corporate Tax. Rows for years 20-24.

（沖縄県による企業アンケート調査、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」より）

【国交40】

同期間中に、入域観光客数は422万人から592万人へ、観光収入は3,527億円から3,997億円へ、観光客1人当たりの平均滞在日数は3.76日から3.75日へ、観光消費額は83,578円から67,459円へ増加しており、沖縄県の観光振興は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、課税特例措置により、平成33年度までに入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、観光客1人当たりの平均滞在日数5日、観光消費額100,000円が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄振興一括交付金によっても企業による設備投資を促すことは可能であるが、補助金等にみられるような、自己資金による設備投資ではないことに起因する過剰投資や無駄使い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もある。

課税特例措置を設けることにより、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、上記のようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄県における民間主導の自律的経済の構築に資することができると思われる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国税56)(法人税:義)(地方税50)(法人住民税:義,法人事業税:義)
2	要望の内容	【特例措置の内容】 (1) 国税 ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2) 地方税 ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	観光庁 観光地域振興部観光地域振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (沖縄振興計画) 第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。 (略) 二 産業の振興に関する事項 第三章 産業振興のための特別措置 (観光振興計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 (略) (課税の特例) (課税の特例) 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
--	--

	<p>2 (略) ■沖縄振興基本方針 (抄) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する に包含</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度の沖縄県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円 ※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。 なお、沖縄県においては、沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖縄県の統計資料において公表している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖縄県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数: 0 件 適用者数: 0 者 適用額: 0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数: 2 件 適用者数: 0 者 適用額: 3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数: 0 件 適用者数: 0 者 適用額: 0 円</p>
		②: 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件 ÷ 15 年 = 3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円 ÷ 2 施設 = 1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数: 2 施設 適用額: 3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円 × 3 施設 = 5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額 ・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円 × 税率 17.3% = 873 千円</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 24 年度) 平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料) ・入域観光客数: 592 万人 (うち外国人観光客数: 38 万人) ・観光収入: 3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数: 3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額: 67,459 円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24 年度～平成 28 年度) 東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 26 年度～平成 28 年度) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24 年度～平成 28 年度) 地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	観光関連施設の設置が促進されることにより、当該地域の魅力が向上し、国内外からの誘客が促進され、地方公共団体の活性化にもつながる。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定には馴染まない」として設定していないところ、仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって用地取得が可能となるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

むつ小川原開発は、経済の高度成長が進行する中、過密・過疎問題に対処し、大都市に集中した工業を分散立地に変えること等を狙いとして、「新全国総合開発計画」（昭和44年）に掲げられた遠隔地大規模工業基地の一つであり、昭和47年に青森県が「むつ小川原開発計画」を策定し、その後の見直しにより現行計画である「新むつ小川原開発基本計画」（平成19年5月策定）において、公有地を含めた用地の利用計画として「むつ小川原開発地区約5,180ヘクタールの土地利用区分については、用地条件、自然環境等を勘案し、研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開、さらには新たな生活環境の整備のための用地として約3,290ヘクタール、港湾、道路などに供する公共用地として約210ヘクタール、環境保全などのための緑地として約1,680ヘクタールを見込む」とされている。

これまで取得された用地には、国家石油備蓄基地（268ヘクタール）、核燃料サイクル施設（799ヘクタール）、国際核融合エネルギー研究センター（11ヘクタール）等の大規模なエネルギー関連施設が立地しており、今後も新たな施設の立地も望まれるところである。

他方で、22.4ヘクタール（88筆）の未取得民有地が虫食い状態として存している（新むつ小川原株式会社からの聞き取りによる）。これらの民有地が大規模な土地利用が可能というむつ小川原開発地区の特性を阻害し、同基本計画の遂行に支障が生じると考えられることから、引き続き本特例措置が必要と考えている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

分析対象期間である平成22～24年度においては、新たに用地を取得する案件がなかったため、本特例措置の適用実績はない。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

分析対象期間である平成22～24年度においては、新たに用地を取得する案件がなかったため、本特例措置の適用実績はない。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

分析対象期間内において適用実績がないことから、この期間に限定した効果を数値化し検証することができないものの、②の補足説明にも記載のとおり、青森県が策定した新むつ小川原開発計画に基づき、これまで取得された用地には国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設、国際核融合エネ

ルギー研究センターなどのエネルギー関連施設が立地し、我が国のエネルギー政策や国際的な科学技術研究に貢献している。

また、株式会社トヨタフローリテック（大規模花卉温室工場）やOLED青森株式会社（有機EL照明）等が立地し、地域産業の発展にも貢献している。さらに、現在計77基の風車（総出力115,500キロワット）が設置され、今後国内最大の大規模太陽光発電所（総出力115,000キロワット）の建設が予定されている。

なお、これらエネルギー関連施設を地元自治体である六ヶ所村では「次世代エネルギーパーク」（平成22年5月開設）として展開しており、実際に国民が次世代エネルギーを目で見て触れる機会を増やすことを通じて、次世代エネルギーに対する理解の促進を図っている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

むつ小川原開発については、平成19年6月22日閣議口頭了解において、その推進体制として、国土交通省、青森県、六ヶ所村、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人日本経済団体連合会及び新むつ小川原株式会社により設置された「むつ小川原開発推進協議会」を中心に、必要な検討・調整を進めていくものとされており、推進に当たっては、「むつ小川原開発の重要性にかんがみ、関係各府省は、～（中略）～地域の主体的取組への支援を含めた国として推進すべき措置を講ずるものとする」とされているところである。

地域の主体的取組として、地元自治体である青森県は立地する企業に対して「青森県むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金」により産業立地の促進を図っており、また六ヶ所村も立地企業に対し、固定資産税を5年間にわたり免除している。

これに対し国として推進すべき措置として、土地の一体的確保、造成、分譲を円滑に実施するため、本租税特別措置等により土地保有者に対して土地譲渡のインセンティブを与え、原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金により立地企業に対してインセンティブを与えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当当局	国土政策局 広域地方政策課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 48 年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新全国総合開発計画(昭和 44 年 5 月 30 日閣議決定) 第二部 地方別総合開発の基本構想 第3 東北地方開発の基本構想 3 主要開発事業の構想 小川原工業港の建設等の総合的な産業基盤の整備により、陸奥湾、小川原湖周辺ならびに八戸、久慈一帯に巨大臨海コンビナートの形成を図る。</p> <p>○国土形成計画(全国計画)(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) 第2章 産業に関する基本的な施策 第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出 (1)魅力ある産業立地環境の整備 なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部及びむつ小川原地域については、これまでの検討を踏まえ、貴重な空間として我が国の発展に活用すべく開発を推進する。</p> <p>○むつ小川原開発について(平成 19 年 6 月 22 日閣議口頭了解) 別添むつ小川原総合開発会議(関係省庁会議)申し合わせ 1. 開発の推進 むつ小川原開発については、関係各府省において新むつ小川原開発基本計画(平成 19 年 5 月 14 日青森県策定)を参酌しつつ、その推進のための所用の措置を講ずることとする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 37 総合的な国土形成を推進する
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 『7必要性等①政策目的及びその根拠《政策目的の根拠》』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 適用件数(実績)(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件はなかったことから、実績はない。</p> <p>② 減収額 減収額(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) - 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) - 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 造成後の工業用地を取得する企業に対し、1平方メートル当たり 2,500 円を補助することにより、産業立地の促進を図っている。(原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>

10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減 2.75%）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
3. 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

【国交42】

- 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買取を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額、建物等の補償額等を調査し、その数値から適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。
- 本租税特別措置の適用に関しては、地権者（譲渡者）において「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」と「収用換地等の場合の所得の特別控除」とを選択的に適用できるとされており、事業施行者は地権者が代替資産を取得するかを把握しておらず、また、地権者が最終的にどちらの措置を選択するかは把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、土地の上に対価補償となり得る資産が存する地権者は代替資産を求め、当該特例を選択し、土地のみの地権者は代替地を求めないため「収用換地等の場合の所得の特別控除」を選択するものと仮定し、推計を行っている。

《適用件数の振り分けについて》

H21・・・総適用件数 5,374 件

建物等が存する件数 3,503 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 1,871 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H22・・・総適用件数 4,846 件

建物等が存する件数 1,641 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 3,205 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H23・・・総適用件数 4,097 件

建物等が存する件数 1,694 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 2,403 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

- 損金算入額の算定については、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とみなして算出している。

ア 建物等の減価償却相当額

建物等の補償額は、補償対象物件の新築時からの経過年数に応じた減価を行った額で補償されることになるため、減価償却相当額を補填した上で、代替資産を取得すると仮定し、住宅寿命に関する研究論文及び財務省令耐用年数表から算出した係数 1.18 を補償額に乗じて代替資産の取得額としている。

イ 代替資産の取得額

H21・・・116,391 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 137,341 百万円

H22・・・39,435 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 46,533 百万円

H23・・・37,350 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 44,073 百万円

ウ 損金算入額

H21・・・137,341 百万円 - 116,391 百万円 = 20,951 百万円

H22・・・46,533 百万円 - 39,435 百万円 = 7,099 百万円

H23・・・44,073 百万円 - 37,350 百万円 = 6,723 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成 21 年度の件数が突出して多いが、22 年度と 23 年度の件数がほぼ同数であり、想定外に僅少な件数とは考えていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

① 1 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 21 年度～23 年度の減収額の平均値として、1 年間に約 3,477 百万円の減収額が発生しているが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における 1 年間の全ての用地買取の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、法人が補償金を取得し、その補償金等により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課、都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率※の縮減 2.75%(平成24~28年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等 【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】 H21年度 3,503件 H22年度 1,641件 H23年度 1,694件 【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】 H21年度 20,951百万円 H22年度 7,099百万円 H23年度 6,723百万円 (推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出している。 (推計方法:損金算入額) 損金算入額の算出に当たっては、事業実施者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額としている。
		② 減収額 【減収額(国土交通省調べ(推計))】 H21 6,285百万円 H22 2,130百万円 H23 2,017百万円 (推計方法) 建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出している。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 平成23年度末において、935.2千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国

		の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減収額等の試算(代替資産)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法

建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、圧縮限度額×税率30%の減収があったものとして算出している。

3. 減税額等

	代替資産			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	3,503	1,641	1,694	6,838
損金算入額(百万円)	20,951	7,099	6,723	34,773
減税額(百万円)	6,285	2,130	2,017	10,432
面積(m ²)	2,214,469	5,572,145	1,565,648	9,352,262

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減 2.75%）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 21 年度 2 件、22 年度 14 件、23 年度 11 件」と把握されているが、本租税特別措置等が想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
 2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
 3. 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
 4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）
 用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ・ 租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されてい

【国交43】

るため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

・ 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

・ 損金算入額は、交換によって渡す土地の譲渡価格とした。

(H21) 43,160,831＝ 43 百万円

(H22) 1,322,393,931＝1,322 百万円

(H23) 149,655,062＝ 150 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成21年度の件数が若干少ないが、おおむね10件前後の適用件数となっており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りは無い。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約152百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生したと考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、金銭補償に代えて収用等された資産と同種の資産を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 2件 H22年度 14件 H23年度 11件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 43百万円 H22年度 1,322百万円 H23年度 150百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額) 法人等が取得する収用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 13百万円 H22年度 397百万円 H23年度 45百万円</p> <p>(推計方法) 損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年) 平成23年度末において、10,724㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年～23年) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(交換処分等)

1. 計算方法

法人等が取得する取用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とし、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

2. 減税額等

	代替資産			
	H21	H22	H23	合計
件数(件)	2	14	11	27
損金算入額(百万円)	43	1,322	150	1,515
減税額(百万円)	13	397	45	455
面積(m ²)	1,476	6,123	3,125	10,724

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、「社会資本整備重点計画法」（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置づけられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。
 （以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋）

【Ⅱ. 分野別施策】

- 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
- 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
- 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
- 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

※用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

【国交44】

本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額、建物等の補償額等を調査し、その数値から適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

本租税特別措置の適用に関しては、地権者（譲渡者）において「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」と「収用換地等の場合の所得の特別控除」とを選択的に適用できるとされており、事業施行者は地権者が代替資産を取得するかを把握しておらず、また、地権者が最終的にどちらの措置を選択するかは把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、土地の上に対価補償となりうる資産が存する地権者は代替資産を求め、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を選択し、土地のみの地権者は代替地を求めないため当該特例を選択するものと仮定し、推計を行っている。

《適用件数の振り分けについて》

H21・・・総適用件数 5,374 件

建物等が存する件数 3,503 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断
 土地取得のみの件数 1,871 件→「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H22・・・総適用件数 4,846 件

建物等が存する件数 1,641 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断
 土地取得のみの件数 3,205 件→「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H23・・・総適用件数 4,097 件

建物等が存する件数 1,694 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断
 土地取得のみの件数 2,403 件 →「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し推計を行った。

① 譲渡金額5,000万円以下の補償事案については、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 7,092,589 - 354,629 = 6,737,960
 補償件数 × 平均譲渡所得
 79 × 6,737,960 = 532 百万円

(H21：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,823,669 - 341,183 = 6,482,486
 補償件数 × 平均譲渡所得
 1,519 × 6,482,486 = 9,847 百万円

(H21：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 7,403,178 - 370,158 = 7,033,020
 補償件数 × 平均譲渡所得
 126 × 7,033,020 = 886 百万円

(H22：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 8,144,116 - 407,205 = 7,736,911
 補償件数 × 平均譲渡所得
 399 × 7,736,911 = 3,087 百万円

(H22：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 6,020,312 - 301,015 = 5,719,297
 補償件数 × 平均譲渡所得
 2,160 × 5,719,297 = 12,354 百万円

(H22：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 1,806,417 - 90,320 = 1,716,097
 補償件数 × 平均譲渡所得
 269 × 1,716,097 = 462 百万円

(H23：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 6,009,982 - 300,499 = 5,709,483
 補償件数 × 平均譲渡所得
 121 × 5,709,483 = 691 百万円

(H23：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 5,521,706 - 276,085 = 5,245,621
 補償件数 × 平均譲渡所得
 1,878 × 5,245,621 = 9,851 百万円

(H23：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得
 5,012,764 - 250,638 = 4,762,126
 補償件数 × 平均譲渡所得
 95 × 4,762,126 = 452 百万円

② 譲渡金額5,000万円を超える補償事案のものは、満額の5,000万円を損金算入額とした。

(H21：1～3号合計)・・・147 (補償件数) × 50,000,000 = 7,350 百万円
 (H22：1～3号合計)・・・377 (補償件数) × 50,000,000 = 18,850 百万円
 (H23：1～3号合計)・・・309 (補償件数) × 50,000,000 = 15,450 百万円

③ 総計

H21・・・532百万円 + 9,847百万円 +886百万円 +7,350百万円=18,615百万円
 H22・・・3,087百万円+12,354百万円+462百万円+18,850百万円=34,753百万円
 H23・・・691百万円+9,851百万円+452百万円+15,450百万円=26,444百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成22年度の件数が若干多いが、おおむね2,000件～3,000件での推移となっており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りはない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約7,981百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に取り等の申出があった日から6か月以内に行われている場合など一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局総合整備課、都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,871件 H22年度 3,205件 H23年度 2,403件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 18,615百万円 H22年度 34,753百万円 H23年度 26,444百万円</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出している。</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21 5,585百万円 H22 10,426百万円 H23 7,933百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>平成23年度末において、14,207千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国</p>

		<p>の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>—</p>

減収額等の試算(5,000万控除)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法(5,000万控除)

補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

3. 減税額等

	5,000万			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	1,871	3,205	2,403	7,479
損金算入額(百万円)	18,615	34,753	26,444	79,812
減税額(百万円)	5,585	10,426	7,933	23,944
面積(m ²)	1,056,747	10,747,237	2,403,065	14,207,049

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 45-1～国交 45-2）参照。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (65 条の 4 第 1 項第 2 号)	府省名	国土交通省
税 目	法人税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（<点検結果表の別紙>⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題のみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
「国土交通省政策評価基本計画」のほか、「社会資本整備重点計画法」（平成 15 年法律第 20 号）に基づく「第 3 次社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）」及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第 3 次社会資本整備重点計画」抜粋）

第 2 章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム 1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

[地震] ○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム 4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）[道路]

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏 3 環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易 I C の増設、I C T をフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム 10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

(以下、「国土交通省重点政策」抜粋)

【Ⅱ. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○ インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○ 緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○ 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○ 地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～平成17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

※用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し、推計を行った。

① 譲渡金額1500万円以下の補償事案は、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$578,973 - 289,498 = 5,500,475$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$38 \times 5,500,475 = 209 \text{ 百万円}$$

(H22)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$4,207,614 - 210,380 = 3,997,234$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$52 \times 3,997,234 = 208 \text{ 百万円}$$

(H23)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$4,965,642 - 248,282 = 4,717,360$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$17 \times 4,717,360 = 80 \text{ 百万円}$$

② 譲渡金額1500万円を超える補償事案ものは、満額の1500万円を損金算入額とした。

$$(H21) \dots 7 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 105 \text{ 百万円}$$

$$(H22) \dots 18 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 270 \text{ 百万円}$$

$$(H23) \dots 7 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 105 \text{ 百万円}$$

③ 総計

$$H21 \dots 209 \text{ 百万円} + 105 \text{ 百万円} = 314 \text{ 百万円}$$

$$H22 \dots 208 \text{ 百万円} + 270 \text{ 百万円} = 478 \text{ 百万円}$$

$$H23 \dots 80 \text{ 百万円} + 105 \text{ 百万円} = 185 \text{ 百万円}$$

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成23年度の件数が若干少ないが、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りは無い。

【国交45-1】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～平成23年度の減収額の平均値として、1年間に約98百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第2号)(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用の対償に充てるため買い取られた場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室、都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 45件 H22年度 70件 H23年度 24件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 314百万円 H22年度 478百万円 H23年度 185百万円 (推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 94百万円 H22年度 143百万円 H23年度 56百万円 (推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、95,010㎡(推計値)の土地が公共事業用地の代替地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(2号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	代替地			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	45	70	24	139
損金算入額(百万円)	314	478	185	977
減税額(百万円)	94	143	56	293
面積(m ²)	11,397	73,709	9,904	95,010

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (65条の4第1項第4号)	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置（換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（<点検結果表の別紙>⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税收減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の内容に課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める。

[地震] ○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間の連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする。

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム 14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

(以下、「国土交通省重点政策」抜粋。)

【Ⅱ. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

※ 用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・ 租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている

る。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

・ 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を推計している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

・ 損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し、推計を行った。

ア 譲渡金額1,500万円以下の補償事案については、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

7,666,666 - 383,333 = 7,283,333

補償件数 × 平均譲渡所得

33 × 7,283,333 = 240 百万円

(H22)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

8,181,818 - 409,090 = 7,772,728

補償件数 × 平均譲渡所得

33 × 7,772,728 = 257 百万円

(H23)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,387,096 - 319,354 = 6,067,742

補償件数 × 平均譲渡所得

31 × 6,067,742 = 188 百万円

イ 譲渡金額1,500万円を超える補償事案のものは、満額の1,500万円を損金算入額とした。

(H21)・・・68（補償件数）×15,000,000 = 1,020 百万円

(H22)・・・68（補償件数）×15,000,000 = 1,020 百万円

(H23)・・・48（補償件数）×15,000,000 = 720 百万円

ウ 総計

H21・・・240 百万円 +1,020 百万円=1,260 百万円

H22・・・257 百万円 +1,020 百万円=1,277 百万円

H23・・・188 百万円 + 720 百万円= 908 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、おおむね100件前後で推移しており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りは無い。

【国交45-2】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約344百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第4号)(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社等により買取られる場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 101件 H22年度 101件 H23年度 79件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,260百万円 H22年度 1,277百万円 H23年度 908百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 378百万円 H22年度 383百万円 H23年度 272百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な先行取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、1,199,732㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の先行取得が円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業実施者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(4号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	公拡法			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	101	101	79	281
損金算入額(百万円)	1,260	1,277	908	3,445
減税額(百万円)	378	383	272	1,033
面積(m ²)	195,550	352,632	651,550	1,199,732

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（最低居住面積水準未達率及び子育て世帯における誘導居住面積水準達成率）は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（最低居住面積水準未達率 4.3%（平成 20 年）を早期に解消する）の実現状況について、「平成 20 年度における最低居住面積水準未達率は 4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で 40%（大都市圏で 35%）となっている。なお、建築統計年報…居住水準の改善が進んでいると推測される。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

分析対象期間以前における目標は、

- ・最低居住面積水準未達率 4.6%（平成15年）→概ね0%（平成22年）
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）
大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）

としていたところ、昨今の厳しい経済状況の影響を受けて最新の平成20年の実績では、最低居住面積水準未達率4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%（大都市圏：35%）となっており、未だ目標達成には至っていないものと考えられることから、目標の達成に向け、引き続き本税制によって、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進することが必要である。なお、建築統計年報（新たに着工される建築物等の統計）によれば、床面積34㎡（2.4人世帯※の最低居住面積）未満の住宅（分譲住宅）は平成23年度3.3%、床面積85㎡（2.4人世帯※の誘導居住面積）以上の住宅（分譲住宅）は23年度62.3%となっており、居住水準の改善が進んでいるものと推測される。

※ 『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の2013年1月推計による平成23年度の平均世帯人員

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明）

本措置の達成目標は、住生活基本計画に基づき、最低居住面積水準未達率4.3%を平成32年度までに0にすることが目標値としているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格に鑑み長期的な目標を提示する観点から、10年間で計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

また、住宅の規模は、「居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る」という政策目的の達成上で重要な要素の一つであるところ、望ましい住宅の規模は世帯構成によって左右される。「最低居住面積水準未達率」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」は、他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できるものではないが、世帯構成を考慮して公的統計に基づき作成されることから、政策目的の達成状況の評価に当たって適切な指標であると考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、平成22年度及び24年度の実績について国土交通省において把握することは困難であるが、22年度から24年度における土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、平成24年度：122万件となっていることから、各年度4件程度の適用数があるものと推測される。

なお、平成23年度の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会提出）」に記載された数値を用いている。（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、種地の元所有者が造成後の宅地と交換する場合に適用されるものであるところ、種地と造成後の宅地との交換ニーズについては、種地の元所有者が保有資産の状況等から総合的に判断し発生するものと考えられ、種地所有者のニーズがなければ本租税特別措置は活用できないことから、適用数が想定外に僅少ではないと考える。

なお、本租税特別措置は、種地の元所有者側に特段要件等を設けていないことから、適用に偏りはないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

再確認したところ、当該部分について以下のとおり差し替える。

【法人住民税、事業税】

平成23年度 5,448万円

（「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会提出）」に記載された影響額（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」（地方法人特別税を含む額。単体・連結合計）を基に算出。算定根拠は別紙参照。）

なお、本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、平成22年度及び24年度の減収額について国土交通省において把握することは困難であるが、22年度から24年度の土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、24年度：122万件となっていることから、24年度の法人税率の引下げを考慮した上で、他の条件が一定であると仮定すると、以下のとおり推計される。（算定根拠は別紙参照。）

平成22年度：9,751万円（法人税）、5,557万円（法人住民税、事業税）

平成24年度：8,853万円（法人税）、5,599万円（法人住民税、事業税）

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

再確認したところ、当該部分について以下のとおり差し替える。

平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%（大都市圏で35%）となっている。

なお、建築統計年報（新たに着工される建築物等の統計）によれば、床面積34㎡（2.4人世帯※の最低居住面積）未満の住宅（分譲住宅）は平成23年度3.3%、床面積85㎡（2.4人世帯※の誘導居住面積）以上の住宅（分譲住宅）は23年度62.3%となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。

※ 『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の2013年1月推計による平成23年度の平均世帯人員

【国交46】

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

20ha以上の大規模な住宅地開発を行う場合、都市計画法上、一般的には教育施設や医療施設等の公益的施設の設置等が求められており、良好な居住環境を備えた住宅地が供給される一方で、地権者との調整等のため事業が長期化し、事業コストやリスクが高くなるため、事業用地確保を容易化し事業の円滑な施行を促進する上で、本租税特別措置の存在は重要である。平成23年度において開発許可を受けた20ha以上の事業は2件、66.0ha実施されているところ、減収額（別紙参照）と比して効果が大きいものであることから、税収減を是認することができる。

なお、本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、国土交通省において実績を把握することは困難であるが、平成22年度から24年度の土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、24年度：122万件となっていることから、各年度4件程度の適用数があるものと推測される。

（別紙）

適用実績（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。
 ⑩過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

（法人税）

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会提出）」によると、平成23年度の実績は適用件数4件、適用総額434,550（千円）となっている。（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」）
- 平成22年度及び24年度について、23年度との間の土地取引件数（各年度における土地取引件数については、下表参照。）の変化を踏まえ、損金算入額及び法人税減収額を推計する。（なお、24年度については、法人税率引下げ分を考慮し推計している。）

【平成22年度の当該制度による法人税減収額】

$$= \text{【平成23年度における当該制度による法人税減収額】} \\ \times \text{【平成22年度の土地取引件数】} / \text{【平成23年度における土地取引件数】}$$

【平成24年度の当該制度による法人税減収額】

$$= \text{【平成23年度における当該制度による法人税減収額】} \\ \times \text{【平成24年度の土地取引件数】} / \text{【平成23年度における土地取引件数】} \\ \times \text{【平成24年度に適用される法人税率19\%（中小企業・本則※）】} \\ / \text{【平成23年度に適用される法人税率22\%（中小企業・本則※）】}$$

※同報告書によると、適用実績のあった法人は全て資本金5,000万円以下の法人であったことから、中小企業の適用される法人税率を用いて減収額を算出している。

各年度における土地取引件数

	土地取引件数
平成22年度	1,155,932
平成23年度	1,133,330
平成24年度	1,215,147

（法務省「登記統計」（月報）を用いて、売買による土地の売買による所有権移転登記の件数を集計。参照：法務省 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html）

なお、各年度における上記計算の結果をまとめると、下記のとおり。

	土地取引件数	損金算入額（千円）	法人税（千円）	法人住民税等（千円）
平成 22 年度	1, 155, 932	443, 216	97, 508	55, 565
平成 23 年度	1, 133, 330	434, 550	95, 601	54, 478
平成 24 年度	1, 215, 147	465, 921	88, 525	55, 993

(法人住民税、事業税)

- 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 183 回国会提出）」によると、平成 23 年度の地方税に関する減収額は 60, 493（千円）となっている。（下表①参照。単体・連結合計。地方法人特別税を含む額。「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例。」）
- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 183 回国会提出）」によると、適用実績のあった法人は全て資本金 5, 000 万円以下の法人であったことから、中小企業の適用される法人税率を用いて法人住民税の減収額を算出しなおすと平成 23 年度の地方税に関する減収額は 54, 478（千円）となる。（下表②参照。単体・連結合計。地方法人特別税を含む額。）
- 平成 22 年度及び 24 年度について、23 年度との間の土地取引件数の変化を踏まえ、損金算入額及び法人住民税等の減収額を推計する。（24 年度については、法人住民税部分については法人税率の引き下げを踏まえて推計する。下表③参照。）

【平成 22 年度の当該制度による法人住民税及び事業税等の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による法人住民税及び事業税等の減収額】} \\ \times \text{【平成 22 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】}$$

【平成 24 年度の当該制度による法人住民税の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による法人住民税の減収額】} \\ \times \text{【平成 24 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】} \\ \times \text{【平成 24 年度に適用される法人税率 19\%（中小企業・本則）】} \\ / \text{【平成 23 年度に適用される法人税率 22\%（中小企業・本則）】}$$

【平成 24 年度の当該制度による事業税等の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による事業税等の減収額】} \\ \times \text{【平成 24 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】}$$

①

地方税	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計（地方法人特別税を含む額）
単体	8	27	20	55	22	77
連結	6, 510	20, 934	16, 015	43, 459	16, 957	60, 416

②

単体	6	27	15	48	22	69
連結	4, 774	20, 934	11, 744	37, 452	16, 957	54, 409

③

単体	5	29	14	48	23	71
連結	4, 421	22, 445	10, 875	37, 741	18, 181	55, 922

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	大規模な住宅地造成事業のためにその施行区域内にある土地等とその事業により造成された宅地との交換をしたとき又は、造成された宅地を譲り受けることを約して土地等を造成事業者に譲渡し、かつ、その譲渡した年の12月31日までに造成された宅地を譲り受けたときは、譲り受けた宅地の取得価格から譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価格を控除した残額の範囲内で当該譲り受けた宅地の帳簿価格を損金経理によって減額等した金額を、当該事業年度の連結所得の金額上、損金の額に算入する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和58年 創設 昭和63年 拡充
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未満の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数	

8	有効性等	① 適用数等	<p>注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡ 注 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※ 全国 : 4.0%(平成20年)→5.0%(平成27年) ※※ 大都市圏: 3.5%(平成20年)→5.0%(平成32年) ※※ ※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 (1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者 55㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡ (2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者 40㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡ ※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>
		② 減収額	<p>【適用数】 平成23年度 4件 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出)) 【適用総額】 平成23年度 4.3億円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))</p> <p>【法人税】 平成23年度 9,560万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))に記載された損金算入額に税率(中小企業22%)をかけて算出) 【法人住民税、事業税】 平成23年度 1億4,044万円 (「地方税における税負担軽減措置等の適用上協等に関する報告書」(第183回国会提出))に記載された影響額(地方法人特別税を含む額。単体・連結合</p>

		計。))
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)となっている。なお、建築統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっている。</p> <p>【参考】 ＜1号及び3号の要件を満たす事業＞ 開発許可を受けた20ha以上の事業 平成22年度 3件 90.4ha 平成23年度 2件 66.0ha 平成24年度 2.5件 78.2ha(推計) (「開発許可制度施行状況調査」(国土交通省)。平成24年度については、平成22・23年度分の平均値。)</p> <p>＜2号及び3号の要件を満たす事業＞ 「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和63年法律第47号)」によって認定を受けた事業(平成25年8月時点) :累計36件、総事業区域面積1,968ha、総造成面積1,434ha</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)であるが、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっていることから、居住水準の改善が進んでいると推測される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～24年度) 上記のように、本特例は事業者の種地の取得を円滑化することにより、優良な宅地の供給を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本特例措置は、法人が大規模な住宅地等造成事業のために宅地を交換する際の直接のインセンティブとなるものであり、住宅地造成事業を実施する主体に対する支援措置とは役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例により、各地域において良好な居住環境の形成が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	民間事業者等の種地取得を円滑化し、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて事業を促進することを通じて、住宅・宅地整備の促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成は安全・安心な社会を構築していく上で必要不可欠である。 目標となる最低居住面積水準未達率については、目標達成途上にある(平成20年度実績:4.3%)ことから、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 47-1～国交 47-6）参照。

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が所期の目標として示されたものなのかが不明であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、土地区画整理事業に係る税制及び補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 7 件、23 年度 3 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数、適用額及び減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり（＜点検結果表の別紙＞④及

び⑦参照)、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る）の実現状況について、「本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例） （国税）（法人税：義）（地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、原則として、換地処分のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性	① 適用数等 過年度の適用数は、平成22年度：7件、平成23年度：3件、平成24年度：0件となっている。

等		本措置は、土地区画整理事業等において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
	②：減収額	<p>【法人税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：1 百万円(損金算入総額) × 0.3 = 0.3 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：損金算入総額 × 法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：0.3 百万円 × 0.173% = 0.05 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：法人税減収額 × 法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：1 百万円 × 0.084 = 0.08 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：損金算入額 × 税率(8.4%)</p>
	③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9 相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>土地区画整理事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少</p>	

		<p>することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 7 件、23 年度 7 件、24 年度 6 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値

の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例） （国税）（法人税：義）（地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、その収用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度：7件、平成23年度：7件、平成24年度：6件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度：920百万円(損金算入総額)×0.3=276百万円 平成23年度：301百万円(損金算入総額)×0.3=90百万円 平成24年度：151百万円(損金算入総額)×0.3=45百万円 ※算出根拠：損金算入総額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度：276百万円×0.173=47百万円 平成23年度：90百万円×0.173=15百万円 平成24年度：45百万円×0.173=7百万円 ※算出根拠：法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度：920百万円×0.084=77百万円 平成23年度：301百万円×0.084=25百万円 平成24年度：151百万円×0.084=12百万円 ※算出根拠：損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相応性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市計画法 56 条 1 項の規定により買い取られる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 0 件、23 年度 0 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、収税減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における収税減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収税減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用額及び減収額を記載し、所期の適用数及び減収額等

の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成 22 年度以降 0 件であるため租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法56条1項の規定に基づいて買い取られ、対価を取得する場合、原則として、その取用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。	

		<p>本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	—

11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、土地区画整理事業に係る税制及び補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 1 件、23 年度 0 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、

同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度）の実績についての算定根拠が「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>⑦参照）、アンケート調査の概要（損金算入額の算定根拠等）に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る）の実現状況について、「平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、過去 3 年間に於いて適用実績が 1 件もなく、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の減収額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、原則として、買い取りのあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既存市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>過年度の適用数は、平成22年度：1件、平成23年度：0件、平成24年度：0件となっている。</p> <p>本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>【法人税】</p> <p>平成22年度：48百万円(損金算入総額)×0.3=14百万円 平成23年度及び平成24年度：減収なし。 ※算出根拠：損金算入総額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成22年度：14百万円×0.173≒2.4百万円 ※算出根拠：法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成22年度：48百万円×0.084=4百万円 ※算出根拠：損金算入額×税率(8.4%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年～平成24年)</p> <p>平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年～平成24年)</p> <p>平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に14,700haとすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年～平成24年)</p> <p>本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 3 件、23 年度 0 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、

措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について前述のとおり説明しているが、平成 22 年度の減収額は不明、23 年度以降は適用実績が 0 件であり、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合） （国税）（法人税：義）（地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、権利変換のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果

			の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:3 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:損金算入総額が不明 平成 23 年度及び平成 24 年度:減収なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（i：都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする、ii：都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（i：都市再生誘発量及びii：都市機能更新率）は、他の税制措置、補助金、交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度75件、23年度60件、24年度83件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点

検結果表の別紙>④及び⑦参照）、アンケート調査の概要（損金算入額の算定根拠等）に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用額及び減収額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の大深度地下使用法に係る達成目標（大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績はないと把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け〔評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容①について
 都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成13年4月1日施行）（以下「大深度地下使用法」という。）に基づく、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）では、大深度地下を使用する社会資本整備事業は、国土の利用と深く関わるものであり、全国総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があると共に、今後の社会的ニーズや需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならないとされている。
- また、今後大都市地域においては、比較的早期に整備された社会資本の機能の陳腐化・老朽化が見込まれることから、既存施設の更新等に併せて大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられ、外環道や中央新幹線等、検討を進めている事業は下記政策に位置付けられおり、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものであるといえる。
- 〔検討を進めている事業及び大深度地下の円滑化に関する調査等の政策目的の位置付け〕
- 外環道
 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 施策目標（広義）：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
 施策目標（狭義）：113 三大都市圏環状道路整備率
 - 中央新幹線
 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 施策目標（広義）：23 整備新幹線の整備を推進する
 施策目標（狭義）：115 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数
 - 大深度地下の円滑化に関する調査等
 政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
 施策目標（広義）：37 総合的な国土形成を推進する
 施策目標（狭義）：160 国土形成計画の着実な推進に包含
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 所期の目標として定量的なもの設定されておらず、また、これまでに適用件数がないため、定性的にも目標を達成したといえる段階にはないが、今後大都市地域において、大深度地下を活用し

た都市基盤の整備を図ることが考えられることから、本租税特別措置等について引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容①について
 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 過去の適用件数が0件であるため、本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることができない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容①について
 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。
 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 過去の適用件数が0件であるため、本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることができない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 本租税特別措置等の実績がないため、当該効果は発現しておらず、達成目標の実現には寄与していない。
- しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置は引き続き必要である。
- ⑩ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③《租税減免を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
 本租税特別措置等の実績がないため、減収額はなく、達成目標の実現にも寄与していない。
- しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。
- 土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不相当であり、今後も引き続き実施する必要がある。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【国交47-6】

評価書記載の租税特別措置等の内容②について

本租税特別措置に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	①法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしなければならなくなった場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合は、それらの資産の譲渡があったものとみなし、その補償金等で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。 ②大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得したときは、その補償金で取得した代替資産の取得価額について譲渡がなかったものと見なす。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和34年度 創設 ②平成14年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行)</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。 ②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ②—
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 ②—
8 有効性等	① 適用数等	①平成22年度:75件 平成23年度:60件 平成24年度:83件 ②大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった事例がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者を対象者としており、特定の者への偏りはない。
	② 減収額	① 【法人税】 平成22年度:3,145百万円(損金算入総額)×0.3=943百万円 平成23年度:3,352百万円(損金算入総額)×0.3=1,005百万円 平成24年度:3,975百万円(損金算入総額)×0.3=1,192百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:943百万円×0.173=163百万円 平成23年度:1,005百万円×0.173=173百万円 平成24年度:1,192百万円×0.173=206百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:3,145百万円×0.084=264百万円 平成23年度:3,352百万円×0.084=281百万円 平成24年度:3,975百万円×0.084=333百万円 ※算出根拠:損金算入総額×税率(8.4%) ②なし
	③ 効果・達成目標の実	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には

		現状	9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	①権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。 ②大深度地下使用法においては、土地収用法と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなければならなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の特例措置の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例措置を講ずることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	①土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。 ②なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市

【国交47-6】

	<p>街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
<p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 48-1～国交 48-2）参照。

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
- ② 本租税特別措置等による達成しようとしていた目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要があるか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度21件、23年度0件、24年度53件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法

に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る）の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。アンケート調査結果により、適用実績を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。アンケート調査結果により、適用実績等を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合） (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地区画整理事業が施行され、換地処分により土地等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約1,090地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:21 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:53 件 本措置は、土地区画整理事業において換地処分により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:2,361 百万円(損金算入総額)×0.3=708 百万円 平成 23 年度:減収なし 平成 24 年度:2,011 百万円(損金算入総額)×0.3=603 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、換地処分において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、土地区画整理事業の根幹的な仕組みである換地処分において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
- ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度66件、23年度54件、24年度57件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、

かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。アンケート調査結果により、適用実績を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。アンケート調査結果により、適用実績等を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人が有する資産について、都市再開発法の市街地再開発事業が施行され、権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権利等を取得した場合、圧縮限度額（交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額）の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:66 件、平成 23 年度:54 件、平成 24 年度:57 件 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:305,626 百万円(損金算入総額)×0.3=91,687 百万円 平成 23 年度:10,404 百万円(損金算入総額)×0.3=3,121 百万円 平成 24 年度:35,004 百万円(損金算入総額)×0.3=10,501 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、権利変換において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、市街地再開発事業の根幹的な仕組みである権利変換において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 49-1～国交 49-6）参照。

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（換地処分により清算金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 449 件、23 年度 326 件、24 年度 293 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）の実現状況について、定性的に「本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(換地処分により清算金を取得する場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、当該換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	①: 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:449 件、平成 23 年度:326 件、平成 24 年度:293 件となっている。 本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		②: 減収額	【法人税】 平成 22 年度:1,398 百万円(特別控除額)×0.3=419 百万円 平成 23 年度:511 百万円(特別控除額)×0.3=153 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円(特別控除額)×0.3=6,780 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成 22 年度:419 百万円×0.173=72 百万円 平成 23 年度:153 百万円×0.173=26 百万円 平成 24 年度:6,780 百万円×0.173=1,172 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成 22 年度:1,398 百万円×0.084=117 百万円 平成 23 年度:511 百万円×0.084=42 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円×0.084=1,898 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整合法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少す

		ることで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 16 件、23 年度 22 件、24 年度 26 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、当該収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:16件、平成23年度:22件、平成24年度:26件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度:610百万円(特別控除額)×0.3=183百万円 平成23年度:1,118百万円(特別控除額)×0.3=335百万円 平成24年度:276百万円(特別控除額)×0.3=82百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:183百万円×0.173=31百万円 平成23年度:335百万円×0.173=57百万円 平成24年度:82百万円×0.173=14百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:610百万円×0.084=51百万円 平成23年度:1,118百万円×0.084=93百万円 平成24年度:276百万円×0.084=23百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（都市計画法 56 条 1 項の規定により買い取られる場合）	府省名	国土交通省
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22～24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかがい離している場合には、がい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とがい離している場合には、がい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成 22 年度以降 0 件であるため、租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法56条1項の規定に基づいて買い取られ、対価等を取得する場合、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとつては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	－
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとつては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共施設等の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。

10	有識者の見解	－
11	評価結果の反映の方向性	本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 23 件、23 年度 64 件、24 年度 4 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）の実現状況について、「平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の減収額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、当該取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、そのを超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既成市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これによ

8	有効性等	① 適用数等	り、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 過年度の適用数は、平成 22 年度:23 件、平成 23 年度:64 件、平成 24 年度:4 件となっている。 本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成 22 年度:419 百万円(特別控除額)×0.3=125 百万円 平成 23 年度:737 百万円(特別控除額)×0.3=221 百万円 平成 24 年度:384 百万円(特別控除額)×0.3=115 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成 22 年度:125 百万円×0.173=21 百万円 平成 23 年度:221 百万円×0.173=38 百万円 平成 24 年度:115 百万円×0.173=19 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成 22 年度:419 百万円×0.084=35 百万円 平成 23 年度:737 百万円×0.084=61 百万円 平成 24 年度:384 百万円×0.084=32 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22～24年度0件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用い

ていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、本租税特別措置の適用件数は、平成22年度以降0件であるため、租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合) (国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 22 年度:0 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。</p> <p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力することは相当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量及び都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度75件、23年度60件、24年度83件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>④参照）、適用件数及び適用額の算定

に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする）の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績はないと把握されているが、本租税特

別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成13年4月1日施行）（以下「大深度地下使用法」という。）に基づく、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）では、大深度地下を使用する社会資本整備事業は、国土の利用と深く関わるものであり、全国総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があると共に、今後の社会的ニーズや需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならないとされている。

また、今後大都市地域においては、比較的早期に整備された社会資本の機能の陳腐化・老朽化が見込まれることから、既存施設の更新等に併せて大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられ、外環道や中央新幹線等、検討を進めている事業は下記政策に位置づけられおり、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものであると言える。

[検討を進めている事業及び大深度地下の円滑化に関する調査等の政策目的の位置付け]

●外環道

政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標（広義）：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する

施策目標（狭義）：113 三大都市圏環状道路整備率

●中央新幹線

政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標（広義）：23 整備新幹線の整備を推進する

施策目標（狭義）：115 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数

●大深度地下の円滑化に関する調査等

【国交49-6】

政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標（広義）：37 総合的な国土形成を推進する

施策目標（狭義）：160 国土形成計画の着実な推進に包含

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

所期の目標として定量的なものは設定されておらず、また、これまでに適用件数がないため定性的にも目標を達成したといえる段階にはないが、今後大都市地域において、大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられることから、本租税特別措置等について引き続き実施する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の適用件数が0件であるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることが出来ない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の適用件数が0件であるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることが出来ない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置等の実績がないため、当該効果は発現しておらず、達成目標の実現には寄与していない。

しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置は引き続き必要である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置等の実績がないため、減収額はなく、達成目標の実現にも寄与していない。

しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	① 法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしななければならない場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合には、それらの資産の譲渡があったものとみなし、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。 ② 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならない場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得し、代替資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第64条第二項第二号)の適用を受けなかった時は、譲渡所得等の課税上、年間を通じて5,000万円を限度とする特別控除を認めることとする。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和38年度創設 ②平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。 《政策目的の根拠》 ①都市再開法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。 ②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行) ①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		②: 政策体系における政策目的

	の位置付け	②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。 ②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ②— 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとつては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 ②—
8	有効性等	①: 適用数等 ①平成22年度:960件 平成23年度:396件 平成24年度:1,076件 ②過去の実績:大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならない事象がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならない者を対象者としており、特定の者への偏りはない。
		②: 減収額 ① 【法人税】 平成22年度:18,777百万円(特別控除額)×0.3=5,633百万円 平成23年度:1,601百万円(特別控除額)×0.3=480百万円 平成24年度:16,263百万円(特別控除額)×0.3=4,878百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:5,633百万円×0.173=974百万円 平成23年度:480百万円×0.173=83百万円 平成24年度:4,878百万円×0.173=843百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:18,777百万円×0.084=1,577百万円 平成23年度:1,601百万円×0.084=134百万円 平成24年度:16,263百万円×0.084=1,366百万円

		<p>※算出根拠: 損金算入額 × 税率 (8.4%)</p> <p>②-</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0% にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>① 権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 大深度地下使用法においては、土地収用法等既存の法令と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなくなればなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなくなればなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p> <p>② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 の 役 割 分 担</p> <p>① 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>② なし</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>

		当性	
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		<p>① 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>② 引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、補助制度等、他の要因の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 22 年度 75 件、23 年度 107 件、24 年度 17 件」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「平成 18 年度に……政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（I-2-③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② I-1-②記載の課題と同じ。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ I-2-③記載の課題と同じ。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等は「②平成22年度0件、23年度0件、24年度0件」と把握されているが(ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり)、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

④ I-2-④記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「平成19年度に35.6%・・・政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(Ⅱ-2-③参照)を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、適用数等について「適用実績がない」としているにもかかわらず、「平成19年度に35.6%・・・政策効果が現れている」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

III 評価書記載の租税特別措置等の内容③について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ I-2-③記載の課題と同じ。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等は「③平成23年度0件、24年度0件」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「密集市街地の区域内で・・・政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が

目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(I-2-③参照)を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、適用数等について「適用実績がない」と把握しているにもかかわらず、「密集市街地の区域内で・・・政策効果が現れている」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

IV 評価書記載の租税特別措置等の内容④について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買入れは・・・測定指標は設定しない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果(存在)のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い(寄与度)を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度1件、23年度2件、24年度3件」と把握されているが(ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり)、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

④ I-2-④記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

V 評価書記載の租税特別措置等の内容⑤について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買入れは・・・測定指標は設定しない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度4件、23年度4件、24年度3件」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ① I-2-①記載の課題と同じ。
 - ④ I-2-④記載の課題と同じ。
 - ⑨ IV-2-⑨記載の課題と同じ。

VI 評価書記載の租税特別措置等の内容⑥について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ I-2-③記載の課題と同じ。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度0件、23年度0件、24年度4件」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ① 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「東日本大震災・・・用地取得が行われている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成

にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（I-2-③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

内容①、②について

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

内容③について

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊急性の高いものとして位置付けられている。

内容④について

7①<<政策目的の根拠>>の⑤について、以下のとおり修正する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）

第一条

この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

内容⑤について

7①<<政策目的の根拠>>の⑤について、以下の通り修正する。

都市緑地法（昭和48年法律第72号）

第一条

この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

内容⑥について

政策目的とその根拠となる規定の記載箇所は以下のとおり。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

<政策目的>豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進すること

<政策目的の根拠>同法第1条

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

内容③について

本措置の達成目標は、住生活基本計画に基づいているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格に鑑み長期的な目標を提示する観点から、10年間が計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

また、本措置は平成16年度に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を協力を推進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成32年におおむね解消するという住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）の目標を達成する必要がある。

内容④について

本特例措置創設時（昭和44年創設の恒久措置）における具体的な数値目標は設定されておらず、また、測定指標については、「施策上計画的な取り組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」としているところであるが、過去3年間に6件の適用実績があり、古都における歴史的風土の保存に寄与していることは明白であることから、本特例措置等を引き続き実施することが適当である。

内容⑤について

本特例措置創設時（昭和48年創設の恒久措置）における具体的な数値目標は設定されておらず、また、測定指標については、「施策上計画的な取り組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」としているところであるが、過去3年間に11件の適用実績があり、都市において良好な自然的環境の形成等に資する緑地の保全に寄与していることは明白であることから、本特例措置を引き続き実施することが適当である。

内容⑥について

要望時（平成6年度）の達成目標は、定性的（災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する）なものであったことから定量的に記載することはできない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、かつ、東日本大震災が発生し本特例措置を適用する事象が発生したため、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

内容①、②について

租税透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確

【国交50】

な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容③について

防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成23年・24年度においては、同事業に基づく権利変換を受ける法人が存しなかったため、適用の実績がなかったものである。

内容④について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容⑤について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容⑥について

租特透明化法に基づき把握される適用実績等に関する情報については、現在、平成23年度しか公表されていないところ。本特例措置については、過去3か年において平成24年度の実績であり同法に基づき把握される調査結果を用いることができないため、25年7月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報を用いた。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

内容②について

本租税特別措置は恒久措置のため適用数等の所期（制度創設時）の想定について記録が存在せず詳細を確認できないため所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを把握できない。ただし、本措置は、市街地再開発事業及び区画整理事業において利用するものであり、適用数が想定外に僅少ではない。

内容③について

防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成23年度・24年度においては、同事業に基づく権利変換を受ける法人が存しなかったため、適用の実績がなかったものである。

内容⑥について

本措置については、所期において適用数等の想定を行っていないため、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明することは困難であるが、平成24年度の適用実績は過去5年間で最大（4件）となっており想定外に僅少な数値ではなく、今後も、25年度に約50件の適用が見込まれるなど本措置の活用が継続して見込まれているところであり、また、本措置は、集団移転促進事業計画において定められた移転促進区域内にある農地等を地方公共団体に譲渡した全ての法人に適用されることから、特定の者への偏りがあるものではない。

（参考）平成20～24年度平均1件（20年度：0件、21年度：0件、22年度：0件、23年度：0件、24年度：4件）

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

内容①、④及び⑤について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、減収額を把握している。

内容⑥について

租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができない理由は④のとおり、要望時（平成6年度）の目標を定量的に示せない理由は②で記載したとおりである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が有する土地等が、特定土地区画整理事業等以下のために買いとられる場合、二千万円を限度として、当該法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>①国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が土地区画整理事業、市街地再開発事業等として行う公共施設の整備改善、宅地造成、共同住宅の建設等の事業等により買い取られる場合</p> <p>②都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合</p> <p>③密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合</p> <p>④歴史的風土特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないため土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入の申出があり、府県等が買入れる場合。</p> <p>⑤特別緑地保全地区内の土地で、当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入れの申出があり、都道府県等又は緑地管理機構が買入れる場合。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に規定する集団移転促進事業計画において定められた移転促進区域内にある農地等が当該事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合。</p>
3	担当部局	<p>都市局市街地整備課</p> <p>住宅局総務課民間事業支援調整室</p> <p>住宅局市街地建築課</p> <p>都市局公園緑地・景観課</p> <p>都市局都市安全課</p>
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>①昭和 44 年度 創設 昭和 48、49、50、59、平成 2、3、11、16 年度 拡充</p> <p>②平成 13 年度 創設</p> <p>③平成 16 年度 創設</p> <p>④昭和 44 年度 創設</p>

		<p>⑤昭和 48 年度 創設 平成 6、7 年度 拡充</p> <p>⑥平成 6 年度 創設</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①②都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>③特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>④わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土の保存を図る。</p> <p>⑤都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区を保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。</p> <p>⑥災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①②都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>③密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律において、防災街区整備事業の目的が位置づけられている。</p> <p>④古都保存法において、古都における歴史的風土の保存の目的が位置づけられている。</p> <p>⑤都市緑地法において、都市における緑地の保全の目的が位置づけられている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律において、集団移転促進事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>①②政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>④⑤政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>⑥政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①②社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業等の促進を図る。</p> <p>③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す。</p>

	<p>④古都における歴史的風土を保存するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う歴史的風土特別保存地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。</p> <p>⑤都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。</p> <p>⑥住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の譲渡益について課税の特例を措置することにより、土地所有者の合意を早期に取り付け、当該区域内にある住居の集团的移転の円滑な推進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>①都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>②都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>④買入れは、土地の所有者から府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。</p> <p>⑤買入れは、土地の所有者から都道府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。</p> <p>⑥当事業は、災害が発生した場合などに実施するものであり、あらかじめ成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではないが、東日本大震災の被災地域において、当事業を実施するための集団移転促進事業計画が 180 地区(24 市町村、平成 24 年度末)で策定されたことを踏まえ、これらの事業終了年度までの用地の取得の完了を目標とする。</p> <p>【事業終了年度】 平成 25 年度:31 地区 平成 26 年度:75 地区 平成 27 年度:71 地区 平成 28 年度: 2 地区 平成 30 年度: 1 地区</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①②土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>③防災街区整備事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課</p>
--	---

	<p>税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>④本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に実施されることが歴史的風土の保存に寄与するものである。</p> <p>⑤本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の保全が確実に実施されることにより良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するものである。</p> <p>⑥本措置は、住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより当該土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置により、土地の譲渡が活発化することで、当該区域内における住居の集团的移転の円滑な推進に寄与するものである。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p> <p>①平成 22 年度:75 件 平成 23 年度:107 件 平成 24 年度:17 件</p> <p>②平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件</p> <p>※現在、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。</p> <p>③平成 23 年度 0 件 平成 24 年度 0 件</p> <p>④平成 22 年度 1 件 平成 23 年度 2 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑤平成 22 年度 4 件 平成 23 年度 4 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑥平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:4 件</p> <p>※平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において約 50 件の適用が見込まれている。</p>
	<p>② 減収額</p> <p>①平成 22 年度:562 百万円×0.3=168 百万円 平成 23 年度:593 百万円×0.3=177 百万円 平成 24 年度:276 百万円×0.255=70 百万円 算出根拠:特別控除額×法人税率(30%及び 25.5%)</p> <p>④平成 22 年度:6 百万円×0.4069=2 百万円 平成 23 年度:28 百万円×0.4069=11 百万円 平成 24 年度:60 百万円×0.3801=23 百万円 算出根拠:特別控除額×法人実効税率(40.69%及び 38.01%)</p> <p>⑤平成 22 年度:80 百万円×0.4069=33 百万円</p>

		<p>平成 23 年度: 80 百万円 × 0.4069 = 33 百万円 平成 24 年度: 60 百万円 × 0.3801 = 23 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人実効税率 (40.69% 及び 38.01%)</p> <p>⑥平成 22 年度: 0 円 平成 23 年度: 0 円 平成 24 年度: 22 百万円 × 0.255 = 6 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人税率 (25.5%)</p> <p>※平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において、約 120 百万円の減収額が見込まれている。 470 百万円 × 0.255 = 120 百万円</p>
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0% にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>②平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 25 年度に 41.0% とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>③実績値 5,745ha (平成 23 年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれており、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>④本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に行われた。古都における歴史的風土を保存するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑤本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の円滑な買入れ及び保全が確実に行われた。都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、平成 23 年度から平成 24 年度末までの間に集団移転促進事業計画が策定された地区の数が 180 (24 市町村) となり、集団移転促進に向けた政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>②本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。</p>

		<p>平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0% とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>③密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約 1% 向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成 32 年度までに、おおむね解消 (不燃領域率 40.0% 以上等) することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>④— (買入れは、土地の所有者から府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)</p> <p>⑤— (買入れは、土地の所有者から都道府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)</p> <p>⑥集団移転促進事業計画が 180 地区 (24 市町村、平成 24 年度末) で策定され、東日本大震災の被災地域の集団移転の実施に向けた用地取得に必要な測量・地権者調査が開始されており、すでに平成 24 年度末において 4 件の用地取得が行われている。また、平成 25 年度以降、用地の取得が本格化する見込み (約 50 件) である。</p>
		<p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p> <p>②市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、現在事業中の全国約 150 地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>③本措置は密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>④土地を保有し続けられれば厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる優遇措置を講じることにより買入れを円滑化し、歴史的風土の保存のための府県等による保全を確実に行うことができる。</p> <p>⑤土地を保有し続けられれば厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる特別措置を講じることにより買入れを円滑化し、都市において良好な自然的環境を形成している緑地の都道府県等に</p>

		<p>よる適正な保全を確実に行うことができる。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域にある住居の移転は極めて公共性が高い反面、当該区域内に農地等を有する地権者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が移転を判断する上での重要な要素となっており、平成24年度の減収額は6百万円であったが、他の手段では代替が困難であるため、税収減を是認するような効果が認められるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>①②③用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>④⑤公共性の高い土地の買収を進めるにあたって、これに伴う譲渡者の税負担を軽減するものであり、譲渡者に対し一律に適用することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p> <p>⑥移転促進地域内における農地等の買取りは非常に公共性の高い事業であり、当該農地等の買取りを進めるに当たりその所有者の負担を公平に軽減するためにも、土地の譲渡者に一律に税負担の軽減を適用する租税特別措置によることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①②土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>③防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>④歴史的風土の保存に関しては、各種の補助制度等があるが、土地所有者から府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑤特別緑地保全地区の保全に関しては、保全に対する各種の税制や土地の買入れに対する補助制度があるが、土地所有者から都道府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に関しては、施行者である地方公共団体に対して住宅団地の用地取得費等を補助する制度があるが、本特例措置については、被災地域等の土地の所有者に対して特例措置を講じるものであり、明確な役割分担がなされている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	①②③④⑤⑥-
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		<p>①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区、市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p> <p>③本措置は、創設後10年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>④本措置は、土地の買入れを円滑化し、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全により、歴史的風土の保存に寄与するものである。歴史的風土特別保存地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑤本措置は、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全する特別緑地保全地区について、土地の買入を通じて保全を推進しているところであり、これらは良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与している。特別緑地保全地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑥本租税特別措置を引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 減取額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 51-1～国交 51-8）参照。

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】
 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定している測定指標（防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積及び地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、各種税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税收減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「達成目標に向かって着実に増加」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明しているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①＜政策目的の根拠＞欄への補足説明）
 政策目的とその根拠となる規定は以下のとおり。
 ≪政策目的≫
 密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与すること。
 ≪根拠規定≫
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
 第1条 この法律は、密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）
 要望時（平成9年度）の達成目標は、定性的（密集市街地における効率的かつ円滑な防災街区の整備の促進）なものであったことから、定量的に記載することはできない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については、今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載した。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用件数の過去の実績についての算定根拠は、租特透明化法に基づき把握される情報（措置名：特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）及び各市町村における実態調査により得られた情報を併せたものである。同法に基づき把握される適用実績等に関する情報については、現在、平成23年度しか公表されていないところ。平成22年度及び24年度については、同法に基づき把握される調査結果を用いることができないため、同法に基づき把握される情報及び25年7月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報を併せて活用することで精度を高めている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置については、所期において適用数等の想定を行っていないため、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明することは困難である。
 しかし、密集市街地の性質柄、法人所有の土地・建物が少ないこと等の理由により、適用件数自体は元々少ないことが想定されており、低位で推移しているが、平成24年度の適用実績は過去5年間の平均（2件）に比べ、想定外に僅少な数値ではなく、また、本措置は防災街区の整備のために行う公共施設の整備等の事業の用に供するため特定防災街区整備地区等にある土地等を譲渡した全ての法人に適用されることから、特定の者への偏りがあるものでもない。（参考）平成20～24年度平均2件（20年度：1件、21年度：3件、22年度：1件、23年度：3件、24年度：2件）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績についての特別控除額の算定根拠については、租特透明化法に基づき把握される情報及び平成25年7月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報により特別控除額を把握し、当該特別控除額の数値に法人税率を乗じて減収額を算出した。

23年度以外に租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができない理由は上記④のとおり、要望時（平成9年度）の目標を定量的に示せない理由は上記②で記載したとおりである。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

評価書「8有効性等」「③効果・達成目標の実現状況」「《税収減を是認するような効果の有無》」欄における平成22年度から24年度の減収額については誤記であるため、「①減収額」欄に記載のとおり22年度が1百万円、23年度が9百万円、24年度が2百万円にそれぞれ修正を行う。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人がその有する土地等を、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等の一定の事業の用に供するため、特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等を地方公共団体又は防災街区整備推進機構に譲渡する場合、同一事業年度内の同一暦年中の譲渡について、年1500万円を限度としてその譲渡益を特別控除するものである。	
3	担当部局	都市局都市安全課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 密集市街地における効率的かつ円滑な防災街区の整備の促進。 《政策目的の根拠》 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律において、防災街区整備組合が行う促進地区内防災街区整備計画に適合する事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等の災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減し、地方公共団体等による事業用地の取得を容易にし、防災上危険な市街地の改善を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積を平成28年度末までに13,000haとすることを旨とする。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成32年度末までに概ね解消することを旨とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置に

			より、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度：1 件 平成 23 年度：3 件 平成 24 年度：2 件</p> <p>本措置は、事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており対象者は偏っていない。 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画における密集市街地には個人が所有している木造の老朽家屋が多く、法人所有の土地・建物が少ないこと、また、当該制度を利用した事業は用地の取得に強制力を伴わないものであり、当該土地所有者の任意のタイミングにおいて土地が譲渡されることなどから計画策定から土地買取りまでに時間を要していることもあり、適用数が僅少であったものと思慮される。</p>
		① 減収額	<p>平成 22 年度：2 百万円×0.3 =1 百万円 平成 23 年度：30 百万円×0.3 =9 百万円 平成 24 年度：8 百万円×0.255=2 百万円 算出根拠：特別控除額×法人税率(30%及び 25.5%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され、防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積が増加するなど防災街区の整備の促進が図られており政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積は平成 24 年度末に 8,016ha となり、達成目標に向かって着実に増加している(平成 22 年度末は 6,158ha)。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積については、平成 23 年度末に 5,745ha と減少している(平成 22 年度末は 6,000ha)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され(事業完了 4 地区、事業実施中 5 地区)、平成 22、23 年度の減収額は 1 百万円、平成 24 年度の減収額は 8 百万円であり、本特例措置により円滑な防災街区の整備の促進が図られ、火事や地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能が確保されている。これらの効果は減収額に替えられないため、税収減を是認するような効果があるものとする。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>用地の取得に係る時期や対象者は、あらかじめ予測ができないことから、補助金では予算を適切に手当することは行政の効率性の観点から非効率であり、その他の手段での公平な措置は困難。本措置は、該当土地所有</p>

			者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はなく、本措置を行うことが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって認定中心市街地区域内の再整備と活性化が促進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である」として設定されていないところ、仮に、「当該市街地の再整備と活性化の推進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の先行取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 過去において、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明していないため、本租税特別措置等の税收減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる

次の点検項目についても説明が不足している。

- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置づけ（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 《根拠規定》
 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）において、以下のとおり定められている。
 （目的）
 第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の適用件数、適用額等の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績は、全て個人に対する適用実績（所得税）であり、法人に対する適用実績（法人税）はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の要望時の適用件数見込は年間8件（うち法人4件、個人4件）。これに対し、実績は平成21年度0件、22年度2件、23年度0件、24年度1件となっており、想定外に僅少となっていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本特例措置の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績は、全て個人に対する適用実績（所得税）であり、法人に対する適用実績（法人税）はない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本特例措置の他に各種の補助制度があるが、それらは事業者等に対する優遇措置である。
 一方で本特例措置は、土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講ずるものであり、他の支援措置との役割分担は明確であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 認定中心市街地の区域内にある土地等が地方公共団体又は中心市街地整備推進機構に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から1,500万円を特別控除 (根拠条文) 租特法 § 34 の2、§ 65条の4、§ 68条の75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定基本計画の内容に即して行う公共施設の整備等に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって認定中心市街地区域内の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により中心市街地整備推進機構又は地方公共団体に対する円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の

		達成目標に寄与する。				
8	有効性等	① 適用数等				
		(適用件数 単位:件)				
		年度	平 21	平 22	平 23	平 24
		総件数	0	2	0	1
		うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡件数	0	0	0	0
	うち、地方公共団体に対する譲渡件数	0	2	0	1	
	(適用金額 単位:百万円)					
	年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
	総額	0	20	0	15	
	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡金額	0	0	0	0	
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	0	20	0	15		
② 減収額	(単位:百万円)					
	年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
	総額	0	3	0	2	
	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0	
	うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	0	3	0	2	
減収額の算出は以下の通り行った。						
【1件あたりの譲渡金額が1500万円以上の場合】						
・従前の土地の所有者が個人の場合:1500万円×0.15(税率)×件数						
・従前の土地の所有者が法人の場合:1500万円×0.3(税率)×件数						
【1件あたりの譲渡金額が1500万円未満の場合】						
・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数						
・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数						
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であり、政策目的が実現できているとは言い難い状況にあるが、当措置によって用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による用地取得が円滑に行われるものと考ええる。					

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であるが、本措置により地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化が図られるものと考ええる。
		《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平 21 年度～平 25 年度) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果測定することは困難である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等
		土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。資産の譲渡であることから補助金等他の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特別措置は手段として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担
		土地を譲渡しようとする者に対して、税制特別以外の支援措置は講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性
		地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本租税特別措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「具体的な測定指標はない」として設定されていないところ、仮に、「良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。
 なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - ⑪ 過去3年間において適用実績がない中で、「良好な景観形成が促進されている」としているが、その根拠が明らかではないため、税収減を是認する効果の有無について適切に説明する必要がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、「他の手段になじまない」と説明されているが、当該理由の説明が必要と考えられるため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 評価書8. ①記載の適用数については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観歴史・文化環境整備室にて景観行政団体に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置創設時（平成17年度創設の恒久措置）における想定件数は個人宛て及び法人宛て合わせて譲渡対象8件（平年度あたりの件数）。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 評価書8. ②記載の減収額については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観歴史・文化環境整備室にて景観行政団体に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が所有する土地等を景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項4号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地として、地方公共団体または同条第92条第1項に規定する景観整備機構に譲渡した場合に、譲渡した法人はその1500万円を上限として、譲渡所得から控除することができる。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること ----- 《政策目的の根拠》 景観法(平成十六年六月十八日法律第百十号) 第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の策定を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 良好な景観形成を図るためには、地方公共団体等により景観重要公共施設等が適切に保全・整備されることが重要であることから、景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業に際して土地の譲渡人の負担が確実に軽減され、良好な景観形成に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ) 本措置は景観重要公共施設整備の事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。
		② 減収額	平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は譲渡所得の一定額を控除し当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであり、補助金等の他の手段にはなじまないことから、租税特別措置によることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		良好な景観形成を図るためには、地域の景観重要公共施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
- ② 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（都市再生整備推進法人又は地方公共団体による、都市再生整備計画区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「本措置以外の租税特別措置や補助事業が相まって都市再生整備計画区域の再整備と活性化が促進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である」として設定されていないところ、仮に、「当該市街地の再整備と活性化の推進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。
- なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の先行取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる

次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「土地の円滑な譲渡と都市再生整備計画区域の整備推進に一定の貢献をしている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置づけ（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 《根拠規定》
 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）において、以下のとおり定められている。
 （目的）
 第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の適用件数、適用額等の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績の個人、法人別内訳は別紙のとおりである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置の要望時の適用件数見込は年間3件（うち法人1件、個人2件）。これに対し、実績は平成21年度114件、22年度58件、23年度55件、24年度24件となっており、本措置が有効に活用されているものと考えられる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 上記④のとおり。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本特例措置の他に各種の補助制度があるが、それらは事業者等に対する優遇措置である。一方で本特例措置は、土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講ずるものである。

特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
 （都市再生整備事業計画に記載された事業に必要な土地が地方公共団体又は都市再生整備推進法人に買い取られる場合）

1. 適用件数

【従前の土地の所有者が個人】（単位：件）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総件数	111	50	52	14
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡件数	111	50	52	14

【従前の土地の所有者が法人】（単位：件）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総件数	3	8	3	10
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡件数	3	8	3	10

2. 適用金額

【従前の土地の所有者が個人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	288	348	336	84
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	288	348	336	84

【従前の土地の所有者が法人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	23	99	25	87
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	23	99	25	87

3. 減収金額

【従前の土地の所有者が個人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	43	52	50	13
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	43	52	50	13

【従前の土地の所有者が法人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	7	30	8	26
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	7	30	8	26

減収額の算出は以下の通り行った。

【1件当たりの譲渡金額が1500万円以上の場合】

- ・従前の土地の所有者が個人の場合：1500万円×0.15（税率）×件数
- ・従前の土地の所有者が法人の場合：1500万円×0.3（税率）×件数

【1件当たりの譲渡金額が1500万円未満の場合】

- ・従前の土地の所有者が個人の場合：譲渡金額×0.15（税率）×件数
- ・従前の土地の所有者が法人の場合：譲渡金額×0.3（税率）×件数

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 都市再生整備計画に記載された事業に必要な土地が地方公共団体又は都市再生整備推進法人に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から1,500万円を特別控除 (根拠条文) 租税法 § 34 の2、§ 65条の4、§ 68条の75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による、都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による都市再生整備計画区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業が相まって都市再生整備計画区域の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により都市再生整備推進法人又は地方公共団体による円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の達成目標に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	(適用件数 単位:件)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総件数	114	58	55	24	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡件数	114	58	55	24	
			(適用金額 単位:百万円)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総額	311	448	361	171	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡金額	311	448	361	171	
8	有効性等	② 減収額	(単位:百万円)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総額	50	82	58	39	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	50	82	58	39	
			減収額の算出は以下の通り行った。 【1件あたりの譲渡金額が1500万円以上の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:1500万円×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:1500万円×0.3(税率)×件数 【1件あたりの譲渡金額が1500万円未満の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数					
			③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 20.4~平 25.3) 件数、金額ともに減少傾向にあり、政策目的が十分に実現できているとはいえない状況にあるが、当措置により用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体又は都市再生整備推進法人による用地取得が円滑に行われるものとする。				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 平 20.4～平 25.3) 個人地権者からの土地譲渡が適用件数の大半を占めており、本特例措置が、土地の円滑な譲渡と都市再生整備計画区域の整備推進に一定の貢献をしているものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間: 平 20.4～平 25.3) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果を測定することは困難である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 資産の譲渡であることから補助金等の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。</p> <p>土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き存続する
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標の達成状況が説明されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域における歴史的風致の維持及び向上）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

- 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「具体的な測定指標はない」として設定されていないところ、仮に、「地域における歴史的風致の維持及び向上」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 本特例措置創設時（平成20年創設の恒久措置）における目標は、「我が国の貴重な歴史資産と周囲の歴史的環境を一体として保全・整備し、歴史、文化等を活かしたまちづくりを推進する」とされており、具体的な数値目標は設定されていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 評価書8.①記載の適用数については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境室にて認定都市に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 評価書8.②記載の減収額については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境室にて認定都市に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するため、認定重点区域内の土地等(棚卸資産を除く。)を地方公共団体または歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合に、法人にあっては年 1,500 万円を限度としてその譲渡所得から控除することができる。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 歴史的風致維持向上支援法人等による、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するための用地等の取得を促進することにより、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図る。 《政策目的の根拠》 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年五月二十三日法律第四十号)第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における歴史的風致の維持及び向上 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。

8	有効性等	① 適用数等 平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ) 本措置は認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。
		② 減収額 平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 全国で 35 の地方公共団体が歴史的風致維持向上計画の認定を受け、当該計画に基づく取組を進めており、また、今後も歴史的風致維持向上計画の認定市町村数の増加が見込まれることから、本特例措置適用による地域における歴史的風致の維持及び向上が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~24 年度) 本制度が創設されて5年が経過しているものの、歴史的風致の維持向上を図るために必要な公共施設又は公用施設の整備は短期間でできるものではないため、現時点での効果は確認できない。 しかし、歴史的風致維持向上計画の認定都市数は着実に増加しており(平成 22 年度:22 都市認定から平成 24 年度:35 都市認定に増加)、今後も、認定都市は増加する見込みであるため、それに伴い、公共施設又は公用施設の整備も期待されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図るため、認定歴史的風致の維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に協力する土地所有者等に対し、譲渡所得の一定額を控除し、当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段には馴染まない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。

【国交51-5】

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	
11	評価結果の反映の方向 性	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地のように供する土地として適しているものの適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買取りは、土地の所有者から市町村長に対して買取りを申し出た場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組を進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」として設定されていないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。

仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等は、各年度実績なしと把握されているが、本租税特別措置等が適用される地方公共団体等による買取件数及び金額の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、適用数等及び減収額の説明が不足している。

[過去の実績]

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 7① 《政策目的の根拠》については以下のとおりである。
 生産緑地法（昭和49年法律第68号）
 第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、
 農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する、生産緑地法第6条第1項に規定する生産緑地地区内の土地について、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障で国土交通省令第4条に定めるものを有するに至ったときに市町村長に対して買い取りを申し出た場合に、地方公共団体及び土地開発公社その他政令第2条で定める法人（以下、「地方公共団体等」という。）が買取る場合に、一千五百万円を限度として、当該法人が土地の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
3	担当部局	都市局公園緑地・景觀課、住宅局総務課民間事業支援調整室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年 拡充
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資する。 《政策目的の根拠》 生産緑地法において、生産緑地地区を定める目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市街化区域内にある農地等で、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものの適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 買い取りは、土地の所有者から市町村長に対して買い取りを申し出た場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが円滑に実施され、行為制限等に対する土地所有者への代償及び地方公共団体等による生産緑地地区の適正な保全が行われることにより、良好な都市環境の形成に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 平成22年度：0件 平成23年度：0件 平成24年度：0件

			(都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ)
		② 減収額	平成 22 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 23 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 24 年度：0 百万円×38.01%=0 百万円 算出根拠： 特別控除額（都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ）×法人税率（40.69%及び38.01%）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 三大都市圏の特定市を中心に全国で約 1.4 万 ha の生産緑地が指定されているところであり、買い取り申出件数は、1,855 件（平成 24 年度実績）にのぼっている。今後も農業従事者の高齢化等を要因とする買い取り申出件数の増加が見込まれるところであり、本特例措置適用により公共用地の確保が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 本特例措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 法人の農地所有割合は 1.3%（平成 22 年度、全国）と個人所有と比較して極端に少ないこと、また道路・公園等の公共事業による買収の場合は別の特例措置が適用となることなどから、過去 3 年度にける効果は確認できない。しかしながら、農業従事者の高齢化等により生産緑地の買い取り申出件数は増加してきており、今後も増加していくことが予想されることから、それにとまない公共施設等の用地として買収されることが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、生産緑地の買い取り申し出に基づく公共の用に供する土地の買収の円滑な実施を図るため、生産緑地の所有者に対し、譲渡所得の一定額を控除し、公共施設等の整備に要する事業の推進に寄与する。当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段にはなじまない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	生産緑地の保全に関しては、保全に対する各種の税制の特例措置があるが、土地所有者から地方公共団体等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		
			生産緑地の買い取りの申し出に的確に対応し、生産緑地を活用した公共施設の用に供する土地の確保の推進を図る必要がある。買い取り申し出と公共施設用地取得のタイミングが合致するケースは多くはないものの、今後も継続していくことによって施策の有効性の把握に努めるものとする。

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域地区等の定められた区域等の譲渡）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのか不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量、都市機能更新率）の具体的内容を説明する必要がある、また、当該指標は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離して

いる場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、過去 3 年間において適用実績が確認されておらず、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域地区等の定められた区域等の譲渡) (国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が有する市街地再開発促進区域等内の土地等が地方公共団体等に買取られる場合又は中心市街地活性化法等に規定する土地区画整理事業等において公益的施設等の用地とするための保留地を設けるために土地等を譲渡する場合には、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法及び土地区画整理法において、当該事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 市街地再開発促進区域等は、市街地再開発事業等の推進のために都市計画に定めるものであるが、当該区域内における建築は許可制となっており、事業の推進に支障がある場合には許可に代え土地等を買取ることとしている。 本措置は、従前地権者の権利保護を実現することで、当該買取り制度を実現しているものであり、現在事業中の地区及び今後事業化が予定され</p>

			ている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については多数の事業が予定されており、今後の適用が見込まれる。 本措置は、市街地再開発促進区域等にある土地が地方公共団体等に買い取られる場合に幅広く利用されるものであり、該当する従前地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年) 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置が適用される従前土地の買い取りは、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方、市街地再開発促進区域内等にある従前土地の買い取りは、事業の推進という公共の福祉の実現のため、個人の所有する資産について半強制的に実施されるものである。本措置は、当該買い取りの対価に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区、市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（換地困難な場合の土地等の譲渡）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）の具体的内容を説明する必要がある、また、当該指標は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づ

き把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、過去 3 年間に於いて適用実績が確認されておらず、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(換地困難な場合の土地等の譲渡) (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地区画整理法による一定の土地区画整理事業が施行された場合、建物等が建築基準法に規定する一定の建物等に該当し、換地を定めることが困難であることにつき清算金を取得する場合、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に</p>

8	有効性等	① 適用数等	寄与するものである。 過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に14,700haとすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の適用となる清算金の交付は、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共施設等の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、当該事業の結果として従前の土地利用を実現することが困難として清算金が交付されることがあるが、これは公共の福祉の実現のため、従前地権者の資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 「環境基準を超過した戸数」で実現状況が説明されているが（＜点検結果表の別紙＞③参照）、当該基準を測定指標に用いることを前提とした目標水準及び達成時期を示すことが求められる。

また、当該基準は、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果について説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 分析対象期間において、適用実績がないことを把握している。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「住宅宅地造成事業等のために土地等が譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準の達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等の対策を必要に応じて講ずるものであり、本措置のみをあらかじめ想定することは困難である。なお、沿道地区計画の区域において、沿道整備用地を取得する場合、土地を譲渡する者を限定しておらず全ての法人、個人が対象となるため、対象者が偏ることはない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 分析対象期間において、適用実績がないことを把握している。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「住宅宅地造成事業等のために土地等が譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、沿道地区計画の区域内において沿道整備用地を取得する際、土地所有者に対して、譲渡所得の一定額を控除し、当該土地所有者の税制上の負担を軽くするものであり、補助金等の他の手段にはなじまないことから、本措置によることが適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 なお、土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人がその有する土地等を、沿道整備道路の沿道整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成又は建築物の整備に関する一定の事業の用に供するために地方公共団体又は一定の沿道整備推進機構に譲渡した場合には、年 1500 万円を限度としてその譲渡取得を特別控除するものである。
3	担当部局	道路局環境安全課道路環境調査室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 8 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十四号) 第一条 この法律は、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道整備道路の指定、沿道地区計画の決定等に関し必要な事項を定めるとともに、沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標5 快適な道路環境等を創造する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 道路交通騒音により生ずる障害の防止及び幹線道路の沿道にふさわしい土地利用、都市環境整備の実現 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、緩衝建築物の建築促進、地方公共団体又は沿道整備推進機構の用地取得の円滑化、沿道整備権利移転等促進計画に基づく円滑な権利移転等を促進する必要がある、本特例措置の適用により、土地所有者の税の負担が軽減さ

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		② 減収額	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されていることから、引き続き沿道環境の整備を推進するため、本特例措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用により、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成を図るためには、引き続き、用地の円滑な取得を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等を譲渡した場合等のように、その事業内容からみて土地等の買い取りを促進する必要があると認められる事業のための土地等の譲渡益について、特別控除を認めることは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本租税特別措置を引き続き継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金参入の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条に規定する「機構等は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるものの退職金の支払に係る資金の確保を図るため、機構にあっては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、特定事業主と退職金支払確保契約を締結」し、事業者は退職金の支払に必要な資金を掛金として機構に納付し、機構は、雇用者の離職時に事業者の請求に応じて事業者に給付するものであり、この掛金は、租税特別措置法第66条の11第1項第3号に規定する「機構が行う本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第15条第1項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金」であり、事業者は損金に算入することができる。
- 本州四国連絡橋の建設は、地域の自立等を強化し、道路ネットワークの形成に資することとなるが、一方、旅客船事業者は、その公共性から架橋時まで運行を継続する制約を負っており、架橋前に計画的、段階的に事業の廃止等を行うことが困難であるため、一時期に大量の離職者及び多額の退職金の支払を行わざるを得ない状況となるため、計画的に退職金の支払に必要な資金を積み立てる必要があることから、旅客船事業者に対し特別な措置を講ずることにより影響の軽減を図ることが必要である。
- なお、個人が機構と契約した掛金は、租税特別措置法第28条第1項第3号に規定する「機構が行う本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第15条第1項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金」であり、個人は必要経費に算入することができることとなっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条に基づく契約実績（減収額は、掛金総額に対する概算額）

	契約期間	掛金総額	人数	社数	減収額
・因島大橋関連	S56～S60	357百万円	118人	9社	86百万円
・大鳴門橋関連	S57～H元	1,317百万円	154人	3社	316百万円
・伯方・大島大橋関連	S59～S62	528百万円	112人	3社	127百万円
・瀬戸大橋関連	S59～H3	5,081百万円	977人	12社	1,219百万円
・生口橋関連	S63～H5	157百万円	88人	4社	38百万円
・明石大橋関連	H6～H13	4,472百万円	685人	8社	1,073百万円
・来島大橋等関連	H7～H13	1,740百万円	265人	8社	418百万円

国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。
- なお、平成13年度までの減収額の概算額は、3,276百万円である。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。
- また、これまでに事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきており、税制上の特例の効果があった。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
- 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルート completionにより、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等

【国交53】

に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。

また、これまでに事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきており、税制上の特例の効果があった。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

旅客船事業者は、その公共性から架橋時まで運行を継続する制約を負っており、架橋前に計画的、段階的に事業の廃止等を行うことが困難であるため、一時期に大量の離職者及び多額の退職金の支払を行わざるを得ない状況となるため、計画的に退職金の支払に必要な資金を積み立てる必要がある。

退職金の積立方法には、何種類かあるので比較をしてみる。

1) 退職給付引当金（平成14年度廃止）

退職給付引当金勘定に積み立てられた掛金のうち、退職金の一部が損金として非課税になるが、それ以外は課税対象となりなじまない。

2) 退職金準備積立金（社内）

その全てが課税対象となりなじまない。

3) 確定給付企業年金及び確定拠出年金

全て損金となるが、毎月一定の掛金で支給要件が60歳からとなっているため、数年で廃業する旅客船事業者への退職金の支払にはなじまない。

4) 中小企業退職金共済制度

全て損金となるが、毎月最大3万円までの掛金で積み立てるため、数年で廃業する旅客船事業者への退職金の支払にはなじまない。

本州四国連絡橋の建設を伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条で積み立てた掛金は、租税特別措置法第66条の11第1項の特定でその全てが損金に算入することが可能であり、また、掛金の上限もなく、旅客船事業者から請求があれば、機構は随時給付することが可能であるため、どの制度と比較しても本制度が旅客船事業者にとって必要かつ適切であり、円滑な旅客船対策に寄与するものと思われる。

さらに、この納付すべき額を補助金等で給付した場合、事業者が納付した金額の課税部分について法人税の納付（立替え）が必要となることや、事業者が納付した法人税相当額の請求等を行うこととなるため、事業者の事務が煩雑化することにより、当該措置の有効な活用に支障を来す恐れがある。

また、本優遇措置は、旅客船対策の一環として、交付金の交付等と合わせて本四特措法に規定しているものであり、本法で規定されていない補助金等で対応することになれば、旅客船対策以外の類似事例で補助金を求められるなどの弊害発生が予想される。

したがって、租税特別措置により手当ですることがより適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

交付金は、事業者が通常支払うべき退職金以上に退職金を支払う場合、事業者は実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けた場合、交付金を退職金の差額に充当することができることから、本件特例が通常支払うべき退職金であることとの役割分担はなされている（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第10条～第12条）。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」第15条の規定による退職金支払確保契約に係る掛金は損金に算入することができる。
3	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年創設 平成16年改正
6	適用期間	恒久税制
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る資金の確保。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第28条第1項(個人)、第66条の11第1項(法人) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標22 国際・競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金の納付を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いのための掛金の納付金額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主において、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金が納付されることにより、特定事業主は計画的かつ円滑に退職金の支払資金を準備することができ、離職者対策等の円滑な実施に寄与。
8	有効性等	① 適用数等 ○掛金(累計):13,652百万円 ○対象人数:2,399人 ○対象会社数:47社
		② 減収額 平成22年度実績 0百万円 平成23年度実績 0百万円 平成24年度実績 0百万円

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 現在の本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るための再編基本方針に対する対応は、完了している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度) 過去3ヶ年における本措置の適用は無い。 平成22年度実績 0件 平成23年度実績 0件 平成24年度実績 0件</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~24年度) 対象期間においては、本措置の適用はなく、減収は発生していないが、これまで本措置を含む旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される当該措置を含めた各種対策と合わせ、旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について、実施計画を作成し、大臣の認定を受けた場合については、交付金交付を受けることができる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収容等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①～③について
 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、各種の税制や補助制度による影響等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 23 年度及び 24 年度においては適用実績なしと把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される法人の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等について著しく危険な密集市街地の面積について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す）の実現状況について、「密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約 1%向上・・・政策効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容④について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ I－(2)－⑤記載の課題と同じ。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ④⑦ I－(3)－④及び⑦記載の課題と同じ。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①～③について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。
 - ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置は平成16年に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成32年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）の目標を達成する必要がある。
 - ③ 達成目標及び測定指標の設定（<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

防災街区整備事業は、おおむね、(1)事業の都市計画決定、(2)組合の設立・事業計画の認可、(3)権利変換計画の決定、(4)権利変換の処分、(5)土地の明渡し・工事の施行、(6)工事の完了・精算、(7)組合の解散というプロセスにより実施され、これらのプロセスが全て完了することで、密集市街地の解消という政策目的が実現される。これを踏まえると、本措置の測定指標については、個別税制の適用実績等により設定することは適当ではなく、防災街区整備事業の実施による密集市街地の面積の解消とすることが適当である。
- II 評価書記載の租税特別措置等の内容④について
- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

本措置は、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）を円滑に実施し、同法第1条に規定される国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを実現するために、優先度が高いものとして位置付けられる。
 - ③ 達成目標及び測定指標の設定（<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

本措置は、課税の公平性を図り、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）を円滑に行い、同法第1条に規定される国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを実現するために必要な措置であり、適時に適用されるものであるため、測定指標を設けることになじまない。

【国交54】

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本措置は、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）に係る補償について、課税の公平性を図ることを目的としており、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)</p> <p>① やむを得ない事情により防災街区整備事業の権利変換を希望しない場合の補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換における過小床不交付に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>③ 防災街区整備事業の権利変換において新たな権利に変換されない権利に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項6号の2)</p> <p>④ 集団規定に適合しない建築物に対する是正措置に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項8号)</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>① 防災街区整備事業の施行地区内の宅地の所有者等の従前権利者が、やむを得ない事情により、権利変換を希望せずに出転する場合の「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(密集法)第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換を受けた結果、従前権利者の床面積が過小となった場合の密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>③ 従前資産に関して有する権利のうち、防災街区整備事業の権利変換により新たな権利に変換しないものに係る密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>④ 建築基準法の集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置に係る補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該措置のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p>
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①～③:平成16年創設 ④:昭和41年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・①～③について 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災</p>

		<p>街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>・④について 公益上著しく支障のある建築物に対する措置を講じること等により、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・①～③について 密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p> <p>・④について 建築基準法第1条、第11条(建築基準法第3章の規定に適合しない建築物に対する措置)</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>・①～③について 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 67 地震時に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>・④について 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・①～③について 地震時に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 ※ 最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等に於いて同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標(不燃領域率40%未満等)に加え、地震時における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p> <p>・④について 建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減することで、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・①～③について 地震時に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・①～③について 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>・④について 個人の所有する資産について公共のため又は社会福祉のため必要がある場合には、土地収用法その他の法令の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買収されることがある。これらの規定と同様の趣旨で、建築基準法第11条は、集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置(当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止、使用制限)を定めるとともに、このような強制的な措置に係る補償についても義務付けているところである。</p> <p>この補償金については、所得の金額の計算上、益金算入されることとなるが、このような強制的な措置に伴い生じた所得の額に課税することは、その譲渡が個人の自由な意思に反するものであることから、税制上の特例措置を講じる必要があり、これに伴う補償に係る譲渡益に対する課税のあり方は、従前所有者等にとっては極めて重要な要素であるため、本特例により、税制措置の円滑な実施が図ることが可能となる。</p>
--	---------------------	--

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績】</p> <p>①～④について、平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けない法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】</p> <p>・①～③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区（平成25年4月1日時点） ・同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 <p>※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済（事業中を含む）6地区における法人数と同じ割合にて算出</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p>
		② 減収額	①～④について、平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>実績値 5,745ha（平成23年度）</p> <p>住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消（不燃領域率40.0%以上等）することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>・④について</p> <p>本措置は、建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減するものであり、これにより所有者等の協力が得られやすくなり、処分の円滑化に資することとなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際等に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者等に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・①～③について</p> <p>防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	<p>・①～③について</p> <p>本措置は、創設後10年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>・④について</p> <p>本措置は、課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用することで、その所有者等の負担を軽減し、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る必要があることから、当該措置の継続は必要であると考えられる。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 55-1～国交 55-2）参照。

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がいまだ達成されていないとしているが、「(1) 最低居住面積水準未達率」、「(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」及び「(3) 新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」については所期の目標が達成されていない原因の分析がなされておらず、更に「(4) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」については租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因分析及び理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、老朽化マンションの建替え等の転出者等の譲渡所得に係る特例措置、老朽化マンションの建替え等の施行者である組合の事業施行に係る特例措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑩ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

直近の要望は創設時の平成14年度。要望を行った際には達成目標が定められていないものの過去の政策評価の業務測定及びその他のマンション政策税制要望の達成目標の設定から下記を当該特例の所期の目標及び達成状況とする。

(1) 最低居住面積水準未達率

4.6% (H15) → おおむね0% (H22 ※後に目標達成年度をH27に延長)

[達成状況] 4.3% (H20)

(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏）

①42%、②37% (H15) → ①50%、②45% (H22 ※後に目標達成年度をH27に延長)

[達成状況] ①40%、②35% (H20)

(3) 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75% (H15) → 90% (H27)

[達成状況] 79% (H20)

(4) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

10% (H15) → 25% (H27)

[達成状況] 16% (H20)

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から24年までの実績値はない。(1)～(3)については、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。原因分析や課題の特定に当たっては平成24年度政策チェックアップ評価書内において、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要があるものとしている。(4)については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することができないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

権利変換に伴う譲渡所得が生じないことや、対象法人が現行の事業用資産の買替特例を選択する場合も想定され得ることから、当該対象3か年度において適用がないことは想定外に僅少ではない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することができないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額については、過去3か年度におけるその適用実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する政令で定める資産について、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の権利変換により施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の権利変換手続きにおいて施行再建マンションの資産を取得し、施行マンションの資産を譲渡した場合の譲渡所得に係る法人税を圧縮記帳で損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 国土交通省政策評価基本計画 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平 20)→95%(平 32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平 20)→28%(平 32) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の老朽化マンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づく建替事業の円滑化を図ることは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。
		①: 適用数等 【過去の適用実績】 平成22～24年度 適用なし ※当該期間においては、権利変換を受ける区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、対象法人について権利変換による所得が生じなかったことによる。 【将来推計】 ・法に基づくマンション建替事業の権利変換を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において本特例の適用を受ける法人数の推計7法人 ※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可法人数の割合から算出。
	減収額	平成22～24年度 減収なし 本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業認可件数 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は法人区分所有者が権利変換で施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなすものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>資産の取得に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は法人の区分所有者が権利変換に伴い資産を取得した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置等を引き続き維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 ・防災街区整備事業における権利変換に伴い取得した場合の課税の特例（租特法第65条第1項5号）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、各種税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑩ 減収額と効果に対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「密集市街地の区域内

で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成23年度以降0件であるため租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置は平成 16 年に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成 18 年 9 月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた 8,000ha についてはおおむね半減（平成 22 年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を 32 年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成 23 年 3 月閣議決定）の目標を達成する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義) ・防災街区整備事業における権利変換に伴い取得した場合の課税の特例(租税法第65条第1項5号)
2	租税特別措置等の内容	防災街区整備事業の施行に伴い、権利変換により取得した資産について、当該資産取得価額から権利変換により譲渡した資産の価額を控除した額について課税の繰り延べを認める。
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>「住生活基本計画(全国計画)(平成 23 年3月 15 日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成 23 年 12 月 27 日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p>
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》

	及び測定指標	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【過去の適用実績】 平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けた法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】 ・防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区(平成25年4月1日時点) ・同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 ※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済(事業中を含む)6地区における法人数と同じ割合にて算出</p>
	② 減収額	平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消(不燃領域率40.0%以上等)することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するのであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は、創設後10年を経過したところ、防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要がある、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がまだ達成されていないとしているが（＜点検結果表の別紙＞②参照）、「（１）最低居住面積水準未達率」、「（２）子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」及び「（３）新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」については所期の目標が達成されていない原因の分析がなされておらず、更に「（４）共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」については租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因分析及び理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」及び「共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」）は、老朽化マンションの建替え等の転出者等の譲渡所得に係る特例措置、老朽化マンションの建替え等の施行者である組合の事業施行に係る特例措置等、他の政策手段の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（「大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る」及び「住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る」）の実現状況について、把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

直近の要望は創設時の平成14年度。要望を行った際には達成目標が定められていないものの過去の政策評価の業務測定及びその他のマンション政策税制要望の達成目標の設定から下記を当該特例の所期の目標及び達成状況とする。

(1) 最低居住面積水準未達率

4.6% (H15) → おおむね0% (H22 ※後に目標達成年度をH27に延長)

[達成状況] 4.3% (H20)

(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

①42%、②37% (H15) → ①50%、②45% (H22 ※後に目標達成年度をH22に延長)

[達成状況] ①40%、②35% (H20)

(3) 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75% (H15) → 90% (H27)

[達成状況] 79% (H20)

(4) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 10% (H15) → 25% (H27)

[達成状況] 16% (H20)

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から24年の実績値はない。(1)～(3)については、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。原因分析や課題の特定に当たっては平成24年度政策チェックアップ評価書内において、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要があるものとしている。(4)については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することが出来ないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

権利変換に伴う譲渡所得が生じないことや、対象法人が現行の事業用資産の買替特例を選択する場合も想定され得ることから、当該対象3か年度において適用がないことは想定外に僅少ではない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することが出来ないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

減収額については、過去3か年度におけるその適用実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合で、譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が、譲渡した土地等帳簿価額等の価額を超えるときは、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入する。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合の譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20)→95%(平32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20)→28%(平32) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の老朽化マンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づく建替事業の円滑化を図ることは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとの政策目的の達成に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>【過去の適用実績】 平成22～24年度 適用なし ※当該期間においては、権利変換を受けずに転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、やむを得ない事情に該当し補償金を受ける法人が存しなかったことによる。</p> <p>【将来推計】 ・法に基づくマンション建替事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において権利変換をせずに補償金を受け転出する法人数の推計14法人。 ※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。</p>
	減収額	<p>平成22～24年度 減収なし 本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業</p>

			<p>認可件数 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～24年度) 耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。 老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。 本特例措置は法人区分所有者が売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合、譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損金算入するものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。 資産の譲渡に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。 本特例措置は法人の区分所有者が資産譲渡した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本租税特別措置等を引き続き維持する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって土地等の円滑な取得が図られたと説明されているが、鉄道事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置を講ずることにより、円滑な鉄道事業用地の取得を進めることが不可欠である。

「第3次社会資本整備重点計画」（抜粋）

重点目標2 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する

2-1 世界的な競争に打ち勝てる大都市や国際拠点空港・港湾の機能拡充・強化とアクセス性の向上や、官民連携による海外プロジェクトの推進

(1) 国際競争力の基盤整備

- ①都市機能の高度化及び都市交通ネットワーク整備
- ②国際交流拠点の機能拡充・強化

2-2 それぞれの地域が持つ魅力や強みを引き出すことによる地域の活力の維持・向上

(2) 基幹となる交通・物流ネットワークの整備

重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

3-1 持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開

(1) 都市における暮らしの低炭素化

3-2 少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換

(1) 都市機能の集約化・街なか居住の推進、地域内の移動円滑化

「国土交通省重点政策」（抜粋）

II. 分野別施策

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○国際競争力強化のための基盤・環境整備

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○公共交通の充実

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置により、鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるという所期の目標が達成されている。今後も、鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めていくためには、本租税特別措置が必要不可欠である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- ・ 本租税特別措置の適用件数及び適用額の過去の実績は、事業施行者に対し、平成22年度～24年度に土地収用法（昭和26年法律第219号）上の認定を受けた事業に関する地権者数、補償金の額を聞き取り調査し、これに基づき記載したものである。適用件数には地権者数を、適用額には補償金の額をそれぞれ記載している。
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づく実態調査では、鉄道事業用地の収用に係るもの以外のものも含まれており、内訳が分からないため、独自の調査を実施した。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用数は、鉄道事業用地として確保する必要がある土地の地権者数であり、所期の想定と比較して、想定外に僅少とはなっていない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- ・ 圧縮限度額として用いた補償金の額は、適用額と同じである。したがって、

平成22年度	1,164百万円
平成23年度	498百万円
平成24年度	58百万円

である。

- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づく実態調査では、鉄道事業用地の収用に係るもの以外のものも含まれており、内訳が分からないため、独自の調査を実施した。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成22年度に349百万円、23年度に149百万円、24年度に16百万円の減収額がそれぞれ発生しているが、この減収額は、平成22年度～24年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、起業者が土地所有者に対して支払った補償金の額を圧縮限度額と想定し、圧縮限度額×税率30%（平成24年度については税率28.05%）の減収があったものとして算出している。一方で、鉄道事業用地の収用は、鉄道の新線建設等といったインフラ整備を目的とするものであり、定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。当該事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用され、法人が補償金を取得し、その補償金により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	鉄道局 総務課 企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 【過去の適用実績(国土交通省調べ(推計))】 平成 22 年度 24 件 1,164 百万円 平成 23 年度 24 件 498 百万円 平成 24 年度 8 件 58 百万円 (推計方法) 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化により効率的な事業を推進するという政策目的における租税特別措置の効果を分析するためには、当該土地等に係る適用額を把握することが適切であること、また、本租税特別措置は対象が広範囲に及んでいることから、対象を平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業に限定して独自の調査を実施し、件数及び適用額を記載している。

2	減収額	【減収額(国土交通省調べ(推計))】 平成 22 年度 349 百万円 平成 23 年度 149 百万円 平成 24 年度 16 百万円 (推計方法) 平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、起業者が土地所有者に対して支払った補償金の額を圧縮限度額と想定し、圧縮限度額×税率 30%(平成 24 年度については税率 28.05%)の減収があったものとして算出している。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、平成 24 年度末において 95,105 ㎡(国土交通省調べ)の土地が鉄道事業用地として確保された。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 本租税特別措置が適用されることにより、鉄道事業の用に供する土地等の円滑な取得が図られ、効率的な事業の推進に寄与した。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 本租税特別措置によって、事業施行者による鉄道事業用地の収用が円滑に行われることになるため、効率的な事業の実施が可能になるとともに、鉄道整備の効果的な推進が図られることから、本租税特別措置による収収減を是認する効果の有るものである。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本租税特別措置は、事業施行者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
9	相当性	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。
		10 有識者の見解
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中部国際空港整備準備金	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の達成目標（中部国際空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中部会社の貸借対照表の改善状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中部国際空港整備準備金制度は、資産（空港用地等）の取得に要した借入金膨大であり、支払利子負担が大きく、中部国際空港株式会社の財務体質の健全化を図るため、土地の取得価額を基礎として、準備金の積立てを認めることにより法人税の課税を猶予するものである。

本措置は、所期の目標と現行の目標（中部国際空港株式会社の財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）が同じであり、繰越欠損金が解消され次第適用が見込まれるものであることから、引き続き本措置を実施する合理性がある。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

政府保証債、政府出資金の国の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。

一方、本措置は、多額の債務の早期かつ確実な返済を期すための支援をするものであるため、役割分担はなされている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中部国際空港整備準備金(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、空港用地の取得価額の10%相当額と、累積限度基準額から当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を控除した金額とのいずれか低い金額(当期の所得の3分の2相当額を限度)を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当当局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設
6	適用期間	平成25年4月1日から政府が保証契約をしている債務の返済の完了が予定されている平成47年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中部国際空港は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港の一つであり、航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。 ・空港法(昭和31年法律第80号) 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。 第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。 三 中部国際空港 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第一項の規定による指定があったときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。 ・空港の設置及び管理に関する基本方針(平成20年国土交通省告示第1504号) 第三 空港の運営に関する基本的な事項 7 空港会社の運営のあり方 空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替不可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を発揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、その自主性を最大限尊重した経営環境・体制

		<p>整備を講じることとする。</p> <p>空港会社は、自らの運営する国際拠点空港の公共的な役割を十分認識し、(中略)、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の国際航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化に貢献すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、国は、空港会社に対して、(中略)、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。</p> <p>・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)</p> <p>中部国際空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。</p> <p>中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中部国際空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中部会社の貸借対照表の改善状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講ずることにより、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績: なし ・将来推計: 中部会社の繰越欠損金が解消され次第、適用が見込まれる。 <p>② 減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績: なし ・将来推計: 中部会社の繰越欠損金が解消され次第、減収が見込まれる。 <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、政策目的は、より一層推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、空港建設費用の相当部分を占める土地の造成費用を準備金の積立対象にすることにより、他の減価償却資産と同様に費用化するのと同等の効果が与えられることとなるため、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部国際空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等による資金調達の際の信用力の補完等により空港の整備・運営を支援することと、本措置以外の税制上の特例措置が相まって政策目的を達成する。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、航空ネットワークの強化や国際競争力の強化が促進されるものであるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値が不明なため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態に関し、算定に用いた数値を明らかし、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
空港法（昭和31年法律第80号）
第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は昭和42年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るため、必要なものである。これまで、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぐことにより、空港周辺の地域の住民等の理解と協力を得、空港の事業の円滑な実施を図ることができ、本措置の存在意義は果たしてきたところである。
また、今後も、収用を余儀なくされた土地所有者について収用に伴う資産の目減りを防ぎ、以後の理解と協力を得るために、措置する必要があるものである。以上のことから、本租税特別措置は、今後も存続させる必要があると考えている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置は、空港用地内の土地所有者の意思に基づいて適用されるものであり、その適用数は毎年変動するものであるが、これまで毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は空港用地内の土地所有者が対象となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、便宜上買取証明書の契約額に法人税率（30%）を乗じた額を算定。

また、租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

そのため、適用数の把握に租特透明化法に基づき把握される情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るものである。空港の事業の円滑な実施に当たっては、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、本租税特別措置の存在自体に意義があるため、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、効果・達成目標の実現状況を記載することになじまない。しかし、本租税特別措置の存在によって、これまで空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図ることができており、このような状況に鑑みれば、平成22年度0百万円、23年度2百万円、24年度2百万円という減収額は是認するに足りるものであると考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買取等がなされ、補償金等を取得し、その補償金等により収用により譲渡した資産と同種の資産(代替資産)の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 42 年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 16 件 平成 23 年度 : 6 件 平成 24 年度 : 8 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 0 百万円 平成 23 年度 : 2 百万円 平成 24 年度 : 2 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 30 件の土地の買入れを実施。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置はない。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値が不明なため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態に関し、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
空港法（昭和31年法律第80号）
第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は昭和42年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、取用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
本措置は、空港という公共施設を設置するために取用を余儀なくされた土地所有者について、取用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るため、必要なものである。これまで、空港という公共施設を設置するために取用を余儀なくされた土地所有者について、取用に伴う資産の目減りを防ぐことにより、空港周辺の地域の住民等の理解と協力を得、空港の事業の円滑な実施を図ることができ、本措置の存在意義は果たしてきたところである。
また、今後も、取用を余儀なくされた土地所有者について取用に伴う資産の目減りを防ぎ、以後の理解と協力を得るために、措置する必要があるものである。以上のことから、本租税特別措置は、今後も存続させる必要があると考えている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置は、空港用地内の土地所有者の意思に基づいて適用されるものであり、その適用数は毎年変動するものであるが、これまで毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港用地内の土地所有者が対象となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、便宜上買取証明書の契約額に法人税率（30%）を乗じた額を算定。

また、租税透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租税透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

そのため、適用数の把握に租税透明化法に基づき把握される情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、空港という公共施設を設置するために取用を余儀なくされた土地所有者について、取用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るものである。空港の事業の円滑な実施に当たっては、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、本租税特別措置の存在自体に意義があるため、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、取用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、効果・達成目標の実現状況を記載することになじまない。しかし、本租税特別措置の存在によって、これまで空港という公共施設を設置するために取用を余儀なくされた土地所有者について、取用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図ることができており、このような状況に鑑みれば、平成22年度0百万円、23年度2百万円、24年度2百万円という減収額は是認するに足りるものであると考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (国税) (法人税: 義、所得税: 外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に取り等りの申し出があった日から6か月以内に行われているなど一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特別措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和42年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成22年度 : 16件 平成23年度 : 6件 平成24年度 : 8件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成22年度 : 0百万円 平成23年度 : 2百万円 平成24年度 : 2百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成22年度から平成24年度において、成田国際空港で30件の土地の買入れを実施。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない ※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地の買取り促進」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買取りが可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「土地の買入れの実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、土地の買入れの促進のために非常に効果的」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、試算及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置の効果・達成目標（特定飛行場及び成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
 空港法（昭和31年法律第80号）
 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 本措置は、昭和44年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
 そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺の移転・買取措置対象者となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する土地等が、国・地方公共団体等が行う特定土地区画整理事業等以下のために買い取られる場合、2,000万円を限度として、当該個人または法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる等の特別措置である。 ○航空法第49条第4項の規定により買い取られる場合。 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下、「騒防法」という）第9条第1項に規定する第2種区域内にある土地等が、第9条第2項の規定により買い取られる場合。 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下、「特騒法」という）第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等が、第8条第1項の規定により買い取られる場合。	
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課・首都圏空港課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・航空法第49条第4項:昭和44年より適用 ・騒防法第9条第2項:昭和47年より適用 ・特騒法第8条第1項:昭和53年より適用	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・空港内及び空港周辺において、建造物、植物その他の物件の高さは制限されており、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去を進めることにより、航空機の離着陸及び飛行の安全を確保する。 ・成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域（航空機騒音障害防止特別地区）における土地の買取りを促進する。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 空港周辺において、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去と騒防法に規定される「第2種区域」及び特騒法に規定される「航空機騒音障害防止特別地区」に所在する土地の買入れを容易にし、特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の円滑な取得に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 21 件 6 件 平成 23 年度 : 5 件 3 件 平成 24 年度 : 10 件 5 件</p> <p>買取証明書の実績件数に基づく。</p>
		② 減収額	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 69 百万円 16 百万円 平成 23 年度 : 24 百万円 3 百万円 平成 24 年度 : 30 百万円 30 百万円</p> <p>買取証明書の実績額に基づく推計値。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、特定飛行場で 36 件、成田国際空港で 14 件の土地の買入れを実施。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)に所在する土地の買入れについては、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、土地の買入れの促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が土地を譲渡する場合には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、譲渡をためらうということが想定される。本特例措置は、土地の買入れの実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、土地の買入れの促進のために非常に効果的であり、税收減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地の買取り促進」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買取りが可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、試算及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
 空港法（昭和31年法律第80号）
 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 本措置は、昭和44年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
 そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺の移転・買取措置対象者となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する土地等が、特定住宅地造成事業等以下のために買い取られる場合には、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を越える部分の金額と1,500万円のいずれか低い方を損金の額に算入できる等の特例措置である。 ○成田国際空港株式会社等の用に供されるために買い取られる場合 ○土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行うものによってその収用の対償に充てるために買い取られる場合 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(特騒法)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第9条第2項の規定により買い取られる場合
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施及び成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域(航空機騒音障害防止特別地区)における土地の買取りの促進。 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 15 件 平成 23 年度 : 9 件 平成 24 年度 : 18 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 29 百万円 平成 23 年度 : 17 百万円 平成 24 年度 : 35 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 42 件の土地の買入れを実施。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まない」として設定していないところ、仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される」と本租税特別措置等の必要性が説明されることとまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本特例措置の目標は、地域開発計画に基づく工業用地等の造成に係る開発用地等の取得の円滑化を図ることである。

これまで本措置を活用し用地取得が円滑に行われてきたことから、目標に向けて一定の進捗状況にはあると考えている。

今後についても、開発地域に虫食い状態で点在する未取得用地について、大規模な土地利用が可能という開発地域の特性を阻害することがないよう、円滑な用地取得を実施するために、本特例措置を活用した、計画の推進が必要である。

（参考）

用地取得率：苫小牧東部地域（91.3%）、苫小牧臨海工業地帯（97.7%）、石狩湾新港地域（82.2%）

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、用地取得は実施されず、したがって本租税特別措置の適用がないことを、各開発会社にヒアリングで確認を行った。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、用地取得は実施されず、したがって本租税特別措置の適用がないことを、各開発会社にヒアリングで確認を行った。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑩ 税込減収額の効果の実績確認（評価書中8③「税込減収を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、本租税特別措置の適用はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当部局	北海道局 参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (苫小牧臨海工業地帯) ○第2期北海道総合開発計画(昭和37年7月10日閣議決定) 第7 産業基盤の整備 2 港湾 (2)開発港湾の整備 開発港湾として苫小牧港等の整備を促進する。</p> <p>○第7期北海道総合開発計画(平成20年7月4日閣議決定) 第1節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現 3 東アジアと共に成長する産業群の形成 (1)地理的優位性を活かした産業立地の促進 苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠点の形成を促進する。</p> <p>(苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域) ○第3期北海道総合開発計画(昭和45年7月10日閣議決定) 第7 産業の開発振興 5 工業 (1)大規模工業基地の建設 用地、用水に恵まれた苫小牧東部地区に、大規模港湾などの産業基盤を重点的に整備し、国際的な規模の鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属等の基幹工業と自動車工業などの導入をはかり、目標年次の生産額をおおむね1兆3,000億円と見込む。</p>

		<p>第8 社会開発基盤の強化</p> <p>3 港湾</p> <p>(2) 流通港湾の整備</p> <p>産業経済の発展にともなう港湾取扱貨物量の増大と物流流通合理化の要請に対処するため、地域の特性に立脚して、近代的ふ頭の新設など流通港湾の整備拡充をすすめる。また、札幌圏における物流流通の増大、消費財工業の発展、北方圏との経済交流の進展に即応して、石狩湾沿岸に、流通港湾の整備をはかる。</p> <p>○第7期北海道総合開発計画(平成20年7月4日閣議決定)</p> <p>第1節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現</p> <p>3 東アジアと共に成長する産業群の形成</p> <p>(1) 地理的優位性を活かした産業立地の促進</p> <p>苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠地の形成を促進する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省</p> <p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 40 北海道総合開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>『7必要性等①政策目的及びその根拠<政策目的の根拠>』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件はなかったことから、実績はない。</p> <p>② 減収額</p> <p>減収額(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。</p> <p>他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

